

学会情報

第 76 回 IFA（国際租税協会）年次総会の模様について

税務大学校 研究部 教授
高 橋 麻 莉
税務大学校 研究部 教授
飯 田 淳 一

◆SUMMARY◆

2024 年（令和 6 年）10 月 27 日（日）から 10 月 31 日（木）まで、南アフリカ共和国・ケープタウンで第 76 回 IFA 年次総会（ケープタウン大会）が開催された。

ケープタウン大会では、議題 1「租税におけるネクサスの意味を探る ― 過去、現在、未来」及び議題 2「国際税務紛争の予防と解決に向けた実践的アプローチ」を主要議題とし、更に 10 のセミナーが設定され、テーマに沿った研究・討議が行われた。

今年次総会には、税務大学校研究部から高橋麻莉教授及び飯田淳一教授が参加した。本稿は、この 2 名が聴講した議題・セミナーについて、議論のポイント等を報告するものである。
(税大ジャーナル編集部)

キーワード：ネクサス、租税条約、紛争の予防と解決、投資協定、税制の decluttering、国際連合（国連）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	2
議題 1：租税におけるネクサスの意味を探る ― 過去、現在、未来	3
セミナー A：ネクサス、新たな形態の税、二重課税	9
セミナー B：富裕層の移動、最新の税務動向	15
議題 2：国際税務紛争の予防と解決に向けた実践的アプローチ	23
セミナー C：税務紛争における二国間投資協定の役割	29
セミナー D：石油及びガス産業の課税問題とエネルギー転換	37
セミナー E：IFA/OECD 共同セミナー	40
セミナー F：IFA/アフリカ共同セミナー（アフリカでのビジネス）	50
セミナー G：租税条約と国内法の関係	55
セミナー H：国際課税に関する最新の動向	61
セミナー I：租税条約の解釈に対する司法アプローチ	69
セミナー J：IFA/EU 共同セミナー	76

はじめに

令和 6 年 10 月 27 日（日）から 10 月 31 日（木）にかけて、南アフリカ共和国・ケープタウンで IFA 年次総会が開催された。IFA は、オランダのロッテルダムに本部を置く国際課税の研究団体である。例年、年次総会では、最新の国際課税の課題がテーマとして取り上げられる。

本稿は、年次総会における議題 1・2 やセミナーの学術的な議論を整理したものである。それぞれの議題とセミナーについて、動画と資料が IFA のウェブサイト（My IFA）に掲載されており、IFA の会員であればアクセスすることが可能である。本稿の文中で「スライド」とあるのは、当該議題又はセミナーの該当資料（スライド）を指す。

原則として配付資料及び各セッションでの議論を整理し、部分的に担当者が事実関係の補足説明を加えている。しかし、本報告は発言を逐語的に記録したものではなく、内容の正確性を完全に保証するものではない。そのため、制度等の詳細については、OECD をはじめとする関係機関の公式サイト等をご参照いただきたい。なお、日本租税研究協会『租税研究』906 号（令和 7 年 4 月）に掲載の「2024 年度 IFA 年次総会（ケープタウン大会）報告会」とは、できるだけ重複を避けているが、一部やむを得ず重なる点がある。

第 76 回 IFA 年次総会の議題及びセミナーで採り上げられたテーマは下表の通りである。

ケープタウン大会プログラム（※【】は担当者）

	午前（8:30~11:30）2.5 時間（休 30 分）	午後（1:30~15:00）2.0 時間（休 30 分）
10/28 （月）	議題 1：租税におけるネクサスの意味を探る―過去、現在、未来【飯田】	セミナー A：ネクサス、新たな形態の税、二重課税 【飯田】
		セミナー B：富裕層の移動、最新の税務動向【高橋】

10/29 (火)	議題2:国際税務紛争の予防と解決に向けた実践的アプローチ【高橋】	セミナーC:税務紛争における二国間投資協定の役割【高橋】
		セミナーD:石油及びガス産業の課税形態とエネルギー転換【飯田】
10/30 (水)	セミナーE:IFA/OECD 共同セミナー【高橋】	セミナーF:IFA/アフリカ共同セミナー【高橋】
		セミナーG:租税条約と国内法との関係【飯田】
10/31 (木)	セミナーH:国際課税における最近の動向【飯田】	セミナーI:租税条約の解釈に対する司法アプローチ【飯田】
		セミナーJ:IFA/EU 共同セミナー【高橋】

議題1:租税におけるネクサスの意味を探る — 過去、現在、未来

主な内容	議長及び討論者等
1. 国際公法の背景 2. 総括報告書のフィードバック 3. 直接税のネクサス 4. ネクサスの限界をテストする 5. まとめ	Chair: Philip Baker KC (United Kingdom)
	General Reporters: Johann Hattingh (South Africa) Peter Hongler (Switzerland)
	Secretary: Tobias Fleischer (Sweden)
	Panel Members: Annet Oguttu (South Africa) Victoria Plekhanova (New Zealand) Andrea Riccardi (Uruguay) Cedric Ryngaert (Netherlands) Maria Elena Scoppio (EU - online)

1 国際公法の背景

(Cedric Ryngaert)

- ・ 管轄権に関する国際法とは、国家間の権限領域を区分することを目的としており、国家は、ネクサス（＝課税する国家と課税対象とのつながり）がある場合のみ、法律の地理的範囲において、管轄権を行使することができる。
- ・ 租税法は公法であるため、国際公法上の制約を受け、租税法を地理的に拡張することは、他国の財政主権を侵害する可能性があるため、国際法上の管轄権のルールやネクサスの概念が必要になる。
- ・ 管轄権に関する国際法は慣習国際法であり、商業慣行や技術の進歩によって変化し、多くの場合、主導的な国によってその変化が推し進められ、他の国は新しい慣行を受け入れ、各国の慣行が十分に一般的になった場合にのみ、新しいルールが確立する。

2 総括報告書のフィードバック

36の支部から租税ネクサスとその根拠について報告があり、日本の支部報告書は、ジョーンズ・デイ弁護士事務所の片平亨介弁護士によって作成された。

(Johann Hattingh, Peter Hongler)

支部報告書を分析した結果、ネクサスについて次のような発見があった。

- ・ 政策的な観点から、理想的なネクサスの根拠はない。なぜなら、ネクサスは変化するものであり、国の財政手段の目的や経済構造がネクサスの設計に影響を与え、国によって目指す開発政策や租税政策の目標が異なるからである。
- ・ 各国の税制の発展には、二つの傾向が見られる。一つ目の傾向は、税制は常に変化することであり、ネクサスは社会の変化に敏感に反応し、自動化、デジタル化はネクサスに明確な影響を与え、租税回避の懸念もネクサスに影響を与える。二つ目の傾向は、ネクサスのルールが消費に関する考え方に引きずられやすくなっているということである。消費は領土と明確に結びついており、ネクサスを策定する上で安全な手段で、この傾向はますます強まっている。
- ・ ネクサスは国家の経済構造と切り離すことはできない。例えば、ロイヤルティについて、技術輸入国では、知的財産の使用地を重視する一方、技術輸出国は、知的財産の登録地に重点を置くかもしれない。
- ・ 今日の税務上の居住地は、源泉地課税のネクサスのように見え、居住地と源泉地の境界線は世界的に曖昧になってきている。例えば、個人の居住地を決定するのに使用される物理的な滞在日数は、源泉地課税を引き起こす要因にもなる。

3 直接税のネクサス

(1) 居住地（市民権）

(Tobias Fleischer) 個人の居住地を決定する主な方法として、住所、居所、滞在日数のような時間ベースのテスト、法人については、会社法上の設立地、実質的な管理の場所がネクサスとして使われている。

(Johann Hattingh)

- ・ 個人の居住地を決定するのに「住所」が多く、多くの国でまだかなり一般的に使用されているが、「ビザ」を使用する国は少数である。
- ・ 居住地は操作可能であり、簡単に回避できるものであるため、バックストップとして、実際に滞在する日数を利用する国が増加している。
- ・ フランスでは、税率がフランスの税率の 50%未満である国で納税している場合、ネクサスを市民権に基づいて決定する「targeted universal tax」の法案が提出されている。

セッションの最後に、市民権をネクサスとして使用することの合法性について **Fleisher** と **Plekhanova** による討論が行われた。**Fleisher** は、ある国の国民であることは、その国によって一定の権利と保護が与えられるため、その国の課税は正当な主張であること、また、市民権に基づく居住地の決定は、簡単で予測可能なものであると主張した一方、**Plekhanova** は、市民権はステータスであるため、ステータスのものが所得やキャピタルゲインへの課税につながることはないこと、市民権は、個人と国家を結びつける概念であり、国家は領土という物理的な空間に存在する一方、市民権の概念は個人の物理的な位置とは関係ないため、市民権を所得税のネクサスとして使用することは合理的ではないと反論した。

IFA アプリを使った参加者による投票の結果、71%の参加者が No（市民権のネクサスは合理的ではない）に票を投じた。

(2) ソース (Source)

このセクションでは、専門サービス、年金、配当、利子、ロイヤルティのネクサスの意味について議論が行われた。

イ 専門サービス所得

(Andrea Riccardi) 専門サービスによる所得は、源泉地ネクサスの伝統的なアプローチである「サービスが物理的に提供される場所」が多くの国で使用されているが、国によっては、物理的な存在に加えて、例えば、恒久的施設など何らかの閾値を要求する国もあるほか、サービスが経済的に利用される場所や、居住者が給与を支払う場所をネクサスとする国もある。

(Cedric Ryngaert) 長い間、国際慣習法上の立場は、サービスが物理的に提供される場所や提供者がいる場所、あるいは恒久的施設がある場所でのみ課税されるというものであったが、テクノロジーの台頭により、専門サービスを遠隔地で提供することが可能になったため、消費者や役務の受領者の存在をネクサスとして認めることも理にかなっている。

ロ 年金所得

(Johann Hattings) 年金所得は、貯蓄所得と繰延雇用所得の二つの捉え方があり、多くの国は年金を貯蓄所得とみなし、年金基金が設立された場所や管理されている場所、あるいは年金契約が締結された場所に注目する一方、年金受給資格の雇用の場所が年金所得の源泉地となる国もある。

ハ 配当所得

(Annet Oguttu) 大半の国が、配当金を支払う法人の居住地をソース・ルールとして使用していると報告したほか、配当金の支払者や配当宣言をした法人の所在地をソース・ルールとしている国もある一方、配当金が由来する場所や株式登記簿の所在地、あるいは証券が現地の証券取引所に上場されているかなどに基づく考慮は、ネクサスに関係ない。

ニ 利子所得

(Victoria Plekhanova) 利子所得の最も一般的なネクサスは、借入資本の使用地であるが、利子所得に課税すると、借手の資本コストが上昇するため、スウェーデンは利子所得に課税を行っていない。また、ニュージーランドでは、利子所得を捕捉するための広いネクサスを有するものの、証券等の発行者が2%の賦課金 (Approved Issuer Levy) を支払うことにより、利子所得に対する源泉徴収が免除できるため、ほとんど課税対象にならない。

ホ ロイヤルティ

(Andrea Riccardi) ほとんどの国が、ロイヤルティのネクサスとして、知的財産が「経済的に利用又は活用された場所」又は「支払者の居住地」、あるいはその両方を採用していることが確認されたほか、少数の国で、「知的財産の登録地」が見られ、「知的財産の生産地又は開発地」は、法律には見られないが、南アフリカの判例やアイルランド歳入庁が発行したガイダンスにおいて見られる。

4 ネクサスの限界をテストする

(1) 新たなネクサスの主張

イ 知的財産の支払い

(イ) イギリス

このセクションにおける知的財産の支払いは、非居住者間のロイヤルティの支払いを想定している。

(Philip Baker KC) イギリスでは、2016年に、知的財産から生じるロイヤルティ所得に対する課税を拡大し、ロイヤルティの支払者がイギリスの PE を通じて事業を行う非居住者であること、及び、ロイヤルティの支払いが PE を通じた取引に関連するもの、要件が満たされる場合、イギリスに源泉があると判断される。

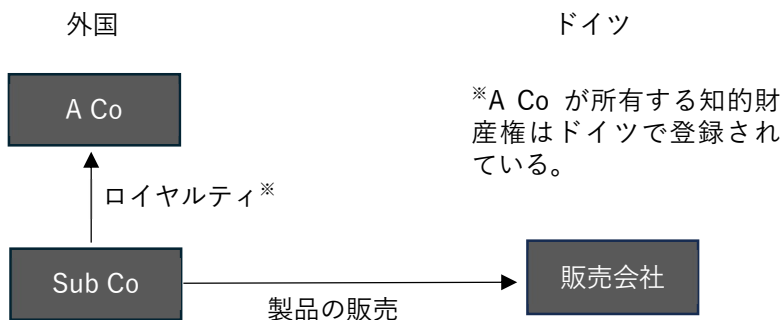
(ロ) アイルランド

(Johann Hattingh) アイルランドでは、国内の財産から発生した所得はアイルランドの源泉となる取扱いだったが、歳入庁は、2024年、ガイダンスを公表し、知的財産がもともと他の国で開発され登録されたものであって、ライセンス契約が他の国で締結されている場合、非居住者間のロイヤルティ支払いは、アイルランドに源泉があるとは見なさないと取扱いを変更した。

(ハ) ドイツ

(Peter Hongler) ドイツで登録された知的財産権がライセンス供与又は譲渡される場合、ドイツで所得税が発生するが、取引当事者のいずれもが非居住者であっても所得税が課される。次の事例を紹介する。

図1



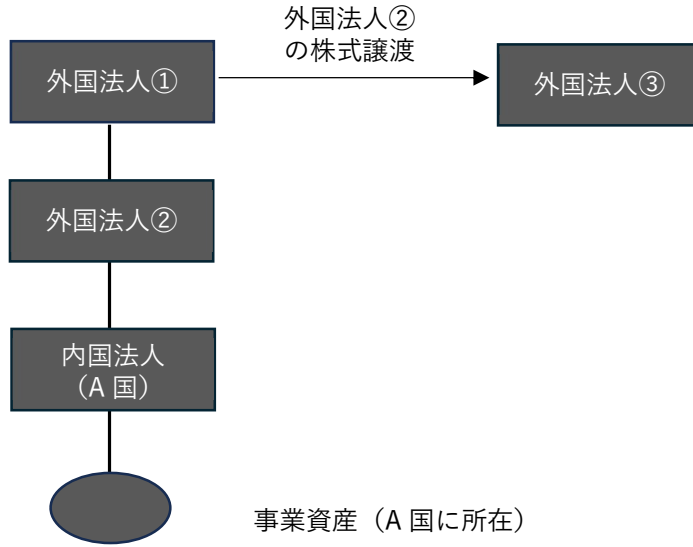
海外に A Co 及び Sub Co があり、ロイヤルティの支払いは二つの会社の間で行われ、Sub Co はドイツ国内で第三者の販売会社を通じて、製品を販売している。この事案では、ドイツがロイヤルティ所得に課税を行うのに、知的財産の登録がドイツで行われていることだけで十分なのか、それともドイツ国内に恒久的施設が必要なのかが争われている。ドイツで数百件の係争があると聞いており、ドイツの動向を注視することが重要である。

ロ オフショア間接譲渡

(Philip Baker KC) オフショア間接譲渡とは、外国法人①が外国法人②の株式を外国法人③に譲渡するという取引であり、ボーダーフォン・インディア事件⁽¹⁾が典型的な例である。簡単な事例を紹介する。

⁽¹⁾ Vodafone International Holdings BV v. India (I), PCA Case No. 2016-35.

図 2



A国は外国法人間の株式譲渡に課税したいと考えている。これまで、国際法では、オフショアでの間接譲渡が許容される状況として、原資産が不動産であれば、その管轄地域との十分なネクサスがあるため、課税が認められていた。例えば、米国の外国人不動産投資税法（Foreign Investment in Real Property Tax Act : FIRPTA）や OECD モデル租税条約第 13 条第 4 項（不動産化体株式）などである。

しかし、問題は、原資産が不動産以外の資産であっても、課税できるかどうかである。支部報告書によると、中国、インド、ペルーでは課税できるとの報告があった。

（Cedric Ryngaert）2020 年にハーグ常設仲裁裁判所が、インド税務当局がボーダフォンに対してキャピタルゲイン課税を行ったことはインド・オランダ投資協定違反（第 4 条：公正衡平待遇条項）であるとしたが、国際法上、十分なネクサスが存在するかどうかという点については、言及されていなかった。ボーダフォンのケースは、本質的に外国企業同士の取引であり、インドとの十分強い関連性を欠いていると考えられる。

ハ 第 1 の柱^②（利益 A）とネクサス

（Andrea Riccardi）第 1 の柱の利益 A は、顧客が財やサービスを消費・使用する国・地域に新たな課税権を付与する仕組みであるため、既存のネクサスルールと共存する新たなネク

^② 市場国に物理的拠点（PE : Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業が増加し、現在の国際課税原則「PE なくして課税なし」の下で、市場国で課税が行えない問題が顕在化したことや法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化し、税制面において企業間の公平な競争条件が阻害されていることに対応するため、OECD/G20 の「BEPS 包摂的枠組み」によって議論が行われ、2021 年 10 月 8 日、2 つの柱による解決策が合意された。第 1 の柱は、売上高 200 ユーロ超かつ利益率 10% 超の超大規模、高利益水準のグローバル企業グループを対象として、その利益率 10% を超える残余利益の 25%（利益 A）を市場国へ配分する仕組みである。

サスを認めることになる。第2の柱^③のグローバル・ミニマム課税については、多国籍企業が事業を行っている管轄地が適切な課税権を行使しない場合に、**tax back** の権利が与えられる。

では、UTPR の下で課税権を行使するのは合理的か。UTPR の適用には、IIR や CFC のような直接・間接の所有権やグループ間取引も必要がなく、今回のテーマであるネクサスとの関連では、実効的な課税水準がない場合、ある国にグループの事業体が存在するだけで、管轄権を規定するのに十分な関連性があるかどうかは議論の余地がある。

(Peter Hongler) UTPR が国際法を侵害しているかどうかを評価するには、外国に対する介入のレベルや外交的な抗議を見ることが必要である。介入のレベルの例として、ベトナムでは、グローバル・ミニマム課税による影響を軽減するために投資支援基金を創設し、バルバドスでは、300%の税額控除を税制改正で導入した。外交的な抗議については、アメリカではグローバル・ミニマム課税に対して、共和党が強く反対していることは自明のとおりである。国連租税協力枠組条約について政治的な議論が行われているという事実は、一部の国々が UTPR を含む OECD の提案したルールに不満を持っているという証拠であり、多くの国・地域が現在の税制やインセンティブ制度を変更する必要性に憤慨していることを理解すべきである。

(Cedric Ryngaert) UTPR の納税義務は、その法人がグループメンバーであるというだけで、課される可能性があり、UTPR 適用国と、低税率の国で子会社が稼いだ所得との間には、間接的なつながりしかないため、UTPR は他国の問題に干渉しているとみなされる可能性がある。UTPR には関連するネクサスがあるとして、一般的に受け入れられるかどうかは、現在進行中の国連租税協力枠組条約の交渉にもある程度左右される。

(2) 新たな税

イ 金融取引税

(Maria Elena Scoppio) 2013 年に欧州委員会で採択された金融取引税 (Financial Transaction Tax : FTT) のネクサスは、居住地主義を原則とし、取引を行う又は取引に介入する金融機関が設立されている加盟国で納税され、FTT の迂回を防止するため、次のように二つのセーフガードにより補完されている。セーフガードの一つは、カウンターパーティーの原則 (Counter-party principle) で、EU 域外の金融機関であっても、取引相手が EU 域内に設立されていれば、納税義務を負うというものである。取引の両当事者が EU 域内で設立されていない場合は、二つ目の発行原則 (Issuance principle) が適用され、発行原則とは、FTT を適用している国で発行された取引を課税対象とする原則である。

(Cedric Ryngaert) カウンターパーティーの原則については、イギリスが法律の域外適用は違法であるとして、異議を唱えたが、FTT の課税対象は、外国金融機関が EU に拠点を置く者を行う取引であるため、外国金融機関は EU と十分なネクサスがあると主張することもできること、発行原則については、金融商品が課税対象国で発行されたというネクサスが存

^③ 第2の柱は、グローバル・ミニマム課税と呼ばれ、所得合算ルール (Income Inclusion Rule : IIR) 軽課税所得ルール (Under Taxed Profits Rule : UTPR) 及び国内ミニマム課税 (Qualified Domestic Minimum Top-up Tax : QDMTT) から構成される。

在し、また、2020年に欧州司法裁判所は、ソシエテ・ジェネラル事件⁽⁴⁾において、発行原則に基づくイタリアの金融取引税のEU法上の有効性を確認したことから、国際公法上、FTTは違法ではない。

ロ 環境税

(Andrea Riccardi) 炭素税について、気候変動の抑制や環境保護のために、自国の領域外での行動にインセンティブを与えることを目的として、普遍的管轄権⁽⁵⁾ (universal jurisdiction) や効果理論⁽⁶⁾ (effect doctrine) を行使して、自国の領域外で生産された炭素内蔵製品の製造に炭素税を課することができるかどうか疑問である。

(Cedric Ryngaert) 普遍的管轄権は、国際法に反する中核的な犯罪、例えば、戦争犯罪、人道に対する犯罪、ジェノサイドなどにのみ及ぶという点でコンセンサスが得られているが、環境犯罪や環境に有害な活動については、普遍的管轄権は存在しないため、領土のような伝統的な管轄権のつながりを拡大解釈することが可能ではないか。

5 まとめ

最後に、Hattingh が、南アフリカにはウブントゥ (Ubuntu) という地域言語があり、互いの違いと共に生きることを学ばなければならないという教えである。我々がこの世界で共存することを学ぶ必要があるように、ネクサスもまた、国家間の共存が必要であるという言葉で締めくくられた。

セミナーA：ネクサス、新たな形態の税、二重課税

主な内容	議長及び討論者等
1. 所得税におけるネクサス	Chair: Stephen Shay (USA)
2. VAT とネクサス	Secretary: João F.P. Nogueira (Portugal)
3. DST 導入の背景	Panel Members: Giammarco Cottani (Italy) Rebecca Millar (Australia) Afton Titus (South Africa) Peter Hongler (Switzerland)
4. VAT と DST の比較	
5. 多重課税	
6. 国際税務協調	
7. まとめ	

1 所得税におけるネクサス

(1) 恒久的施設

(João F.P. Nogueira) 所得税のネクサスの一つとして恒久的施設 (Permanent Establishment: PE) があり、PE は様々な種類が存在する中、国連モデル租税条約特有の PE (監督活動 PE、在庫保有 PE、保険活動 PE) の普及状況について紹介する。

2013 年から 2023 年までの 10 年間に締結された 718 の租税条約を調査した結果、監督活動

⁽⁴⁾ Société Générale S.A. v Agenzia delle Entrate C-565/18.

⁽⁵⁾ 世界的な共通利益のために行使されるもので、特定のネクサスを必要としない管轄権をいう。

⁽⁶⁾ 外国における行為が自国の領域内に影響を与え、行為者がそれを予見することができる場合、立法管轄権を行使することができるという考え方。

PE については、OECD 非加盟国間で締結された租税条約の 80%、OECD 加盟国と非加盟国との間で締結された租税条約の 58%、OECD 加盟国間で締結された租税条約の 29%の租税条約で導入されている。

次に、在庫保有 PE では、OECD 非加盟国間で締結された租税条約の 43%、OECD 加盟国と非加盟国との間で締結された租税条約の 17%、OECD 加盟国間で締結された租税条約の 6 %の租税条約で導入されている。

三つ目に、保険活動 PE に関しては、非 OECD 加盟国間で締結された租税条約の 48%、OECD 加盟国と非加盟国間で締結された租税条約の 24%、OECD 加盟国間で締結された租税条約の 9%の租税条約に導入されている。

このように、事業利益に課税するための PE は拡大している傾向にある。

(Peter Hongler) AI 革命によるデジタル化されたサービス所得をアクティブインカムとして取り扱い、純額課税を行う方法 (OECD の第 1 の柱、インドの重要な経済的プレゼンス) とパッシブインカムとして取り扱い、総額課税を行う方法がある。今後は、アクティブインカムからパッシブインカムへ移行していくことを理解する必要がある。

(2) 技術サービス

(João F.P. Nogueira) 国連モデル租税条約第 12A 条 (技術サービス) の普及状況、第 12B 条の導入、第 XX 条の承認について紹介する。

第 12A 条は、2017 年に国連モデル租税条約に導入されたもので、いくつかの国の国内法や租税条約の慣行を踏襲し、技術サービスの対価が管轄内で発生した場合に、非居住者課税を認める条項である。IBFD⁽⁷⁾の調査によると、第 12A 条は、OECD 非加盟国との間で締結された租税条約の 40%、OECD 加盟国と非加盟国間で締結された租税条約の 22%、OECD 加盟国間で締結された租税条約の 8%の租税条約に導入されている。

第 12B 条は、自動化されたデジタルサービスから生じる所得にのみ適用され、インターネット又はその他の電子ネットワーク上で提供されるサービスであって、いずれの場合もサービス提供者の人的関与が最小限にとどまるものが対象である。

最後に、2024 年 10 月 16 日、国連租税委員会第 29 回会合で、国連モデル租税条約の次期リリースに第 XX 条の条文を含めることが承認された⁽⁸⁾。

(Afton Titus) 途上国は租税条約に第 12A 条を含めることに成功している。技術サービスの対価に対する源泉税の問題は、1970 年代に国連の特別租税委員会で議論され、途上国は一貫して租税条約にこの条項を盛り込んできた。第 12B 条は、2021 年に国連モデル租税条約に盛り込まれたが、第 12A 条と第 12B 条は OECD モデル租税条約と国連モデル租税条約の最も実質的な違いを表していると主張する人もいる。

途上国がこれらの条項を租税条約に盛り込む利点は、特定の国境を越えたサービスから生じる所得に課税することができ、そのメカニズムが複雑でないことである。これらの規定は、歳

⁽⁷⁾ International Bureau of Fiscal Documentation (IBFD) は、1938 年にアムステルダムに設立された国際税務の研究・情報提供機関である。

⁽⁸⁾ Committee of Experts on International Cooperation in Tax matters Twenty-ninth Session : E/C.18/2024CRP.22.

入官庁に追加の負担を強いるものではなく、また、その対象となりうる納税者のコンプライアンス負担を増やすものでもない。

第 XX 条は、2025 年の国連モデル租税条約に盛り込まれる予定で、源泉地国が非居住者に支払う役務の対価について、締約国が交渉した税率の上限内で課税することを認める条項である。この条項は第 12A 条及び第 14 条に代わるもので、国境を越えた役務提供に対する源泉地課税の条件として、物理的存在への依存を減らすことを目的としている。第 XX 条と他の規定との関係について、ある手数料が、第 8 条、第 12B 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条のいずれかの規定に該当する場合、第 XX 条は適用されない。第 XX 条は、源泉地国の居住者又は非居住者が、その源泉地国の恒久的施設を通じて対価を支払った場合に、その源泉地国がサービスに対する対価に課税することを認めるもので、重要なのは源泉地国で実際に役務が提供されていることが要件ではなくということである。以前は、サービス提供者がその国に恒久的施設を有するか、サービス提供者が 12 か月間のうち 183 日以上その国に滞在している場合にのみ、源泉国は国境を越えたサービスからの所得に課税することが可能であった。国連租税委員会は、これらの閾値と物理的存在の要件は、国境を越えたサービスからの所得の源泉地課税には不適切であると決定した。さらに、同委員会は、第 XX 条はモデル租税条約の作業を大幅に簡素化するとの見解を示している。なぜなら、納税者及び税務当局は、第 12A 条で課税対象となる技術的役務の対価とその他の役務の対価又は第 14 条で課税対象となる専門的役務の対価とその他の役務の対価を区別する必要がなくなるからである。これは、国境を越えたサービスにより効果的に課税することを目指す途上国にとって、良い進展である。しかし、再交渉された租税条約に第 XX 条を盛り込むことが成功するかどうかは未知数である。

2 付加価値税 (Value Added Tax : VAT) とネクサス

(Rebecca Millar) VAT は最終的な消費に課税するものであるため、ネクサスは、消費が行われる国である。しかし、VAT は民間消費に対する直接税ではなく、多段階取引税という形で間接税として構成され、輸入に対する課税と組み合わせられているため、VAT が事業に対する課税ではないことを保証するための原則が必要である。この原則は、企業間取引に課税するとしても、理論的にはその取引には課税しないということを保証するものであり、ネクサスの設計方法に影響を与える。これは、法律に記載する必要のある規則ではなく、どの国が課税権を持つかに影響する全ての規則を通じて達成される結果である。つまり、供給地ルールやエンタープライズ・ルールと呼ばれることもある。

経済のデジタル化は課税の問題を引き起こしたが、解決策も提供している。コンプライアンスのデジタル化によって、税の捕捉が困難な非居住者及び外国法人への課税が容易になる。OECD は、VAT の登録申告を簡素化し、非居住者及び外国法人に対し、実質、納税のみの制度を設けることを推奨する。しかし、OECD は、前段階税 (input tax) がある場合、前段階税の還付を請求できるようにする仕組みが必要だと強調している。また、プラットフォームが関与している場合、プラットフォームが供給者でなくても、プラットフォームを通じて行われた供給について、プラットフォームに責任を負わせることができる。加えて、プラットフォームを通じて供給を行っている者に関する情報を共有するよう、あるいはプラットフォームを利用しているサプライヤーを教育するようプラットフォームに求めることもできる。

3 デジタルサービス税 (Digital Service Tax : DST) 導入の背景

(Giammarco Cottani) DST は、所得税のルールや国境を越えたデジタルサービスへの課税が不十分であると認識されたことに対する対応策であり、BEPS 行動 1 (電子経済の課税上の課題への対処) での合意に至らなかったため、各国での導入が拡大し、それに対して米国が関税を課すという脅威を引き起こした。

また、DST は、OECD の交渉テーブルに米国を引き留めるために、米国に対する脅威として利用されてきたが、2018 年、欧州委員会が DST の中間提案を行い、基本的には複数の課税を避けるために合意に基づく解決策を見出す必要があるという動きを見せた。

DST は、オンライン広告、デジタルマーケットプレイス、旅行手配、ユーザーデータの販売など、特定の種類のデジタルサービスを対象とする収益に適用され、大規模な多国籍企業や外国法人を対象とし、多くの国で導入されている。

最初の DST は、インドが 2016 年に衡平化という名目で導入したもので、EU の DST 以外の税制では、収益基準を設けることで中小企業への課税を避ける傾向にあった。しかし、最近、この基準も撤廃されることになってきている。つまり、現時点では、DST は、大企業だけを対象にするのではなく、もう少し幅広く適用されることになりそうである。

OECD は、DST に関する多国間条約について行っている最近の作業⁹⁾において、次の三つの基準により DST を定義付けした。

- ・ 市場ベースの基準 (利用者の所在地) を参照すること。
- ・ DST の適用対象は非居住者や外国企業であること。
- ・ 租税条約の適用対象外であること。

三つ目が最も重要な側面であり、企業にとって最も厄介な側面と言える。

4 DST と VAT の比較

(Rebecca Millar) まず、DST という言葉やその頭文字を使って、同じものを表現しているわけではないことを認識する必要がある。DST という言葉を使って VAT の内容を説明している国もある。VAT の課税ベースは最終的な民間消費である一方、DST の課税ベースは、ユーザーが創造した価値を対象とするものもあれば、国境を越えて供給されるあらゆる種類のデジタルサービスを対象とするものもある。しかし、これらは総額課税であり、経費や損失の可能性を考慮しないため、所得税ではない。

VAT は多段階課税であるが、DST は単段階課税である。VAT の課税対象は非常に広範であるが、DST は狭い。VAT の閾値は非常に小さく、DST は非常に高い。DST は、付加価値税ではないが、間接税の一種である。ある国では物品税と呼ぶかもしれないし、ある国では資源賃貸税と呼ぶかもしれない。

(Afton Titus) DST が所得税なのか間接税なのか、それとも別のものなのかは不明である。例えば、アフリカの多くの国では、DST と VAT を同じデジタルサービスに対して課している。このことは、少なくともアフリカのほとんどの国では、DST は間接税以外の何かであると考え

⁹⁾ OECD は、2022 年 12 月 20 日から 2023 年 1 月 20 日の間、第 1 の柱の利益 A に関する文書 “Draft Multilateral Convention Provisions on Digital Services Taxes and other Relevant Similar Measures” を公開し、パブリックコメントを行った。

ていることを示しているように思われる。DST は、ロイヤルティのような固有の場所の賃貸料とみなすべきだという意見もある。その意味では、DST はすでに存在する税とさほど変わらない。すでに多くの国で、天然資源の採掘に対してロイヤルティや法人税が課せられている。したがって、DST は、デジタルプラットフォーム企業が獲得する経済的レントに対する課税とみなすことができる。アフリカ諸国は資源採掘産業への課税の経験があるため、このような課税はアフリカ諸国にとって非常に有益である。

アフリカ税務行政フォーラム (African Tax Administration Forum : ATAF) は、2020 年に DST の国内法モデルを提案した。ATAF がこのモデルを提案したのは、アフリカ諸国が OECD による国際的な解決策を待つことに大きなリスクがあると主張したからである。そこで ATAF のモデルでは、包括的に定義されたデジタルサービスから得られる総額の 1% から 3% の間の税率で課税することを推奨している。さらに ATAF は、最終的に課税対象となるのは最大手のデジタル企業のみとなるよう、各国が閾値を課すことを推奨している。

ATAF のモデルは、提供されるデジタルサービスの種類ごとに、どのように収益を徴収し、計算するかを概説している点で、非常に有用である。また、すでに DST を導入しているアフリカ諸国にとっても有益である。

また、ATAF モデルでは、DST と法人税との相殺というオプションを認めている。しかし、このオプションは別として、モデルの他の部分は、固有の場所の賃貸料に対する独立した課税をモデル化したものと見るように構成されている。この場合、二重課税の問題が生じる。例えば、ナイジェリアの重要な経済的プレゼンスに関する規定は、法人税制の一部を構成しているため、デジタル経済への課税に対応する規定は、既存の租税条約に従うことになる。しかし、DST に関しては、ほとんどの二国間租税条約によってカバーされていないため、二重課税が発生する可能性が高く、アフリカ諸国が租税条約を再交渉する必要があるかもしれない。途上国は個々の国としてではなく、地域的にこれを行うことで、第 XX 条のような議論を呼ぶ規定を盛り込むことに成功する可能性が高まる。

5 多重課税

(Rebecca Millar) VAT と DST の多重課税については、同じ税金ではないため何の問題もない。VAT と所得税、あるいはその他の間接税が重複して課税されることはよくあることである。VAT が適用されることもあれば、ホテル税が適用されることもある。米国のどこかのホテルを利用する場合、実際の料金のほかに三つも四つも間接税がかかることがある。したがって、同じ課税ベースを意図していないのであれば、特に問題はない。

VAT の課税場所に関するルールについては、ある程度一般的な合意が得られている。しかし、実際の運用においては、課税地に関するルールが実際にどのように機能し、設計されるべきかについて、多くの合意が得られていない。どうすれば VAT の多重課税を防ぐことができるのか。それには、首尾一貫して設計された課税地ルールを持つことが重要である。例えば、オーストラリアのように、外国人が自国にいるときや自国民が他国に行くときにグローバルローミングに課税する権利を主張したりしないことである。外国企業や自国企業が不必要な前段階税 (input tax) を負担しないように、前段階税額控除や還付制度を適切に設計する必要がある。

6 国際税務協調

(Afton Titus) OECD は主に富裕国の利益を代表しているため、途上国が疎外されるだけでなく、グローバルな租税ルールの設定と執行方法において不平等が永続するシステムとなっている。特にアフリカ諸国は、こうした政策の形成においてほとんど発言権を持たず、しかもその影響を不釣り合いに受けている。したがって、国連における最近の動きは、現状における重大な転換を意味する。2022 年 12 月、国連は国際租税協力枠組条約の創設を決議した。この決議は、主にアフリカ諸国によって推進されたものだが、別の国際機関を創設することが目的ではない。グローバルな租税政策の意思決定プロセスからほとんど排除されてきたアフリカは、現在、より包括的なグローバル租税制度の推進において主導的な役割を担っている。これは重要な前進だが、国連は国際税制の問題点を全て解決する万能薬ではないことに注意する必要がある。国連決議が提供する的是プラットフォームである。途上国がグローバルな租税ルールの形成に参加し、より公平な制度を推進するチャンスである。

国連は重要な一步であるが、それを補完する強力な地域国際租税フォーラムが必要である。アフリカ大陸自由貿易地域協定や ATAF の活動など、アフリカではすでに有望な進展が見られるが、これらのイニシアティブはアフリカ諸国に統一戦線を提供し、大陸全体に影響を及ぼす税務問題に集団的に対処することを可能にする。地域協力は、最近の国連租税委員会の推進に見られるように、アフリカの声を増幅させるのに効果的であることがすでに証明されている。税務ガバナンスにおける地域主義は、単に現実的に必要であるというだけでなく、戦略的なものでもある。アフリカ、ラテンアメリカ、アジアのような地域は、OECD が好む EU のような一律のグローバルシステムでは対処できない独自の課題に直面している。これらの地域のために強力な地域税制を創設することで、不正な資金フローとの戦いやインフォーマル経済への課税への対応のような OECD のグローバルスタンダードでは見過ごされがちな課題など、地域固有のニーズに合わせた税制を策定することができる。地域協力はまた、各国が技術的な専門知識を結集し、能力を高め、重要な問題について共通の立場を築くことを可能にする。私たちが将来を見据えるとき、このプロセスにおける国連の役割について現実的であり続けることが重要である。国連ができることは、しばしば前例のない変革の機会である。途上国は初めてテーブルにつくことができ、それによって、より公平でより適した政策を推し進めるチャンスを得たが、これには、地域協力メカニズムの継続的な強化が必要である。結論として、地域主義は、国際税務ガバナンスの未来を形作る上で中心的な役割を果たし、国連によるグローバルな努力と強力な地域協力を組み合わせることで、より公正で公平な国際税制を構築することができる。

7 まとめ

最後に、オンライン旅行サイトを運営するシンガポール法人 Agoda の税務部長である Giammarco Cottani は、多重課税の回避が企業の最大の関心であると主張し、次のようにコメントを述べた。

デジタル課税におけるネクサスの問題にどう対処するかについて、明確なコンセンサスが得られていないのは明らかである。ビジネスの立場からすると、我々が直面している問題は、政治的な議論、つまりこれは政治的なプロジェクトであるため、多国間協調が達成されないということである。

では、ビジネス界は何を望んでいるのか。なぜ第1の柱を成功させたいのか。それは多重課税を避けたいからである。明確な地域化の傾向がみられ、ビジネスがどこで展開されるかによって、国際税務の世界も変わってくる。もし地域化が進めば、多国間的な解決策を達成するための明確な調整ができなくなる。結局のところ、害を被るのは最終消費者なのだから、企業はネットベース課税での解決策を望んでいる。DSTのような一方的な措置に対して企業が抱えている問題は、これらの措置が経済的に大きな存在感を示すものであり、ネットベースではなくグロスベースで発生する課税であるということである。

セミナーB：富裕層の移動、最新の税務動向

主な内容	議長及び討論者等
1. 富裕層の世界的な移動	Chair: James Whitaker (South Africa)
2. 新しい Tax Transparency の影響	Secretary: Tracy Johnson (South Africa)
3. 資産課税	Panel Members: Shaun Cartoon (Australia) Esiri Agbeyi (Nigeria) Shreya Rao (India) Oktavia Weidmann (United Kingdom)
4. 暗号資産への課税	
5. 出国税	
6. 超富裕層へのグローバル・ミニマム課税 (G20 ブラジル提案)	

1. 富裕層の世界的な移動

(James Whitaker) 本テーマの導入として、富裕層 (High-net-worth individuals, HNWI) の世界的な移動について、最新動向を説明する。富裕層が減少した国、増加した国を示す表は次のとおりである。

	国名	予想される富裕層 流出人数 (2024 年)		国名	予想される富裕層 流入人数 (2024 年)
1	中国	-15,200	1	UAE	6,700
2	イギリス	-9,500	2	アメリカ	3,800
3	インド	-4,300	3	シンガポール	3,500
4	韓国	-1,200	4	カナダ	3,200
5	ロシア	-1,000	5	オーストラリア	2,500
6	ブラジル	-800	6	イタリア	2,200
7	南アフリカ	-600	7	スイス	1,500
8	台湾 (中華民国)	-400	8	ギリシャ	1,200
9	ベトナム	-300	9	ポルトガル	800
10	ナイジェリア	-300	10	日本	400

【出所】セミナーB資料 (スライド) 5 頁を加工。

これに対して、各国政府は次のような施策を取った。概ね三つに分類される。

- ① 居住規定の明確化：イギリス
- ② 濫用防止 (過去の税制優遇の濫用を是正等)：オーストラリア、フランス、スペイン、ポ

ルトガルなど。

③ 富裕層誘致：イタリア、ギリシャ、アラブ首長国連邦（UAE）、米国など。

各国の施策の概要	
イギリス	2013年に居住者を特定するための法的テストを導入。居住ステータスを明確にすることで、租税回避を防止。
豪州	移動性に関するルールの強化を検討中。
フランス	非居住者の経済的利益を明確化するための措置を強化。
スペイン	高額所得者向け税制優遇措置「ベッカム税制」 ⁽¹⁰⁾ に関する変更を行い、濫用を防ぐ方針。
ポルトガル	非定住者制度を見直し、不正利用を抑制する方向。
イタリア	2017年から新居住者向けに一律課税制度を導入し、富裕層（HNWIs）を誘致。
ギリシャ	外国の退職者やデジタルノマドを対象とした税制優遇措置を提供。
UAE	税制上の居住ステータスを決定する新制度を導入。

【出所】セミナーB資料（スライド）6頁。

2. 新しいTax Transparencyの影響

（Esiri Agbeyi）国連の推計によれば、BEPSにより、約6000億ドルの収入損失が生じ、不正な資金フローは1兆6000億ドルに達する。これらの損失の全てがオフショア構造に起因するわけではないが、オフショア構造が大きな役割を果たしていることは間違いない。

ある米国の映画プロデューサーが、ノミニ・エンティティーとして機能するマルタ法人とスイスの銀行口座を利用し、自身の映画製作会社インターメディアの株式売却益2,500万ドル以上を隠蔽し、500万ドルの脱税を行ったケースがある。このスキームは、豪州で共犯者が逮捕されたことで発覚し、「プロジェクト・ウィッケンビー」として知られる大規模な脱税捜査につながった⁽¹¹⁾。

年代	主な取組	概要	主な成果
2010年	米国：FATCA	米国納税者が海外で保有する金融口座情報をIRS（内国歳入庁）に報告することを義務付け。	約56,000人が自発的に未申告資産を報告し、110億ドル以上の税収を回収。
2013～2014年	OECD：共通報告基準（CRS）	自動的な金融口座情報交換（AEOI）を標準化。120か国以上が参加。	多数の金融口座情報を共有し、オフショア資産の透明性を向上。

⁽¹⁰⁾ スペインのベッカム税制（Beckham Law）とは、正式にはスペインの「外国人所得税法」に基づく税制優遇措置の通称で、2005年に導入された。通称は、イギリスのサッカー選手デビッド・ベッカムがレアル・マドリードに移籍した際にこの制度の適用を受け、注目を集めたことから付けられたもの。スペインに移住した外国人が、スペインでの所得に対して低税率で課税されるように設計されている。しかし、2010年に制度の濫用を防ぐための見直しが行われ、高所得者（年収60万ユーロ以上）はこの制度の対象外となった。

⁽¹¹⁾ プロジェクト・ウィッケンビー（Project Wickenby）は、オフショア脱税を撲滅するために2005年にオーストラリア政府が開始した長期的な合同捜査である。この捜査は、オーストラリア税務局、オーストラリア証券投資委員会、オーストラリア連邦警察などが共同で行った。

2015 年	OECD：国別報告書制度（CbCR）	多国籍企業が各国での財務データを詳細に報告することを義務付け。	3,300 以上の二国間協定が締結され、企業の利益移転や租税回避が監視可能に。
1989 年 ～現在	実質的支配者登録制度（Beneficial Ownership Register）	オフショアビークルやトラストの実質的所有者を特定し、透明性を向上。	資産隠匿や租税回避の摘発が進展。トラストや法人の不正利用を抑制。

【出所】セミナーB 資料（スライド）12 頁を加工。

また今年、英国のシンクタンクが、オフショアの秘密主義が租税回避や汚職を助長していると指摘し、特定の情報を開示しない企業への支払いに 10%の税金を課すという「transparency levy」の提案を発表した。

誰が実質的支配者（Beneficial Owner）であるかを特定することは、透明性報告にとって極めて重要であるが、米国のような重要な国・地域が実質的支配者登録簿をオープンにしないことは、透明性ルールの完全な導入に影響する⁽¹²⁾。結論として、オフショアビークルを取り巻く状況は劇的に変化している。

CRS では、信託の透明性を確保し、租税目的の情報報告を強化するために、信託に関連する者を実質的支配者としてリスト化している⁽¹³⁾。このリストは、設定者、受託者、保護者、受益者、あるいは最終的な実質支配権を行使する他の自然人であり、網羅的なリストではない。CRS では、金融機関が特定の基準に基づいて、信託に関連する実質的支配者に関する情報を収集し、税務当局に報告する義務があるが、ある国では実質的支配者の実体を把握できていないということもある。このような構造をどのように考えるかについては、法域間の違いがあるため、複雑である。

3. 資産課税

（Shaun Cartoon） 財産は大きく、「不動産（immovable）」「動産（movable）」「無形財産（intangible）」の 3 種類に分類される。一見すると退屈だが、この分類は実際には税務上で大きな意味を持つ。具体例を二つ挙げる。

例 1：再生可能エネルギー資産のキャピタルゲイン課税

外国人投資家が再生可能エネルギー資産（風力タービン、ソーラーパネル）を売却し、キャピタルゲインを得たが、課税所得に計上しなかった。非居住者の場合、キャピタルゲイン課税は主にオーストラリア国内の土地に関連する資産のみ対象となるからである。しかし、再生可能エネルギー資産（例えば、ソーラーパネルや風力タービン）が「土地」に該当す

⁽¹²⁾ 米国の実質的支配者登録制度は、2021 年 1 月に成立した企業透明化法（Corporate Transparency Act, CTA）に基づいて導入され、2024 年 1 月 1 日から施行されている（ただし、差止訴訟が多数提起されている）。米国では、登録情報は公開されず、関係機関のみがアクセス可能。一方 EU では、第 4 次・第 5 次アンチ・マネーロンダリング指令に基づき、情報が一般公開されることとなった。しかし、欧州司法裁判所の判決を受け、一部の国ではアクセスが制限されている場合がある。

⁽¹³⁾ CRS における信託の実質的支配者は、設定者（Settlor）、受託者（Trustee）、保護者（Protector）、受益者（Beneficiaries）、その他の自然人とされている。上記に該当しない場合でも、信託財産を最終的に所有又は管理しているとみなされる者が報告対象になる。

るかどうかで議論が発生した。政府は 2023 年 7 月に、この定義を拡大する法改正を発表し、課税対象を広げようとしている。

例 2：ブロックチェーン上の資産担保型トークン

オーストラリアの税制改革の一環として、資産担保型トークン (asset-backed tokenisation) が課税対象となるかについて議論されている。特に、ブロックチェーン技術を使った資産トークン化が新しい課税問題を引き起こす可能性がある。ブロックチェーン上での資産運用が、現行のシステムにどのように適合するのか不透明である。

資産に対する課税方法は、大まかに三つある。

① キャピタルゲイン課税

財産売却時に得た利益に課税。理論的には合理的で、公平性が高い。オーストラリアでは 1985 年に導入され、比較的効率的に運用されている。

② 富裕税 (Wealth Tax)

資産価値の増加に対して、売却を伴わず課税。OECD 加盟国で現在富裕税を課しているのは、コロンビア・ノルウェー・スペイン・スイスの 4 か国のみ。オーストラリアには富裕税はないが、富裕税に似た形態の税 (例えば、年金基金の未実現利益への課税) が議論されている。

③ 相続税 (Inheritance Tax)

財産の相続時に課税。オーストラリアには相続税はないが、例えば日本では最大 55% の相続税が課されており、これは「災難」に近い。

外国人不動産所有者には、国内居住者より厳しい税制が適用されることが多い。オーストラリアでは、外国人が所有する不動産には追加の課税 (義務や徴収金) が課されている。例えばニューサウスウェールズ州では、外国人所有者に対する州税が設定されている。ある時期、その州税が、いくつかの租税条約の「無差別条項」に違反しているとされた。これを受けて、オーストラリア連邦政府は迅速に法改正を行った。

オーストラリアでは、労働と財産への課税のバランスが取れていない。労働には非常に重く課税しており、18 万豪ドルを超えると、税率が 47% になる。一方、資本への課税は軽い。100 万豪ドルの資産を売却した場合、キャピタルゲイン税はおそらく 50% 減免され、25 万豪ドルの納税で済む。また、中小企業であれば、中小企業優遇措置があり、税金がゼロになる可能性もある。

この点、新興国では資本が不足しているため、資本を国内に留める必要がある。キャピタルゲイン課税を軽減又は免除することで、資本の流出を防ぐ政策が議論されている。ナイジェリアでは、2019 年以前、株式売却によるキャピタルゲインは非課税だった。その後、10% の税率が導入され、資本所得への課税が強化された。多くの人々が所得税を支払っておらず、課税漏れが大きな課題である。将来的に税率を引き上げる余地があると認識されている。

グローバルな視点では、資本所得の税率が低いため、労働所得を資本所得として再区分化 (裁定取引、arbitrage) する試みが増加している。ケイマン諸島を利用した信託、キャリード・インタレストとしての報酬の扱い、スポーツ選手が一人会社を設立し、労働所得を資本所得として扱うケースなどがある。

4. 暗号資産への課税

(Oktavia Weidmann) 税務当局は伝統的な高額所得者への課税には慣れているが、新興のデジタルノマド層への課税の課題には苦戦するかもしれない。暗号資産やデジタル収益を活用し、複数国を渡り歩く若い富裕層が増加している。これらの個人は暗号資産を多く保有し、それを利用して移動の自由を得ているため、課税が難しい。

世代ごとの資産形成と投資戦略				
年齢層と職業	目的	投資戦略	目的地	補足説明
65 歳 シニア 弁護士パート ナー	ビーチ近くで引 退生活を送る	不動産、退職 金共有プラン、株式、債券	イタリア	イタリアでは 100,000 ユーロの定額課税制度が利用可能。資本利得に対する送金ベース課税も適用される可能性がある。移住時には、居住地国の法律（例：英国の法定居住テスト、出国税）への注意が必要。特に EU 内での移動は規制が少ない。
50 歳 PE ファンドマネ ージャー	家族や友人と過 ごす時間を増や す	不動産、投資 信託、金（ゴール ド）、株式	スイス	スイスでは、資本利得や相続税に有利な税制が利用可能。ただし、居住する地域（州）によって資産税や相続税の税率が大きく異なるため、居住地選びが重要。また、スイスはプロ投資家の収益を職業所得とみなす可能性もあり、注意が必要。
35 歳 暗号資 産トレーダー	国際的でエキサ イティングなラ イフスタイルを 追求、低税率の 国を拠点とした 資産運用	暗号資産、株 式	ドバイ	ドバイでは、法人として暗号資産を運用する場合に 9% の法人税が適用される。また、個人投資家として暗号資産を運用する場合、所得税が免除される。ただし、母国での居住者認定や出国税に注意が必要。
20 歳 デジタ ルノマド(e ス ポーツ選手)	世界を旅し、e スポーツ大会に 参加	NFT、ゲーム 内アイテム、 暗号資産	旅行（トラ ベリング）	e スポーツで収益を得るほか、NFT やゲーム内アイテムを売買。暗号資産や NFT の税務の取扱いはいく国ごとに異なるため、深い理解が必要。

【出所】セミナーB資料（スライド）26 頁を加工。

暗号資産の課税に関しては、五つの主な問題がある。

- ① 情報へのアクセス：暗号資産取引所が遠隔地や租税回避地に所在する場合、税務当局が取引情報を取得しにくい。一部の取引所は税務当局への協力を拒否する場合もある。
- ② 暗号資産の所在地の判定：暗号資産には物理的な存在がないため、その「所在地」を税法上でどう定義するか（例：英国では、実質的支配者の居住地に基づいて課税）。
- ③ マイニング収益の扱い：暗号資産の採掘（マイニング）による収益がどのように課税されるべきか。
- ④ 法人を通じた暗号資産運用：法人形態で運用する場合、評価損失を他の資産や利益と相殺できるか。
- ⑤ 未実現利益と出国税：国を移動する際に、暗号資産の未実現利益がどのように課税されるべきか。

これらへの対応策として、次の三つがあると考えられる。

- ・ コンプライアンス：税務当局が暗号資産の取引や保有状況を把握できるよう、取引所や銀行に情報を報告させる。特に、暗号資産 ETF（上場投資信託）、暗号資産デリバティ

ブなど、複雑な金融商品の情報開示を強化する。

- ・ 理解：暗号資産やデリバティブがどのように機能し、課税逃れに使われる可能性があるかを正確に把握する。特に暗号資産デリバティブは市場の 70% を占めており、従来の金融市場と類似した課題が発生する可能性がある。税務当局の規制担当者は、暗号資産の技術的特性や市場操作の可能性を理解する必要がある。
- ・ 租税政策：暗号資産の課税において、国ごとに一貫性のあるルールを策定する。未実現利益や出国税の扱いなど、未解決の課題に対応すべき。国際的なガイドライン（例えば、国連の 2023 年報告書など）を活用して、各国間で統一的な課税ルールを推進する。

（Shaun Cartoon） オーストラリア税務局（ATO）は、その複雑さと情報不足のため、暗号資産への課税に苦闘している。まず、株式や利子のような従来の金融商品の場合、課税対象となる情報（配当や利子）は税務当局によって事前に記録されることが多いが、暗号資産ではこの仕組みが機能していない。このため、暗号資産の売買や取引に関するデータを適切に記録することが困難である。加えて、多くの人が暗号資産を頻繁に売買（トレード）、エアドロップの受取り、ステーキング（預入れによる報酬の獲得）をしているが、これらの活動が課税対象となるという認識が乏しい。例えば、ある暗号資産（例：ビットコイン）を別の暗号資産（例：イーサリアム）に交換した場合、キャピタルゲイン課税の対象とされる。また、エアドロップで受け取ったトークンは「通常所得」として課税される。さらに、暗号資産に投資した際に生じる評価損失が、他の資産のキャピタルゲイン（資本利得）とどのように相殺されるかは重要な問題である。

従来の税法を暗号資産に適用することは難しく、現行の税制は十分に対応できていない。若い世代の一部は暗号資産市場の不安定さや課税の問題を十分に理解せずに、年金資金を暗号資産へと投資している。「暗号資産は未開拓の領域（Wild West）」である。

このことから、発展途上国は暗号資産の課税に慎重であるべき。明確な戦略がない場合、課税を導入すると「パンドラの箱」を開ける可能性がある。

5. 出国税

（James Whitaker） Exit Tax は、居住地国を離れる際に、未実現の資本利得に課税する仕組み。特定の条件下で、納税義務者が国外に移住又は市民権を放棄する際に発生する。

国名	トリガー	課税ベース	標準免除／救済措置	その他の特徴
アメリカ	市民権の放棄又は永住権（グリーンカード）の返上	未実現の資本利得（全世界資産）	2023年基準で\$821,000の控除額	Exit Tax ではなく、Expatriation Tax（国外移住税）として適用される。グリーンカード保持者や米国市民権保持者が対象。手続の誤りには大きな罰則が伴う。
カナダ	税務上の居住者資格の喪失	未実現の資本利得（全世界資産）	カナダの不動産及び登録年金プランは免除。10 年以内に 5 年以上非居住だった場合等は免除。財産の売却時まで課税を延期できる（無利息）。	Exit Tax の公平性を確保するために、一部の財産に対する免除が設けられている。非居住者期間に取得された資産への課税を免除する仕組みは他国にはない。

豪州	税務上の居住者資格の喪失	未実現の資本利得（特定の「除外資産」を除く）	12 か月以上保有した資産のキャピタルゲインに対して 50%の割引が適用。売却日まで課税を延期する選択が可能（その場合、全額が課税対象）。	出国時ではなく、資産の売却時に課税を行う仕組みを採用。ただし、売却時の課税に租税条約がどのように適用されるかが課題として残る。
南アフリカ	税務上の居住者資格の喪失（租税条約が適用される場合も含む）	未実現の資本利得（全世界資産）	南アフリカ国内の不動産（法人形態で保有する場合を除く）、恒久的施設の資産、年金及び信託権益、個人利用目的の資産は免除。	以前は外貨建て資産や為替差益も課税対象だったが、現在は実際の利益のみが課税対象。課税延期オプションはなし。
ドイツ	永住のための居住者資格の喪失（例えば、会社持株の売却がトリガー）	ドイツ企業の特株（直近 5 年以内に 1 % 以上保有）	非居住者となる場合、EU 域内での移動時には課税を延期可能（無利息）。	課税範囲は非常に限定的。累進税率（最大 45%）と社会負担金が適用される。EU 外に移動した場合に課税が発生。

【出所】セミナーB 資料（スライド）33 頁から 35 頁を加工。

（注）出国税又は Tail 税が適用される他の国には、フランス、スペイン、ノルウェー、イタリア、オランダ、英国がある。

6. 超富裕層へのグローバル・ミニマム課税（G20 ブラジル提案）

（Shreya Rao）世界全体での富の偏在が進行しており、特に上位層の富が急増している。トップ 0.01%が全世界の富の約 12%を保有し（数年前は 8%）、トップ 1%が全世界の富の 47%を保有している。一方で下位 50%は、ほぼ何も保有していない。発展途上国では格差がさらに深刻であり、例えばインドでは、2017 年に生み出された富の 73%がトップ 1%に集中している。トマ・ピケティ（Thomas Piketty）やガブリエル・ズックマン（Gabriel Zucman）などの経済学者が、富の不平等を研究し、課題を訴えてきた。

【最近の動向】

時期	主体	内容
2023 年 7 月	欧州委員会	欧州市民イニシアティブ（European Citizens Initiative）として、富裕税を環境・社会変革の財源とする提案を行った。
2023 年 11 月	国連	ナイジェリアがアフリカ諸国を代表して提案した決議が国連総会で採択。世界的な税制協力を呼び掛け、富裕税を含む新たな協力フレームワークを模索。
2024 年 3 月	国連租税委員会	第 28 回会合で、個人向け富裕税のモデル立法策定に着手したことを報告。
2024 年 5 月	ブラジル（G20）	G20 で富裕税の提案を正式議題として取り上げる。

【出所】セミナーB 資料（スライド）43 頁を加工。

2024 年、G20 議長国であるブラジルは、世界の超富裕層に対するグローバル・ミニマム課税制度の導入を提案した。この提案は、総資産が 10 億ドル（約 1,500 億円）を超える個人に対し、年間 2%の課税を行うもので、約 3,000 人の超富裕層から年間 2,000 億～2,500 億ドル（約 30～38 兆円）の税収を見込んでいる。しかし、具体的な実施に向けては、各国間での合意形成や技術的な課題の解決が必要である。

未実現利益課税や推計課税といった新しいアプローチは、実務上の複雑さにより、その執行が困難である。キャピタルゲインを、実現時ではなく評価時点で課税する Mark to Market 方式は管理が難しい。例えば、Mark Zuckerberg が Meta の株式を所有し、法人税が Meta によって支払われた場合、その法人税を本人に対する 2% の最低税に充当できない。現行の制度では、法人課税と個人課税が分離しているため、富裕層の真の税負担を正確に反映させることが難しい。

第2の柱と同様、共通の課税ベースを設ける議論が必要であり、協調が困難である。課税ベースはどうあるべきか。相続税を課す国はあるのか。出国税はあるのか。キャピタルゲインに課税しない国もある。富裕税を課している国もあれば、課していない国も多い。第2の柱での調整に苦労した経験から、個人向け税制ではさらに大きな障害が予想される。

富裕税については、次の五点が問題となる。

- ① 評価 (Valuation) : 資産価値の評価は非常に主観的で、国によっても異なる。例えば、2007 年、米国の美術品収集家の遺産には剥製の白頭鷲を含む美術品があり、その評価額に大きな論争が起きた⁽¹⁴⁾。未取引資産 (美術品など) の世界的な評価基準を統一するのは非常に困難。
- ② 実質的支配者 (Beneficial Owner) の特定 : 富裕層の多くは資産を自身の名義で保有しておらず、信託や財団などの仲介構造を利用。実質的支配者を特定するという課題は、特定の層でさらに難易度が高い。
- ③ 流動性 (Liquidity) : 富裕税や相続税では、課税対象が住宅や未上場企業の場合、納税のために資産を売却せざるを得ない事態を防ぐ必要がある。特に、移動性の高い層 (国を移動する個人) の場合、流動性の問題が執行の障害となる。
- ④ 国ごとの法的問題 (Country-Specific Legal Challenges) : 各国の憲法や法律に基づく課題が生じる。例えばスペインやドイツでは、富裕税に対して憲法上の問題が提起された。各国の法律が統一基準に対応できない場合、不整合が発生し、税制の抜け道 (アービトラージ) の可能性が増す。
- ⑤ 国際協調の困難さ : 富裕層の移動により、「富裕層を惹きつける国」と「富裕層を失う国」の利害が対立する。OECD の第2の柱のように協調が難航する可能性が高い。世界的な北と南の格差 (経済的な分断) も調整をさらに困難にする。

現実の不平等を是正するためのものなのか、それともポピュリストのアジェンダによって推進されているのか。一概に不平等への懸念からとも、ポピュリスト的な動機からとも言えないと思う。協調に頼らないシステムには限界がある。情報交換により得た利益のいくつかを考えると多国間協調が重要。

【質疑応答】

Q. 富裕層の脱税対策を大幅に改善するため、重要だと思われるイニシアティブは何か。

A. (Shaun Cartoon) オーストラリアでは、47% の個人所得税と 25% のキャピタルゲイン税に

⁽¹⁴⁾ アメリカでは、その生死を問わず白頭鷲の譲渡は認められていない。納税者の家族は、この遺産を独自に鑑定に回し、当該鑑定人からその美術品の価値はゼロと評価された。しかし、IRS はこれに合意せず、他の美術品と比較して、最終的に 6500 万ドルの評価とした。

は大きな差があり、私が日々行っていることの多くは、適用される所得税率を 47%から 25%以下にする方法を見つけることである。つまり、アービトラージ（裁定取引）は非常に大きいので、この業界はその方法を見つけることを中心に成り立っている。そのため、もし政府がフラットな個人所得税の構造を作ったら、私は自分の仕事がなくなってしまうだろう。国にとっては良いアイデアかもしれないが。

議題 2：国際税務紛争の予防と解決に向けた実践的アプローチ

Part 1：紛争予防

主な内容	議長及び討論者等
1. カイエの説明	Chair: Marlene Nembhard Parker (Jamaica)
2. 紛争予防メカニズムの評価	General Reporters: Jan de Goede (Netherlands) Sam Maruca (United States)
3. オープンなコミュニケーション	
4. 国連ハンドブック	Secretary: Craig West (South Africa)
5. 拘束力のない専門機関の設立	
6. ICAP	Panel Members: Rasmi Das (India, IMF) Sebastiaan de Buck (Netherlands) Trésor-Gauthier Kalonji (Congo DRC) Thabo Legwaila (South Africa) Michael Lennard (United Nations) Céline Pasquier (France)
7. 小括	

1. カイエの説明

（Sam Maruca） 44 の支部、EU、OECD から、合計 46 のレポートの提出があった。各メカニズムを、アクセス、必要とされる専門性のレベル、納税者の権利／透明性、結果の法的効果（拘束力）、手続の仕組み（時間とコスト）などの視点で分析し、100 ページ近い総括報告書に、第 5 部では 10 ページの要約に集約した。報告書では、「メカニズムや状況によって異なるため、『一つの解決策』は存在しない」という結論に至った。

成功のための八つの主要な要因は、①対話・オープンなコミュニケーション、②専門知識、③内部統制・リスク評価、④認知度・アクセス、⑤審査手続の独立性、⑥手続の効率性、⑦簡素化、⑧キャパシティ・ビルディングである。

2. 紛争予防メカニズムの評価

（Jan de Goede） 紛争予防と紛争解決の境界線は曖昧であるが、紛争予防メカニズムは、納税者と税務当局の双方にとって、税の安定性を早期かつ効率的に達成できるメリットがある。このうち、APA については効率的で高く評価されているが、利用できるかどうかは、その国の税制の発展次第である。能力を高め、最終的な拘束力を持つまでの時間を短縮することに重点を置く必要がある。他方、ICAP は有望だが、各国間の整合性がまだ十分でない。防止メカニズムの大部分は大企業しか利用できず、中小企業に対する平等な扱いが課題である。

3. オープンなコミュニケーション

(Rasmi Das) インドにおける非対面型税務調査のプロセスは有用である。このプロセスでは、納税者とのやり取りが全て電子的に行われるため、調査における意思決定の全過程が記録され、確認することができる。

(Thabo Legwaila) オープンなコミュニケーションは、透明性やその他のポジティブな結果を生み出す。しかし、税務当局から伝達された情報は、裁判所の決定や指示など、様々な形で税務当局に不利に使用される可能性がある。タックス・プレーヤーは、税務当局からの情報や出版物を、同一又は類似していないケースに使用し、税務当局に不利な情報を選択的に適用する可能性がある。税務当局は一度伝えたことを取り消すことはできず、以前の立場からの逸脱を正当化しなければならない。この状況は“arrest”といえる。そのため、税務アドバイザーと納税者を支援するオンブズマンなどを発展させ、早期かつ費用対効果の高いコミュニケーションを目指すべきである。

(Sebastiaan de Buck) ビジネスとしてもオープンなコミュニケーションを望むが、その性質は税務当局と納税者の関係によって大きく異なるということも現実である。特に協力的なコンプライアンスには、紛争を回避するために、法的な信頼性を明確にする必要がある。

(Trésor-Gauthier Kalonji) 事前裁定は、将来の状況に対する税務上の解決策について早期合意を可能にすることで、紛争予防の効果を高めることができる。しかし、残念ながら、いくつかの発展途上国では、多くの納税者がタックス・ルーリングの存在を知らない。税務当局からのより良いコミュニケーションが必要。

(Sam Maruca) タイムラインの欠如、目標の不履行、一貫性のない結果に対する懸念は、不確実性と納税者の負担増につながる。構造的な改善のため、税務当局が一定期間内に対応しなかった場合（例えば、裁定を申請してから2年が経過した場合）は自動裁定を行うことを提案する。

4. 国連ハンドブック

(Michael Lennard) 2021年10月に公表された、税の安定性に関する国連のハンドブック (United Nations Handbook on Dispute Avoidance and Resolution) は有益である。このハンドブックは、IMFやOECDが行った税の安定性に関する多くの作業や、アフリカのワークショップを参照しており、安定性や紛争予防・解決メカニズムへのアクセスの重要性を指摘している。

(主な特徴)

- ・ 発展途上国が直面する特有の課題（リソース不足や技術的な能力差）を反映。
- ・ 紛争の「回避」にも重点を置き、解決だけでなく予防策を詳述。紛争回避のための「リスク管理」や「効果的な情報交換」の具体策を提案。
- ・ 義務的仲裁 (mandatory arbitration) については、各国の主権や発展途上国の負担を考慮し、慎重なアプローチを推奨。
- ・ 発展途上国のリソースや行政能力に応じた柔軟な実行を支援。地域協力や技術支援プログラムの活用方法を提案。

5. 拘束力のない専門機関の設立

(総括報告者 Jan de Goede 氏からの依頼に応じ、Stef van Weeghel 教授が登壇。国際課税の紛争に関する専門機関の説明を始めた。これは、自身と Blazej Kuzniacki 氏で執筆した、「一帯一路イニシアティブ・タックス・ジャーナル (Belt and Road Initiative Tax Journal)」の論文に基づくものである⁽¹⁵⁾。)

(Stef van Weeghel) これまで仲裁プロセスにおいては、主権喪失に対する懸念があった。国際租税裁判所は Kees van Raad 教授が提唱したアイデアだが、今日ではユートピアかつ非現実的と考えられている。そこで、専門機関の設立を提案する。このコンセプトは、国際的に認められた税務専門家からなる組織を設立し、拘束力のない意見を提供するというものである。範囲は条約解釈や投資協定などの問題に限定する。メリットは、拘束力がないため各国が主権を失う心配がないということである。

専門家機関を通じた国際的な税の安定性の向上

提案：2022 年『BRITJ』第 3 巻第 2 号 (Stef van Weeghel and Blazej Kuzniacki)

- 専門家機関 (Body of Experts) の設立 (例：PCT⁽¹⁶⁾の枠組みの下で)
- 法的拘束力のない文書 (例：覚書 (MoU)) を基に国々の合意を形成
- 専門家機関の構成：国際課税において高く評価される専門家による構成
- 専門家機関の役割：説得力の高い助言を提供すること
- 活動範囲：
 - ・ 租税条約の解釈 (ハイブリッド、タイブレーク、PE (恒久的施設)、移転価格、PPT など)
 - ・ 租税条約における GAAR (一般的租税回避否認規定) の適用
 - ・ 投資保護基準違反の申立て
- 国々に次のメリットを提供：
 - ・ 試行的な取組みが可能
 - ・ 主権喪失への恐れを克服
 - ・ 多様性への対応
 - ・ 各国の独自の状況に適応
 - ・ 法律制定のプロセスにより多くの国々が参加することを促進

【出所】議題 2 資料 (スライド) 12 頁を加工。

(Jan de Goede) 効率的な税務行政のためには、適切なリスク評価が必要である。すなわち、

⁽¹⁵⁾ 中国は、一帯一路イニシアティブ (Belt and Road Initiative, BRI) の 34 か国・地域間の政府間租税協力メカニズム (他に 16 か国 + 5 の国際機関がオブザーバーとして参加) として、税務管理協力メカニズム (The Belt and Road Initiative Tax Administration Cooperation Mechanism, BRITACOM) を 2019 年 4 月に設立した。BRITJ は、BRITACOM のジャーナルである。Weeghel 教授は、「BRI はサハラ以南のアフリカ 54 か国のうち、南アフリカを含む 44 か国を対象に含む」と付言した。

⁽¹⁶⁾ 2016 年 4 月に設立された「Platform for Collaboration on Tax」(税務協力のためのプラットフォーム) の略称。これは、国際通貨基金 (IMF)、経済協力開発機構 (OECD)、国際連合 (UN)、及び世界銀行 (WB) の四つの国際機関が連携して設立した取組みである。

企業と税務当局の双方がリスクについてオープンに話し合うことが不可欠。リスクの過大評価を避けるために専門知識が必要である。

6. ICAP

(Jan de Goede) ICAP などでは、低リスクと認定されれば調査（接触）が少なくなるという考え方を背景に、参加国の中には低リスクと認定する国もあれば、そうでない国もある。また、デジタル化が進めば進むほど、エラーが発生する可能性も高くなる。どのようにリスク評価をすべきか。

(Sebastiaan de Buck) 多国籍企業の視点からは、迅速かつ的を絞ったリスク評価が重要である。納税者が正確性を確保するため、内部で税務リスク管理の枠組みが必要。この点において、拘束力のある結果は有益である。一方、ICAP は非常にリソースを要するプロセスであるが、拘束力がないため、その結果はかなり不満足なものになる可能性がある。

(Céline Pasquier) ICAP は APA より速く、平均完了期間は 61 週間（1 年強）である。リスク評価に関与する税務当局の平均数は 5 であるが、ICAP には法的拘束力がない。そのため、ICAP のプロセスと国内の事前裁定による保護の拘束力を組み合わせて納税者に付与することが解決策になるかもしれない。しかし、ICAP に関係する税務当局は複数であることから、国内の事前裁定に頼ることは納税者にとって不確実な保護である。このため、

- ・ 税務当局は、特に国際課税や移転価格事例の犯罪化という文脈（in the context of the criminalisation of international tax and transfer pricing cases）で説明責任を果たすべき。
- ・ 刑事訴追は、納税者にとってパラダイムの変化である（criminal prosecution is a change of paradigm for the taxpayers）。
- ・ ただし、刑事訴追は、非常に深刻な状況や納税者の違反にのみ適用されるべき。
- ・ ここでの問題は、組織的な犯罪的報復のリスクから納税者を保護することであり、税務当局に権力の振り子を振り過ぎさせないこと。

(Rasmi Das) （即座に「No」と切り出し、）説明責任の確保や徹底については、プロセスそのものが重要である。

7. 小括

(Sam Maruca) 紛争予防におけるキャパシティ・ビルディングにおいて、専門知識とテクノロジーを活用すべき。

(Céline Pasquier) 評価又は協議プロセスへの専門家の早期関与が重要であり、OECD 又は EU のプログラムによる税務職員の研修を提案する。

(Sebastiaan de Buck) 税務当局をプロセスの早い段階で関与させるという考えを支持する。類似の問題を扱う税務当局内の専門家チームの活用も提案したい。また、能力開発プログラムにおけるビジネスからのインプットも行いたい。

(Michael Lennard) 投資協定、貿易協定、環境問題と税務問題の相互作用が強まっており、政府全体と学際的アプローチの必要性を強調したい。また、WTO の紛争解決メカニズムの有効性を参考にすべきである。

(Craig West) 納税者と税務当局の対立関係を継続させ、永続させるようなキャパシティ・ビ

ルディングを行うのであれば、紛争予防のための幸せなメカニズムにはたどり着けない。全ての多国籍企業が悪であるわけではないし、全ての税務当局が悪であるわけでもない。バランスの取れた観点から、私たちは結論を出すために協力する必要がある。長引く紛争プロセスは誰も望んでいない。そのような資源は、もっと別のところに集中させることができるはずである。

Part 2 : 紛争解決

主な内容	議長及び討論者等
1. 総括報告者によるフィードバック等 2. 途上国から見た MAP 3. 紛争解決メカニズムの改善策 4. 小括	Chair: Marlene Nembhard Parker (Jamaica)
	General Reporters: Jan de Goede (Netherlands) Sam Maruca (United States)
	Secretary: Craig West (South Africa)
	Panel Members: Sandra Knaepen (OECD) Philippe Martin (France) Al Meghji (Canada) Nikki Oberholzer (South Africa) Natalia Quiñones (Colombia) Nicole Welch (USA - online)

1. 総括報告者によるフィードバック等

(Sam Maruca) 相互協議手続 (MAP) は、BEPS 行動計画 14 の下で大幅に改善されたが、アクセスの問題については大きな懸念がある。審査が一本化された専門裁判所の方が理想に近く、決定はより広範に適用可能であるべき。また、*stare decisis* という概念⁽¹⁷⁾がないのが残念である。

(Jan de Goede) 審査手続の独立性について、準司法裁判 (審判所) は財務省の管轄下にあり、税務の行政官やその他の専門家が参加しているが、その導入は、既存の行政や司法の審査制度に問題があることを示しており、効率性に疑問がある。

(Philippe Martin) 優れた行政審査、優れた司法審査の両方が必要である。独立した審査には、国際税務に携わる独立した人材の十分な専門性が不可欠である。

2. 途上国から見た MAP

(Sandra Knaepen) 発展途上国としては、キャパシティ・ビルディングが重要となる。

(Natalia Quiñones) 納税者が信頼できるチャイニーズウォール (Chinese Wall)、つまり調査と MAP 機能の区別を重視すべき⁽¹⁸⁾。しかし、資源が限られている途上国では移転価格の

⁽¹⁷⁾ ラテン語で先例拘束性 (の原則) を意味する。

⁽¹⁸⁾ チャイニーズウォール (Chinese Wall) とは、情報の流出や利益相反を防ぐために、同じ組織内での情報の遮断を行う仕組みや原則。これに対し、ファイアウォール (Firewall) とは、コンピュータネットワークにおけるセキュリティ装置やソフトウェアで、外部と内部の通信を制御・遮断する技術を指す。

トップレベルの専門家の数が不足していることが多く、ある中所得国では、調査案件を担当する担当者が、その専門性から MAP で交渉しなければならなくなった。

アフリカにおいて多国籍企業が直面する紛争解決の一つに、例えば、異議申立手続を継続するために異議申立手数料が必要となることがある。これがパーフェクト・ストームとなり、裁判所での滞留の大きな原因となる。裁判所は、納税者に有利な判決を下すということは、異議申立手数料を返済しなければならないということだと認識している。そのため、裁判所は躊躇してしまい、時には判決が及ぼす影響を恐れて、動けなくなってしまうこともある。そのため、多国籍企業の視点に立った調停や仲裁が、私たちにとって好ましい紛争解決方法となっている。なお、この文脈での仲裁とは、法律の正しい適用について合意するという意味ではなく、アフリカの慣習や伝統に根ざしたものである。

3. 紛争解決メカニズムの改善策

(Sam Maruca) 多くの法域では、審理は全て紙の上で行われており、移転価格のようなクロスボーダーで事実を重視するケースにおいては、ビジネス・プレーヤーと実際に事実を確認することができる口頭審理 (oral hearings) の機会を設けるべきである。また、MAP の結果を公表することで、公平性を向上させることができる。しかし、この場合、税務当局が結果と分析 (理由付け) の両方に合意する必要があるため、プロセスが遅くなる可能性もある。このため、税務当局が所定の期間内に裁定を下さない場合は、自動的に次の審査レベルに進むことが望ましい。すなわち、要請が却下された場合や手続上の措置が満たされなかった場合に、納税者に法的手段を提供するのである。

(Nicole Welch) コモン・ローの法域や stare decisis に従う法域では、分析も同様に重要。MAP がより裁判に近いものになれば、税務当局の MAP プロセスにおける力学を変えることになるだろう。その結果、プロセスの効率性が低下する可能性がある。税務当局は二重課税を解消する結果に合意するだけでなく、分析内容にも合意する必要性を感じるようになり、事実調査の拡大や政府の法務部門といった他のステークホルダーの関与を招くかもしれない。これは、プロセスを遅らせるという逆効果をもたらすだろう。

(Craig West) 税務当局が異なる法域で実際に行動する方法は様々である。そのため、何らかの対立が生じる。議題 2 の準備会合では、同じような内容の判決が出た場合、税務当局が完全に拘束されていると感じ、その立場から逸脱することはないという例が報告された。このような場合、税務当局がその固定された立場に固執しては、何らかの合意を達成することが難しくなる。そこで必要なのは、MAP の共通項を見つけることである。

(Nicole Welch) 紛争の予防が非常に重要だという点に賛成である。解決すべき紛争が少なければ、解決に割ける能力が増える。そのため、適切で管理可能なセーフハーバーの導入を推進すべき。紛争を予防できない場合、特定の条約締結国との間で類似の事実関係を持つ MAP 事案が頻発する場合には、米国はパートナーと協力し、二国間で解決策を模索する。

また、移転価格に関する問題が MAP 事案につながる可能性がある場合には、調査チームに対し、調査中に APMA (Advance Pricing and Mutual Agreement) プログラムに相談するよう指示している。これは、案件が初期段階で十分に検討できるようにし、調査チームが数年間の作業の後に調整を撤回するような状況を最小限に抑えるためである。これは、どの関係者にとっても効率的な資源の使い方となる。

また、このような相談は、調査チームに MAP で何が起こりそうかの感覚を与えることにもつながる。調整が行われる場合には、調査チームが方針を変更することもある。しかし、このプロセス全体で各機能が独立性を維持することが不可欠。その一方で、この取組みの利点として、自分たちの仕事がグローバルに与える影響を、調査チームが具体的かつリアルタイムで理解できるようになる。

4. 小括

(Sam Maruca) 国内レベルでの行政・司法審査の改善に重点を置き、多国間の解決メカニズムを追加することは必要であり、国内手続と矛盾するものではない。紛争の予防とよく設計された紛争解決メカニズムに向けて政治的意志が必要である。これらのメカニズムが国際レベルで一貫して適用されるようにするために、トップダウン・アプローチが求められる。また、能力構築は紛争解決を成功させるための重要な要素として認識されている。

(Craig West) 将来的には、希望 (good hope) がある。

セミナーC：税務紛争における二国間投資協定の役割

主な内容	議長及び討論者等
1. 投資協定と租税に関するカーブアウト	Chair: Liselott Kana (Chile)
2. 事例研究	Secretary: Ricardo Garcia Antón (The Netherlands)
3. 南アフリカの BIT 政策の見直し	Panel Members: Claudia Annacker (France) Rasmi Das (India) Annet Oguttu (South Africa) Stef van Weeghel (The Netherlands)
4. 途上国と投資仲裁	
5. 今後の課題 (投資協定と第2の柱)	

1. 投資協定と租税に関するカーブアウト

(冒頭、Claudia Annacker 氏による説明が数十分にわたり続くが、省略。)

国際投資協定 (International Investment Agreement, IIA)

国家間で投資を保護・促進するために締結される条約や協定の総称。国際投資協定は、外国投資家が他国で事業を行う際に法的安定性や保護を与える。

主な種類

- ・ 二国間投資協定 (Bilateral Investment Treaties, BITs)
- ・ 地域的投資協定 (例：北米自由貿易協定 (NAFTA))
- ・ 包括的貿易協定内の投資保護規定 (例：TPP や CPTPP)。

主な規定

- ・ 投資の保護： 外国投資家に対して不当な差別や没収から保護する。
- ・ 最恵国待遇 (MFN)： 他国の投資家と同等又は優遇された待遇を与える。
- ・ 内国民待遇 (NT)： 国内投資家と同等の待遇を与える。

- ・ 公正かつ衡平な待遇（FET）：投資家の正当な期待を尊重し、公正な取扱いを保障。
- ・ 収用に関する補償：投資が収用される場合、公平な補償を与える。

紛争解決手続

多くの投資協定（BIT や IIAs）では、投資家と国家間の紛争解決手続（Investor-State Dispute Settlement, ISDS）が規定されており、国際仲裁機関（例：ICSID、UNCITRAL）を通じて紛争が解決される⁽¹⁹⁾。投資家が仲裁を開始できるのが特色。

租税に関するカーブアウト条項

多くの投資協定では、租税に関する措置は原則として協定の適用外とされる（いわゆる「租税除外（カーブアウト）条項」）。

- ① 包括的カーブアウト（Comprehensive Carve-Outs）：税務措置全般を投資協定から除外。
- ② 部分的カーブアウト（Partial Carve-Outs）：一部の税務措置を対象外とする。
- ③ クロー・バック（Claw-Backs）：元々除外された税務措置でも、特定の条件を満たす場合に投資保護規定の適用範囲に戻す。
- ④ フィルターメカニズム：紛争が投資協定の枠内で扱われる前に、締約国の税務当局による事前審査を行う。

【出所】セミナーC資料（スライド）3頁～7頁を加工・補足。

2. 事例研究

（Stef van Weeghel）ユコス事件において、代理人として実際に仲裁に関わった経験に基づき、解説する。

Yukos v. Russia（2014）⁽²⁰⁾

税務当局による課税処分と資産の差押えが「Covert Expropriation（隠れた収用）」とされた事例

【概要】

ユコスは、ソ連崩壊後に設立された大手石油会社で、1990年代の民営化プロセスを通じて民間所有となった。2000年代初頭には、ロシアの最も収益性の高い企業の一つとして成長し、CEOのホドルコフスキー氏が主導していた。2003年、ロシア政府はホドルコフスキー氏を脱税や詐欺の疑いで逮捕した。

ロシア政府はユコスに対し巨額の税の追徴を課し、会社の資産を差し押さえた。その後、ユコスの資産はオークションにかけられ、国営石油会社のロスネフチを含む国有企業がこれを取得。ユコスの元株主は、ロシア政府の措置が不当な収用に当たり、エネルギー憲章条約に違反

⁽¹⁹⁾ ICSID 条約（1966年発効）に基づき、ICSID 裁定は加盟国全てで拘束力を持ち、直接的な執行が可能。一部の国は、裁定の執行を政治的又は国内法的な理由で拒否する可能性がある。ニューヨーク条約（1958年）は、商業仲裁裁定の執行に関する国際的な枠組み。ICSID ではなく、UNCITRAL 仲裁や他の仲裁機関の裁定に適用される。

⁽²⁰⁾ Yukos Universal Limited (Isle of Man) v. The Russian Federation, PCA Case No. AA 227.

すると主張した⁽²¹⁾。

2014 年、オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所（PCA）は、ユコスの解体はロシア政府による「政治的かつ恣意的な行為」であり、条約違反と判断。ロシア政府に対して約 500 億ドル（約 5 兆 910 億円）の賠償金支払いを命じた。しかし、ロシアは判決を拒否し、オランダの裁判所に控訴。2016 年にはオランダ地方裁判所が仲裁裁判所の判決を取り消したが、2020 年にオランダ最高裁が仲裁判断を支持する判決を下した。紛争は現在も一部続いている。

（Claudia Annacker） エネルギー憲章条約には、租税のカーブアウト条項が含まれており、原則として租税措置は投資協定仲裁の対象外とされる。ユコス事件では、仲裁裁判所がこの条項に関する管轄権を審査し、その上で請求の実体を判断する権限を確立する必要があった。

仲裁裁判所は、租税のカーブアウト条項に暗黙的な例外（implicit exemptions）が存在していると初めて結論付けた。ここでは、「真の租税措置（bona fide taxation matters）」と「不正な租税措置（bad faith taxation measures）」を区別し、動機が判断の中心的要素となった。

- ・ 真の租税措置：国家の一般的な税收確保を目的とする行為（租税除外の範囲内）。
- ・ 不正な租税措置：租税当局の別の意図による動機で行われた行為（租税除外の範囲外）。

しかし、税務当局や担当者の動機の判断は難しく、国際法の観点からも通常は重要ではない。仲裁裁判所が記録上の文書や声明から動機を推定し、カーブアウト条項を無視した点は異例である。

Cairn Energy v. India (2020) ⁽²²⁾

遡及課税が FET 条項違反と判断された事例

【概要】

2006 年、イギリスに本拠を置くエネルギー企業のケアン・エナジーは、インドでの事業再編を行った。この再編では、同社がインドの子会社（Cairn India）の株式を売却し、新たに設立したインド法人に資産を移転する形を取った。この取引は、当時のインドの税法に基づいて非課税とされていた。2012 年、インド政府は税法を遡及的に改正して過去に行われた取引についても「資本利得税」の対象として課税可能とし、ケアン・エナジーに対して約 1,600 億インドルピー（約 22 億ドル）の税と利息、罰金を請求した。その後、インド税務当局は、ケアン・エナジーが保有していた Cairn India 株式（約 10 億ドル相当）を差し押さえ、一部を売却するなどの措置を取った。

ケアン・エナジーは、インド政府の措置が二国間投資協定に基づく保護義務に違反するとして、2015 年に仲裁訴訟を提起。2020 年 12 月、オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所（PCA）

⁽²¹⁾ エネルギー憲章条約（ECT）は、エネルギー分野における国際的な協力や投資保護を目的とした多国間条約。1998 年 4 月 16 日に発効。投資家が外国でエネルギー分野に投資した際、不当な扱いや収用（没収）から保護する。紛争発生時には、国際仲裁による解決手段（ISDS）が利用可能となる。主な締約国は、欧州諸国、中央アジア諸国、日本など。米国、中国、ブラジルなどは入っていない。近年は、環境保護やエネルギー転換の観点から、条約の古い内容（化石燃料投資の保護）が批判され、欧州諸国を中心に脱退の動きが進んでいる。2022 年には現代的なエネルギー転換や環境配慮を反映するための改定交渉が行われた。

⁽²²⁾ Cairn Energy PLC v. India, PCA Case No. 2016-07.

は、インド政府の措置が投資協定に違反していると認定した。これは、①遡及課税が予測可能性と法的安定性を欠いていたこと、②ケアンの資産（Cairn India 株式）の差押えが不当な取用に該当することなどが理由とされる。

仲裁裁判所は、インド政府に対し、約 12 億ドル（利息を含めると約 14 億ドル）をケアン・エナジーに支払うよう命じた（この金額は、差し押さえられた資産の価値や利息、裁判費用を含む）。インド政府はこの判決を拒否し、仲裁判断の取消しを求めてオランダの裁判所に控訴。2021 年、インドは遡及課税を撤回する法律を制定して既存の遡及課税請求を無効化し、紛争解決を試みた。

ケアン・エナジーは、フランスやアメリカなど複数の国でインド政府の海外資産を差し押さえる法的手続を進めたが、2021 年、インド政府との和解により補償金を受け取った。

Lone Star v. Korea (2022) ⁽²³⁾

条約ショッピングによる特典否認が OECD 基準に準拠と認定された事例

【概要】

2003 年、アメリカの投資ファンドであるローンスタースターは韓国外換銀行（KEB）の株式を取得した。その後、2007 年に香港上海銀行（HSBC）への売却を試みたが、韓国の金融当局である金融委員会（FSC）の承認遅延などにより、売却は実現しなかった。最終的に、2012 年にハナ金融グループに外換銀行を売却したが、当初の売却価格よりも低い価格での取引となった。

韓国の税務当局は、ローンスタースターが外換銀行の売却によって得た利益に対し、租税条約の濫用とベルギー法人の実質の欠如を主張し、キャピタルゲインとして課税した⁽²⁴⁾。ローンスタースターは、この課税が不当であり、韓国とベルギー・ルクセンブルク経済連合との間の投資協定（BIT）及び租税条約に違反すると主張⁽²⁵⁾。2012 年、ローンスタースターは韓国政府を相手取り、ICSID に仲裁訴訟を提起し、約 46 億ドルの損害賠償を求めた。

2022 年 8 月、ICSID は、韓国政府が外換銀行の売却承認を遅延させたことがローンスタースターに損害を与えたと認定し、韓国に対し約 2 億 1,650 万ドルの賠償金支払いを命じた。一方で、課税に関するローンスタースターの主張については、韓国政府の「実質主義（Substance Over Form）」の適用が正当であると判断し、ローンスタースターの請求を棄却した⁽²⁶⁾。

Archer Daniels Midland (ADM) v. Mexico (2007)

内国民待遇違反による「隠れた差別（Covert Discrimination）」とされた事例

【概要】

⁽²³⁾ Lone Star Funds v. Republic of Korea, ICSID Case No. ARB/12/37.

⁽²⁴⁾ ローンスタースターは、ベルギーに設立した子会社を通じて外換銀行の株式を保有していた。韓国政府は、当該ベルギー子会社は実質的な経済活動を行っておらず、租税条約の恩典を受けるために設立されたペーパーカンパニーであると判断し、「実質主義」の適用により、ローンスタースター本体に課税を行った。

⁽²⁵⁾ 当該ベルギー法人は、ベルギーとルクセンブルグ、そして韓国との三国間条約に基づき、公正衡平待遇条項に基づく請求を行った。

⁽²⁶⁾ Weeghel 氏は、韓国政府側の専門家として要請され、ガイダンスと判例などから、「韓国は確かに国際的な慣行の範囲内にある」との意見を出したとのことである。

2002 年メキシコ政府は、国民の健康促進を目的として、飲料に使用される高果糖コーンシロップ (HFCS) に特別課税を導入した。高果糖コーンシロップは、砂糖に代わる甘味料として多くの飲料に使用されており、主にアメリカから輸入されていた。

アメリカ企業である Archer Daniels Midland (ADM) は、メキシコ市場に高果糖コーンシロップを供給しており、メキシコ政府の課税措置が NAFTA の内国民待遇、最恵国待遇、間接的収用、差別的課税の規定に違反すると主張し、約 1 億ドルの損害賠償を請求。一方、メキシコ政府は、高果糖コーンシロップの課税は国民の健康を保護するための合法的な政策であり、この課税措置が特定の外国投資家を差別するものではなく、全ての事業者に平等に適用されると主張した。

2007 年仲裁裁判所は、ADM の主張を一部認め、メキシコ政府が NAFTA の規定に違反していると判断。特に、課税措置が内国民待遇に違反し、外国投資家に対して差別的であると認定し、メキシコ政府に対して ADM に約 3,300 万ドルの損害賠償を支払うよう命じた。

Goetz v. Burundi (1999)

税制安定化条項 (Tax Stabilization Clauses) とアンブレラ条項が問題となった事例⁽²⁷⁾

【概要】

ベルギーの投資家である Goetz 氏は、ブルンジ政府との契約に基づき、特定の税制優遇措置を享受する形で事業を開始。この税制優遇措置は、投資を促進するためにブルンジ政府が提供したインセンティブの一環であり、長期間にわたって適用するとされていた。税制安定化条項がこの契約に盛り込まれ、投資家は将来の租税政策の変更から保護されることを期待していた。

しかし、ブルンジ政府は政策を変更し、投資家への税制優遇措置を撤回。Goetz 氏は、この条項の撤回が投資契約の違反であり、不当な収用に相当すると主張。投資協定に含まれるアンブレラ条項に基づき、ブルンジ政府の契約違反が投資協定の違反として扱われるべきかが争点となった。

仲裁裁判所は、ブルンジ政府の税制安定化条項の撤回が契約上の義務違反であり、投資家に損害を与えたと判断。そして、アンブレラ条項がこの事案に適用されるとし、国際法上の義務違反として認定した上で、ブルンジ政府に対し Goetz 氏に損害賠償を行うよう命じた。

事例から学ぶ教訓

- ・ 税法や税務行政は、外国投資家の権利を保護する BITs (投資協定) からテストを受ける。
- ・ NT (内国民待遇条項) の下で、差別的な税制は違反とされる可能性がある (例: Archer Daniels Midlands v. Mexico)。
- ・ 税法の適用が「収用 (Expropriation)」の隠れ蓑として利用されてはならない (例: Yukos

⁽²⁷⁾ 税制安定化条項は、国家が投資家に対し一定期間税制を変更しないことを約束し、アンブレラ条項は、投資協定において国家が投資家に対して約束した義務 (契約上の義務を含む) を保護する規定である。この事例では、国家が投資家との契約上の義務を果たすこと (税制安定化) が国際法上の義務となるかが争点となった。

v. Russia)。

- ・ OECD モデル租税条約及びその解説が、国際的な税務紛争において重要な基準として参照される。
- ・ 投資家が過度に攻撃的な税務計画 (Aggressive Tax Planning) を行った場合、紛争において「寄与過失 (Contributory Fault)」が認定されることがある⁽²⁸⁾。
- ・ 税務紛争や投資仲裁は、国家及び投資家双方にとって高額なコストが発生する。

【出所】セミナーC 資料 (スライド) 12 頁。

(Claudia Annacker) 課税措置を評価する際、仲裁裁判所は国内税法の合法性を判断するのではなく、投資協定の基準 (国際法) に基づいて審査する。税法や租税ルールは「事実」として扱われるが、その適合性は投資協定に照らして判断される。

税法は高度に専門的な分野だが、環境法、銀行法、刑法など他の専門的分野でも同様の課題がある。投資仲裁の弁護士や仲裁裁判所は、税法に関する理解を深めるため、税務専門家 (弁護士等) に協力を依頼する。税務専門家は、税法や税務当局の措置に関する報告書を作成し、仲裁裁判所に提出する。仲裁の公聴会で証言を行い、対立する弁護団からの反対尋問や仲裁人からの質問に答える。仲裁裁判所は、税務専門家の証言を非常に重要視し、税務問題の理解に役立てる。

3. 南アフリカの BIT 政策の見直し

(Annet Oguttu) アフリカ諸国では、政府機関の間で連携が欠如しているため、租税政策と投資促進政策の間で矛盾が生じやすい。投資促進機関が税制優遇を提供する一方で、財務省や税務当局がそれを無視又は覆すケースがある。この「分断的アプローチ (Siloed approach)」が、税務紛争や投資家の不信感を引き起こしている。また、租税政策の策定、適用、執行における透明性と一貫性が欠けており、投資家との紛争を引き起こす原因となっている。なぜなら、財務省が租税政策を定めるが、その執行は税務当局が独立して行う。これにより、投資家が期待していた税制優遇が否定されるケースが生じる。

投資法の知識も経験もないまま BIT を締結した多くの発展途上国は、BIT 政策を見直し始めている。南アフリカは、アパルトヘイト後、外国直接投資 (FDI) を促進して経済を再建するために、国際的な投資家に対する保護を強化することを目指した。当時の世界的な潮流では、BIT が FDI を増加させると信じられていた。1990 年代の民主化移行期に、多くの欧州諸国 (EU 諸国) と二国間投資協定 (BITs) を締結した。

しかし、時間が経つにつれ、BIT が FDI を実際に増加させるという仮説には疑念が生じた (セミナーC のスライド 16 頁には、「BITs が FDI を促進する」という世界的なトレンドが「debunked (覆された)」とある)。南アフリカにおいても、アパルトヘイト体制の終焉自体が FDI に良い影響を与えたため、BIT の役割が相対的に小さくなった。

Piero Foresti, Laura de Carli and Others v. RSA (2010) は、イタリアとルクセンブルクの投資家が南アフリカ政府を相手に ICSID で提訴した案件である。南アフリカは、アフターマティバクションの一環として BEE (Black Economic Empowerment) 政策を採用しており、

⁽²⁸⁾ 投資家自身にも一定の責任があるとされ、賠償額の減額などに影響する。

企業の株式の一部は、歴史的に差別を受けてきた南アフリカ人（Historically Disadvantaged South Africans, HDSA）に割り当てられなければならない。しかし、外国投資家はこれを不当な措置と主張したのである。

このケースにより、南アフリカ政府は、BIT が国家の政策遂行（特に社会的正義や経済的再分配）の柔軟性を制約すると認識した。特に、外国投資家が国家政策に影響を与えることが可能である ISDS（投資家対国家の紛争解決）制度が問題視された。この結果、南アフリカ政府は、特定の EU 諸国との BIT を終了させた（スイス、オランダ、スペイン、ドイツ、ルクセンブルク、ベルギー）。終了理由として、これらの BIT が南アフリカの憲法の原則や社会的経済政策と一致しないと判断されたことが挙げられる。

南アフリカは、国際的な投資協定に依存するのではなく、自国法に基づく投資保護を強化する方向にシフトした。具体的には、Promotion of Investment Act 22 of 2015 を制定した。この法律は、投資保護を保障するとともに、国家の憲法的義務（Constitutional imperatives）を優先させるものである。ISDS の利用を制限し、国内法の範囲内で紛争を解決する。外国投資家と国内投資家に対し、ほぼ同等の保護を与えている。国家主権を強化しつつ、外国投資家に対する法的安定性を維持することができる。

4. 途上国と投資仲裁

（Rasmi Das） 税務紛争が投資協定や投資仲裁の枠組みに付されることについて、国家、特に発展途上国は消極的な姿勢を示している。インドは、投資家が税務紛争を投資仲裁に持ち込むことに反発し、全ての BITs を一度に終了させた。その後締結された BITs では、税務紛争を投資協定の紛争解決メカニズムから完全に除外（carve-out）する包括的な条項が導入されている。多くの欧州諸国との条約では、税務紛争は BITs や他の一般的な投資協定の仲裁メカニズムには付されないことが政策的に明記されている。特に、第 25 条（紛争解決条項）において、税務紛争は一般的な仲裁から除外されることが増えている。

国連モデル租税条約（UN Model Tax Convention）第 25 条は、紛争解決手続を規定しているが、2024 年 10 月に、同条約第 25 条第 6 項の新提案に関する合意がなされた。

第 25 条第 6 項は、締約国の一方が実施した租税措置が、租税条約（国連モデル条約）に適合する場合、それは締約国間の他の条約（例：BIT）に違反していないとされる。この規定は、租税措置が租税条約に適合する限り、BIT やその他の条約に基づいて異議を申し立てられることを防ぐ。租税条約の枠内での紛争解決を明確に優先させ、投資協定の紛争解決メカニズム（例えば、ISDS）を回避する。

新提案には、Variant A と B がある。

- ・ Variant A： 一般的排除。締約国間の他の条約（例：BITs）が租税措置の紛争解決を包含することを排除。
- ・ Variant B： 限定的排除。個別の二国間交渉により、特定の条約のみを適用対象外とする。

OECD モデル条約及び国連モデル条約の第 25 条の解説では、国家が GATS（サービス貿易一般協定）に関連する条約で税務紛争を除外できるよう提案されている。国連租税委員会は、この解説を実際に第 25 条に組み込み、税務紛争を一般的な仲裁メカニズムから除外する提案を承認した。

現在、世界には約 100 の条約において、税務紛争を BIT やその他の投資仲裁メカニズムから完全に除外する規定が存在する。新しい条約モデルでは、税務紛争は国内法又は相互協議手続 (MAP) のみに従って解決されるべきとする包括的な条項が追加されている。

5. 今後の課題 (投資協定と第 2 の柱)

(パネルディスカッション)

現在の政策課題

- グローバル・ミニマム課税 (140 か国以上が合意)
- 投資協定基準の潜在的な違反 (FET/アンブレラ条項及び税制安定化条項)
- 緊張と不確実性
 - ・ UTPR
 - ・ QDMTT (特に発展途上国)
- 税制優遇措置
 - ・ Micula (C-638/19P、2022 年 1 月 25 日) ⁽²⁹⁾
 - ・ 仲裁裁定の賠償金支払いが、EU 競争法に基づき国家補助と扱われる可能性

【出所】セミナーC 資料 (スライド) 19 頁。

(Ricardo Garcia Anton) 租税関連紛争には深刻な収用事例 (例: Yukos 事件) に加え、EU の最新税制など新たな事例も増加している。投資協定 (BIT) と租税条約は外国投資を促進するが、その範囲や目的は異なる。解決策として、ウィーン条約法条約第 31 条 (c) を基にした国際法の体系的解釈による統合的アプローチ⁽³⁰⁾と仲裁裁判所を支援する専門家機関の設立を提案する。

(Rasmi Das) 税務と貿易政策の間には緊張があり、その原因は相互理解の欠如にある。税務担当者は貿易政策の懸念を理解し、貿易担当者も租税政策の必要性を認識する必要がある。政府全体のアプローチ (Whole of Government Approach) を通じて、この摩擦を管理することが重要。

(Annet Oguttu) 多くの条約は政治的理由で締結され、国家は長期にわたる税制安定化条項に縛られることがある。条約締結前に、地政学的及び経済的状况を考慮する必要がある。

(Liselott Kana) 問題の根本原因は、租税政策担当者と貿易政策担当者間の対話の欠如にある。解決策として、国連 (UN) における紛争解決があり、これに注力すべきである。マニュアルの出版が進められており、これにより双方の理解不足を解消し、摩擦を軽減することが期待される。

⁽²⁹⁾ Micula 事件 (C-638/19 P, 2022 年 1 月 25 日) は、ルーマニア政府が、税制優遇の撤廃を理由とする賠償金を投資家に対し支払うよう命じられた事件。EU 司法裁判所は、この賠償金の支払いが EU の国家補助規制に違反すると判断した。

⁽³⁰⁾ 発言の趣旨は、租税条約が投資協定と衝突する場合、ウィーン条約法条約第 31 条(c)に基づき、関連する国際法の整合性を図りつつ解釈が行われるべきと主張するものと考えられる。同条約第 31 条(c)は、国際法の関連する規則を考慮して条約を解釈すると定めている。

セミナーD：石油及びガス産業の課税問題とエネルギー転換

主な内容	議長及び討論者等
1. エネルギー転換	Chair: Stig Sollund (Norway)
2. 石油・ガス産業における税制	Secretary: Anna Theeuwes (Netherland)
3. 石油・ガス産業のプレーヤー	Panel Members: Monique van Herksen (Netherlands) Michael Hewson (South Africa) Christopher Rice (United Kingdom) Jim Robertson (United Kingdom) Viola Tarus (Kenya) Fernando Zuzunaga (Peru)
4. エネルギーの需要と供給	
5. エネルギー転換の促進と障壁	
6. エネルギー転換に必要なコスト	
7. カーボンプライシング	
8. まとめ（公正なエネルギー転換）	

1 エネルギー転換

（Jim Robertson） エネルギー転換はトランジションであり、ビッグバンではない。世界のエネルギー需要の増加により、化石燃料エネルギーと再生可能エネルギーの両方が今後何十年にもわたって必要となる。国際エネルギー機関（IEA）によれば、2050年でも世界のエネルギー供給の半分は化石燃料によると予想されている。パリ協定では、今世紀末までに摂氏 1.5 度を目標としているが、国連環境委員会は、現時点ではこの目標からかなり遅れていると述べている。

2 石油・ガス産業における税制

（Viola Tarus） 採掘セクターにおける投資家への権利付与には、コンセッション方式（Concessionary）と契約方式（Contractual）の二つの基本的なシステムがある。コンセッション方式では、投資家は生産された資源の所有権を有し、それを自由に処分することができるが、多くの場合、国内市場に供給する何らかの義務、いわゆる国内市場義務を負うことになる。現在では、コンセッション方式で操業する石油会社への課税は、所得税、特別石油税、ロイヤルティの組み合わせが一般的であり、コンセッション方式はロイヤルティ課税方式とも呼ばれる。

一方、契約方式には二つの形態があり、生産物分与契約（Production Sharing Agreement）とサービス契約（Service Agreement）がある。生産分与契約は、国が資源の所有権を保持する一方、請負業者（通常、外国石油会社）は、一般にコストオイルと呼ばれる現物製品の一部を保持することでコストを回収する。実際のコストがその年に回収できなかった場合は、利息の有無にかかわらず翌年以降に繰り越すことができ、コストオイルを差し引いた残りがプロフィットオイルと呼ばれるもので、投資家と政府の間で共有される。また、場合によっては、請負業者や投資家が請求される法人税やサービス契約に伴うロイヤルティのような追加税金が発生することもある。サービス契約では、政府は資源の所有権を保持するが、投資家は生産活動を行うための手数料（多くの場合、税金の対象となる）を支払う。

コンセッション方式は先進国でよく見られるもので、生産物分与契約は発展途上国で広く使われている。コンセッション方式は、政府が天然資源の開発・生産をより深く管理する契約方式に比べて、石油会社の立場がはるかに強いという意見もある。しかし、現実には、これらの異なるアプローチは、支配力という点だけでなく、投資家と政府にもたらされる財政的な影響

という点でも、同等になりうるということが明らかになっている。

資源に対する課税は、一般的に他のビジネスとは一線を画しており、その主な理由は、資源採掘部門が大きな経済的レントを生み出す可能性があるからである。つまり、原則として、政府は投資を歪めることなく、関連する経済的レントの 100% 近くを課税することができるはずである。そのため、資源採掘セクターでは、他のセクターではあまり見られないような、超過利潤税、追加利潤税、資源レント税といった追加的な財政措置がとられる。

3 石油・ガス産業のプレーヤー

(Viola Tarus) 政府は通常、国営石油会社を通じて自国の資源を開発する。国営石油会社には様々な形態があり、上流部門（探鉱と生産）だけに参加する会社もあれば、下流部門（精製と販売）の両方に参加する会社もある。国営石油会社は世界全体の業績の 3 分の 2 近くを支配し、世界の石油・ガスの半分近くを生産している。これは、国営石油会社が自国経済における巨大な政治的役割を担っていることを意味する。国営石油会社は自国のネット・ゼロ・エミッション目標達成に向けて大きな役割を果たしている。世界がパリ協定の目標を達成するためには、国営石油会社は、資金調達の懸念や政府債務の増加の中で、脱炭素化に着手しなければならない。

国営石油会社にとっての移行リスクの主な要因は次の通り。

- ・ 第一に、石油・ガス需要が減少し、価格が下落し、国営石油会社の収入が減少する。
- ・ 第二に、国営石油会社との共同プロジェクトを運営する民間パートナーによる投資が減少し、資源開発が座礁する可能性がある。
- ・ 第三に、投資家が化石燃料から直接資本を引き離すため、資金調達へのアクセスが減少する。

国営石油会社がエネルギー転換と直面するこれら全てのリスクに対してどのような対応をしているか。ナイジェリアやガーナにおける国営石油会社は、石油・ガス事業から撤退するのではなく、石油投資に加えガス投資を増す方針である。国営バイオ企業のなかには、石油・ガスから鉱業への転換を計画しているところもある。例えば、アルジェリアの国営石油会社のソナトラ社はリチウムの探鉱に移行している。国営石油会社が脱炭素化プラントを建設したり、再生可能エネルギーへの投資やグリーン水素への移行を計画している企業もある。

LNG（液化天然ガス）がエネルギー転換において重要な役割を果たすと考えられており、多くの国際石油会社がこの分野に大きな投資をしており、それが将来のエネルギーシステムを支えることになる。また、炭素削減や除去ソリューションへの投資も必要になる。炭素隔離、炭素貯留、森林再生、CO₂ 回収など、これらは全て、ネット・ゼロを達成するために必要なものである。国際石油会社が規模を拡大し、これらの経験のいくつかを活用できるところに目を向けることが重要である。

4 エネルギーの需要と供給

(Michael Hewson) アフリカの CO₂ 排出量は、世界全体のわずか 3.9% に過ぎない。したがって、アフリカのような発展途上国が解決策を担うべきでなく、むしろ先進国が担うべきだと主張するかもしれない。一人当たりの CO₂ 排出量（2022 年）が著しく多い国・地域は、北米、ヨーロッパ、オーストラリア、アフリカなどに見られる。国別の CO₂ 排出量を見ると、

1950 年代以前はアメリカとヨーロッパが CO₂ 排出の中心であったが、最近では、中国やインド、その他のアジア地域が CO₂ 排出量を劇的に増やしている。CO₂ 排出に大きく貢献しているのは主に先進国であり、中国やインド、その他数か国であると言えるかもしれないが、もう一つの非常に重要な視点は、生産者の視点である。

石油の生産量が最も多い 8 か国のうち 5 か国は発展途上国である。過去 40 年間をさかのぼって、石油生産量の上位 15 か国を見てみると、その大部分は、時代が進むにつれて順位は入れ替わるものの、15 か国中 10 か国がアフリカを含む発展途上国である。つまり、この課題に貢献した国々を考えると、エネルギーの消費と CO₂ 排出を通じて先進国が大部分を占めているが、生産と供給面を通じて発展途上国も多く含まれているのである。そのため、誰が解決策に貢献すべきかを理解するのは難しい。もちろん、CO₂ 排出量も生産量もかなり少ない国も数多くあり、どのような解決策を提供するにしても本当に重要なのは、それらの国に不均衡な負担がかからないようにすることである。

石油とガスの需要は、2030 年頃にピークを迎えると予想される。つまり、需要は大幅に減少するものの、世界のエネルギーミックスにおいて石油・ガスは依然として重要な位置を占める。中国では 2030 年頃にピークを迎えるが、全体としては 2035 年まで増加し、その他の地域、特にインド、東南アジア、アフリカ、中東では 2035 年まで増加すると予想されている。したがって、我々は共通の目標を掲げているが、石油・ガス需要の減少の程度や速度は、国や地域によって異なる。これは特に、異なる燃料や技術間の競争が激化していることが一因となっている。

5 エネルギー転換の促進と障壁

(Christopher Rice) 民間セクターがエネルギー転換の分野に大規模な投資を行うためには、エネルギー転換に関する公共政策の発展、技術、インフラ、資金を調達するための機能的な方法が不可欠である。これには、政策立案者と、エネルギー転換を適切に行うための能力構築のための資金力と経験を持つ民間組織との真の協力が必要である。しかし、エネルギー転換を実現するための政策やその他の問題について、どのように考え始めたらよいかという観点から、産業界で考えている三つのことを説明する。

一つ目は投資で、既存の活動における排出削減への投資である。さらに、バイオ燃料や EV 用水素充電、再生可能電力といった新しい低炭素エネルギー・ソリューションに資金を振り回けることが重要である。

二つ目は技術で、エネルギー転換をより早く、より手頃な価格で実現するためのアイデアを前進させるために、新技術を研究開発するための政策が必要であり、このような投資を促進し、奨励するためには、政府による支援と配慮が必要である。どのようにインセンティブを与え、規制するのか、また、エネルギー転換に役立つような新技術を奨励することも必要である。

三つ目は、インフラへの資金援助で、企業のインフラだけでなく、一般的なインフラへの資金援助が必要である。

6 エネルギー転換に必要なコスト

(Michael Hewson) 2050 年までにネット・ゼロを達成するために必要なコストの試算は、110 兆ドルから 150 兆ドルの幅がある。その大部分の約 70%を電力部門に投資する必要がある。現在、年間投資額は必要な額の 4 分の 1 程度で、投資が増える時間はあるが、現状では必

要な投資額とのギャップがある。問題は、これらの資金をどこから調達するかということである。潜在的な資金源は、公的資金、民間資金、市場を通じたグリーン・ファイナンス、そして税制やその他の手段である。これらのメカニズムは、生産者への影響であれ、消費者への影響であれ、技術の移行と利用をより大きく推進することになる。場合によっては、こうした措置によって、企業が国家目標を達成するために、生産量を実際に削減しなければならない。こうしたメカニズムは、企業の利益に影響を及ぼすと同時に、市場の様々な国で支払われる税金にも影響を及ぼす。

7 カーボンプライシング

(Jim Robertson) カーボンプライシングには 2 種類のシステムがあり、炭素税や環境税のようなものもあれば、排出量取引システム、キャップ・アンド・トレードと呼ばれるものもある。

排出量取引システムは各国の制度を統合するのが簡単である。ほとんどの国が何らかの形でカーボンプライシングを検討しており、民間セクターを低炭素源に転換させるためには不可欠である。

炭素国境調整とは、海外から調達した製品や天然資源を輸入する際に、炭素測定や炭素税に関するルールが緩い他の地域で調達することで不釣り合いな利益が生じないように、コストを上乗せすることで均等化を図るもので、炭素国境調整メカニズムと呼ばれている。EU は、国境を越えた炭素調整制度である Carbon Border Adjustment Mechanism (CBAM) を導入している。CBAM は 2023 年 5 月から施行され、指定された輸入品に対して、炭素の含有量に応じて課金される仕組みになっている。直接排出とは、生産プロセスの一部として排出されるものである。間接排出は、生産工程を補助するために使用される電力を生産する際に排出されるもの。つまり、この課金は、輸入品に含まれる炭素の輸入コストと、国内生産品に含まれる炭素の国内価格から生じるコストを均等化する役割を果たす。

8 まとめ（公正なエネルギー転換）

(Viola Tarus) 公正なエネルギー転換とは、関係する全ての利害関係者を考慮し、誰一人取り残さないような、公平で包括的なエネルギー転換のことである。コスト負担の配分だけでなく、利益や新たに生まれる富の配分も考慮するもので、特に脱炭素化によって最悪の影響を受ける地域社会を考慮するものである。要するに、エネルギー転換とは、気候変動の影響に対して最も脆弱な人々を支援しながら、クリーンな再生可能エネルギーへの転換を促進するものである。

セミナー E : IFA/OECD 共同セミナー

主な内容	議長及び討論者等
Part 1	Chair: Armando Lara Yaffar (Mexico)
1. 最近の OECD の取組み（2 つの柱以外）	Secretary: Roberto Padilla Ordaz (Mexico)
2. 第 0 の柱 (Pillar Zero)	Panel Members: Achim Pross (OECD) Monica Bhatia (India - online) Leon Coetzee (South Africa)
3. 第 1 の柱 (Amount A・B)	
4. 第 2 の柱 (STTR・Global Minimum Tax)	
Part 2	
5. 税の透明性 (CARF と CRS 2.0、不動産)	

6. 税務行政の DX 化と AI 7. 税制における多国間主義	Joachim Englisch (University of Münster) Mercy Mbithi (ATAF) Tim Power (United Kingdom) Daniel Smith (United States) Philip West (United States)
-------------------------------------	--

Part 1

1. 最近の OECD の取組み（2つの柱以外）

（Achim Pross）まず2つの柱以外では、OECD の最近の動きは次のとおりである。

国際的な規範の設定について、EU、OECD、G20 のようなグローバルな組織間の協力が大きく前進した。発展途上国の税務能力の向上と国際的な税務協力の促進に重点を置くイニシアティブである TIWB（Tax Inspectors Without Borders、国境なき税務調査官）や、PCT（Platform for Collaboration on Tax、税務協力のためのプラットフォーム）も積極的に動いている。

租税犯罪と不正資金の流れ、金融犯罪を追跡するための税務当局等に対する研修プログラムがあり⁽³¹⁾、アフリカ（ナイロビ）、ラテンアメリカ（ブエノスアイレス）、アジア太平洋（東京）の三つの地域センターがある。

モデル条約は、2025 年に更新を計画している。

2. 第0の柱（Pillar Zero）

BEPS 2.0 の2つの柱による解決策に加えて、国際課税における「Pillar Zero（第0の柱）」の主な構成要素は三つある。

- ① 簡素化：Amount B（定型的な販売活動に関する利益配分）、セーフハーバー規定など
- ② 紛争予防：APAs（事前確認制度）と BAPAs（二国間事前確認制度）、ICAP（国際コンプライアンス保証プログラム）、協調的なコンプライアンスとリスク評価、共同税務調査
- ③ 紛争解決：MAP（相互協議手続）、仲裁

3. 第1の柱（Amount A・B）

（Achim Pross 氏による説明）

第1の柱 – Amount A

2015 年 10 月：BEPS Action 1
2018 年 3 月：中間報告書
2021 年 10 月：2 本柱の解決策の合意に関する IF 声明
2022 年 7 月：進捗報告書
2023 年 7 月：IF 成果声明
2024 年 5 月：共同議長声明
2024 年 7 月：G20 コミュニケ

【出所】セミナーE 資料（スライド）6 頁。

⁽³¹⁾ OECD 租税犯罪アカデミー（OECD Academy for Tax and Financial Crime Investigation）を指す。

第1の柱 – Amount B の五つの主な特徴

- ① 定型的なマーケティングと流通：MAP パイプラインの大部分を占める最も頻繁な取引を扱う。
- ② 主に定量的：納税者向けの明確な適用基準がある。OES、OAS、業界データなど基本的に三つのインプットを使用する簡単な価格設定方法を採用⁽³²⁾。
- ③ 安定性：納税者と税務当局の双方にとって有益。MAP パイプラインの相当部分を削減することができる。
- ④ プラグアンドプレイ：すぐに使用可能な状態で、OECD の TPG の一部となっている。管轄法域が選択する必要がある。
- ⑤ キャパシティの低い管轄法域への特別な配慮：一部の LCJ（低キャパシティ管轄法域）における移転価格紛争の 30～70%がマーケティングと流通に関連する。

【出所】セミナーE 資料（スライド）9 頁。

（Tim Power）IF の共同議長という立場から、申し上げたい。政治的注目度は低下したかもしれないが、各国はデジタルサービス税（DST）の導入と拡大を続けており、第1の柱は継続的に重要である。膨大な政治的資本が投下され、妥協が既になされたことを考えれば、MLC が最善の利益であるとの強い信念がある。

選択的な簡素化・合理化アプローチでベースライン配分の価格設定を行うことは、キャパシティが低い法域にとっては重要であるが、それ以上に踏み込む必要があるという立場をとる国もある。MLC の締約国となった全ての国・地域が、発効時点からインバウンドの distributor に適用することを約束する義務的な Amount B の枠組みが必要である。これは、選択制とは明らかに異なる提案であり、多くの国がこの約束を受け入れている。

例えば、Amount B に含まれる既存のスコーピング基準は、データセットが代表的でない可能性のある distributor を除外するのに十分か。Amount B の価格設定マトリックスは、ベースラインの機能的貢献の差異を調整するのに十分か。データセットで観察された地理的差異をどの程度まで調整すべきか。これらは本当に難しい問題である。

MLC の運用開始の難しさを知らない者はいない。米国で MLC を実施することの難しさは、大統領選挙や議会選挙の結果にかかわらず、メンバーも理解している。しかし、私たちにできることは一步一步前進していくことである。

（Mercy Mbithi）ATAF 加盟国にとって流通モデルは、比較対象（コンパラ）へのアクセス不足が紛争や税収損失につながるため、極めて重要である。ATAF は、Amount B が移転価格に関する紛争やリソースの制限をどのように緩和できるかについてテクニカルノートを作成した。また、加盟国の国内法における Amount B の規定作成を支援している。

Amount B は、私たち ATAF にとっても、加盟国にとっても重要であることに変わりはない。私たちは比較対象を入手することができないので、その結果、法廷で大きな紛争が起きてしま

⁽³²⁾ OES（Official Economic Statistics）は、政府や公的機関が収集・公表する経済データ。OAS（Official Administrative Statistics）は、行政機関が保有する統計データ。これらの統計データは、Amount B における価格設定方法の重要なインプットとして使用される。

う。このような紛争に巻き込まれると、突然、加盟国の税務当局が損失を被ることになる。移転価格に関するリソースの制約がある大陸では、Amount B の必要性を非常に強く感じている。

(Daniel Smith) ビジネスからの見解を共有させてほしい。成長促進のための投資に関する議論では、税制の問題が話題になる。大規模な投資を行う際には、予測可能性、確実性、安定性の原則を非常に重視している。このため、私たちは、不安定な一方的租税措置や国際的な租税規範の不一致にビジネスサイドから対処するため、国際課税のルールを更新する多国間の努力を長い間支持してきた。

OECD は、各国がこうした規範に関与し、コンセンサスを得るための重要な議論の場となっている。MLC の最終版は約 1 年前に公表されたが、BIAC や USCIB のような多くの組織が素晴らしい仕事をしてくれている。

明確なルールと適切な紛争予防・紛争解決メカニズムを構築することで、第 1 の柱における安定性はより高いレベルに達する。私たちは、代替的な信頼できる指標を開発するために、高度なパネルメカニズムがあることを理解している。

次に、管理性について。企業にとって資源配分が重要であることは確かであるが、税務当局にとっても同様に重要。また、コンプライアンスが複雑である場合、その審査や調査も併せて複雑になる可能性がある。もう一つ、非常に複雑な規則について私が懸念するのは、企業の技術リソースを技術革新から管理業務に費やしてしまうことである。これは、成長や技術開発のための機会損失となる。そのため、管理しやすい規則を設けるべきである。そして非常に重要なのは、二重課税を避けるための調整である。二重課税がある種のビジネスモデルを採算の合わないものにしてしまう可能性がある。また、租税政策は貿易摩擦や貿易障壁をもたらすような差別的な結果を避けるべき。

これらは、トレードオフの関係にある。Amount B は、その合理的なアプローチにおいて、まさに簡素化の典型と言える。企業にとっても、税務当局にとっても、リソースの浪費を抑えることができる。

(Philip West) Amount B には多くの利点があり、そのためにガイドラインに盛り込まれたが、オプションとなっている。問題は、それを義務化すべきかどうかということだ。米国はこれがレッドラインだと言っており、義務的な Amount B がない限り MLC には同意しない。複雑さが常に悪いとは言いきれない。複雑さが安定性を高めることもある。そのバランスをうまく取ることが重要。

米国議会では、100 人いる上院議員のうちのたった 1 人が条約成立を阻止することができる。選挙がどのような結果になろうとも、条約の承認を得るために議会で膠着状態が続き、トランプ氏が選出されれば反多国間主義のアプローチが見られるだろう。2024 年 3 月の両院合同租税委員会 (JCT) の報告によれば税収損失は 14 億ドルであるが、実質的には歳入中立とも言われている。しかし、どうだろうか。名前は伏せるが、X という国にお金を渡すようなものと主張する議員もいる。

4. 第 2 の柱 (STTR・Global Minimum Tax)

(Achim Pross 氏による説明)

STTR (Subject to tax rule) に関する実施タイムライン

2021 年 10 月：IF (Inclusive Framework) が Two-Pillar Solution に関する声明を発表

2023 年 9 月：IF 合意、STTR MLI（多国間協定）の公開

2023 年 10 月：STTR MLI の署名受付開始

2024 年 9 月：STTR MLI の最初の署名が予定

GloBE（Global Anti-Base Erosion）ルールの実施ロードマップ

既に完了・進行中の項目

- ・ 2021 年 12 月：GloBE モデルルールの策定
- ・ 2022 年 3 月：コメンタリーの公表、12 月：セーフハーバー規定の策定
- ・ 2023 年 2 月／7 月／12 月：運用ガイダンスの公表、3 月：GloBE 情報申告書（GIR）と税の安定性に関する公開協議、7 月：GIR の策定
- ・ 2024 年 6 月：運用ガイダンス

現在進行中の作業（Ongoing work）

追加ガイダンス、簡素化、恒久的セーフハーバーの策定、ルール順序を確認するためのピアレビュー、情報交換の枠組みの整備、コンプライアンスと運用の枠組みの確立、紛争解決メカニズムの構築、技術支援、他の制度との相互作用の検討

【出所】セミナーE 資料（スライド）13～15 頁。

（Achim Pross） STTR は発展途上国が積極的に推進したものであり⁽³³⁾、包摂的枠組み（Inclusive Framework）の中で交渉の結果として設計している。STTR の設計において、STTR は権利であるということが重要。STTR は、競争するものではなく、各国が自国の状況に応じて選択すべきツールであり、各国の事情に合わせて適用すべきである。

MLI（多国間協定）又は二国間条約交渉のいずれかを通じて STTR の適用が可能であり、特に条約内容を再交渉する能力が乏しい国々にとって「Plug and Play（即時適用可能）」な仕組みである。全ての IF 加盟国が、発展途上国からの要請があれば、これを与えるという政治的約束を交わしている。STTR は、MLI の一部として受け入れられるか、二国間交渉で承認されるかのどちらかであり、それは各国次第である。そのため、MLI に署名せず、STTR が適用される国の中には、二国間条約のルートで行うことを約束した国もある。

アフリカ諸国などには「第 2 の柱は高い名目税率ゆえに効果がない」という批判があるが、実効税率に注目すべき。多くの発展途上国や投資拠点では実効税率が 15%を下回ることが多く、第 2 の柱は有効である。Substance Carve-out は発展途上国が主張したものである⁽³⁴⁾。

第 2 の柱では、簡素化措置（Safe Harbors）に関する議論が進行中であり、特に中小事業者への負担軽減が重要視されている。複数の国が、税務当局間の協力により共通のデータに基づいて税務管理を行う方向性を示した。

研究開発インセンティブについて、私たちはより多くのガイダンスを示している。第 2 の柱におけるガイダンスの発表は、各国間で解釈の統一を図るために行われており、複雑化を意図したものではない。IFA カンクン大会ではジレンマがあると私は言った。つまり、税務ガイダンスを求める一方で、「ガイダンスが多すぎて複雑だ」という批判が存在する。しかし、さらな

⁽³³⁾ STTR は、利子、使用料、サービス料などの支払いが、9%未満の実効税率で課税されている場合に適用される。発展途上国が税収を確保するために導入された仕組みである。

⁽³⁴⁾ STTR（Subject to Tax Rule）における Substance Carve-out（実体ベースの除外規定）とは、実体のある経済活動に関連する所得や支払いについて、STTR の適用から除外することを認める仕組みである。

るガイダンスに踏み込む必要性を少しでも減らせるよう、簡略化する方向にもシフトしている。技術的な事項として、次の三つがある。

① 恒久的セーフハーバー⁽³⁵⁾

企業の負担を軽減するため、恒久的な簡素化措置をどのように設計するか。

② モバイル資産⁽³⁶⁾

第2の柱では、実質的な事業活動に関連する利益に対して一定の優遇措置を認める「実体ベースの所得除外 (Substance-Based Income Exclusion, SBIE)」が導入されるが、モバイル資産に関連する所得がどの国に帰属し、どの程度の除外が適用されるか。

③ 外国税額控除の繰延べ

企業が外国税額控除を受ける際、どの時点で繰延税金を認識・調整するべきか。また、企業の会計期間が終了した後、税額や税率に変更があった場合、どのように調整すべきか。

ただし、セーフハーバーの簡素化が行き過ぎると、納税者や税務専門家が短期的な回避スキームを見つけ出す可能性がある。その場合、税務当局は回避を防ぐために新たな「回避防止ルール (anti-avoidance rules)」を導入せざるを得なくなる。「More pain for a little gain」(小さな利益のために大きな痛みをもたらす)にならないでほしい。

今後は、ルールの順序 (Rule Order) の有効性を検証するためにピアレビューを導入する。また、年末までにセルフ・サーティフィケーション (Self-Certifications) 制度を完成させる予定であり、関連する書類やフォームは既に合意され、進行中である。

(Tim Power) 管理運営とコンプライアンスに関する作業は、実施国にとって大きな焦点である。その中には、一筋縄ではいかない問題もある。恒久的なセーフハーバーを考えた場合、ある国・地域が第2の柱による申告をしたことがなく、第2の柱の ETR が低いのは何が原因なのかということを理解していない状態で、恒久的なセーフハーバーの下で必要とされる簡略化された計算を、どのように納得してもらうのか。同様に、第2の柱が多国間条約に成文化されていない場合、紛争解決メカニズムをどのように設計するのか。また、二国間の紛争解決方法が第2の柱の文脈で機能するという事実もない。

米国の動向も気掛かりである。米国の企業グループだけでなく、米国以外の企業グループの米国での事業や、米国で第2の柱が実施されない場合など、第2の柱がどのように適用されるかについては、今後も実務的な課題や政治的なセンシティブリティが存在する。GILTI の扱いについて、現実的な方法で第2の柱の計算に組み込む仕組みが必要。不均衡な結果を防止するために譲渡可能な税額控除や税制パートナーシップの取扱いに関するガイダンスを策定している。また、UTPR に関するセーフハーバーを導入し、米国企業の国内事業が 2026 年まで適用対象外となるよう調整中である。

しかし他方では、ルールの整合性を保つ必要がある。EU の指令も含めて第2の柱は多くの国で法制化され、評価されている。このような実施に伴う技術的、政治的な課題を理解し、資

⁽³⁵⁾ Safe Harbor (セーフハーバー) とは、納税者が一定の基準を満たしている場合、税務当局が詳細な監査や調査を免除する制度。これにより、税務コンプライアンスの負担を軽減することができる。

⁽³⁶⁾ モバイル資産とは、地理的な移動が容易な資産を指し、例として「航空機」や「船舶」などが挙げられる。これらの資産は国際的な事業活動に利用されるため、税務上の取扱いや利益の配分が複雑になる。

源や経験の乏しい国々では、そのような課題がどのように増幅されるかを認識することで、各国が第2の柱の影響を評価し、ルール of 法制化を支援し、さらに効果的な運営方法について協力することに引き続き重点を置くことになる。

(Philip West) 米国は CFC を採用した最初の国だ。米国には法人代替最低税がある。OECD で何を主張し、何に合意するかという議論と、米国で何を実施できるかという議論は分けるべきだ。また、控除や補助金が議論されているが、これは米国企業にとって残された大きな問題である。現在のガイドラインでは、実効税率はクレジットによって 15% を下回ることが多い。

今議論されている大きなものは、研究開発控除である。誰かが、研究開発控除を「大国の問題」と揶揄しているのを聞いた気がする。研究開発は経済成長の活力源であり、軽々しく否定されるべきではない。

還付可能なクレジットと還付不可能なクレジットを明確に線引きし、様々な減税や経済的便益を区別することができるのであれば、私は喜んでその議論に参加したい。還付可能なクレジットを補助金と結び付ける現在の線引きは、アメリカではソークアップ補助金と呼ばれている。他の補助金には、払戻しが可能か不可能かにかかわらず、クレジットと経済的に同じものがたくさんある。米国をその線引きの間違った側に置くことは、正しいとは思えない。

最後に、あまり注目されていないと思うが、米国は、チェック・ザ・ボックス・ルールの下で、事業体の透明性を選択することができる。詳細は省くが、ある国の法律上、財務諸表上の所得は発生するが、課税所得は発生しないため、米国では課税されない取引が可能になる。つまり、課税対象となる取引がないため、実効税率は低い。つまりゼロとなる。しかし、ここでそれを提案するつもりはない。

(Daniel Smith) 多くの企業がコンプライアンス要件を満たすために複雑なシステムやプロセスを導入しなければならないかもしれない。全てのデータが一つの大きなシステムに集約されているわけではなく、多くの場合、複数のシステムで業務を行っている。そのため、それらをつなげようとするとなら複雑になる。データがシステム外に存在することもある。また、UPE のカンントリー・ギャップとローカルの法定帳簿との橋渡しをする際の課題もある。その上、特定の取引では、コンサルタント・システムにも財務資料にもローカルにも存在しない属性を追跡する必要があり、複雑さを増している。そのため、人々はこれを2本柱の帳簿 (books) と呼ぶようになった。恒久的なセーフハーバーが実現することを願っている。

それから、第2の柱の実施に伴い、BEPS 行動計画2のハイブリッド防止規則など、多くの CFC や濫用防止規定を declutter、すなわち簡素化又は廃止できる可能性がある。これは企業や税務当局にとって資源の節約になる。

(Achim Pross) declutter はとても重要なトピックである。Benjamin⁽³⁷⁾が私たちと一緒にいないのは、ブリュッセルで declutter に忙しいからだと思う。

研究開発はイノベーションであり、成長のエンジンである。問題は、補助金をどう扱うか。ETR の計算にどのように入るか。線引きについては、時間がないので省略する。ただ、私たちは財務会計の区別に従っている。

⁽³⁷⁾ 欧州委員会の税制担当者。セミナーJのパネリストを参照。

Part 2

5. 税の透明性（CARF と CRS 2.0、不動産）

（Monica Bhatia） 私はグローバル・フォーラムのインド代表としてこの旅に参加し、その後7年間グローバル・フォーラムの議長を務め、そして今日、ニュージーランドの同僚 John Nash とともに第10作業部会の共同議長を務めている。この15年間で、税の透明性という世界全体が劇的に変化したと言ってよい。2008年の金融危機の後、G20が秘密主義や脱税からの脱却を呼びかけ、OECDがその基準を策定したことは記憶に新しい。これは税の透明性における最初の突破口となった。

Tax Transparency の発展

- EOIR Standard : 2009年グローバル・フォーラムによる第1フェーズ審査の開始
- Multilateral Convention（多国間条約）: 2011年改正議定書の発効
- CRS（Common Reporting Standard）: 2014年OECD/G20による承認、2017年最初の自動的情報交換の開始
- CbCR（Country-by-Country Reporting）: 2015年BEPS Action 13の一部として導入、2016年初回報対象期間の開始
- Rulings : 2015年BEPS Action 5の一部として義務的開示制度を導入
- MRDP（Model Reporting Rules for Digital Platforms）: 2020年デジタルプラットフォーム運営者に関するモデル規則の導入
- CARF（Crypto-Asset Reporting Framework） and CRS 2.0 : 2022年CARFフレームワークの承認、2024年CRS 2.0の実施

【出所】セミナーE資料（スライド）17頁。

グローバル・フォーラムの分析によると、2009年以降、171の加盟国から1,260億ユーロ以上の追加収入があった（そのうち410億ユーロ以上は発展途上国）。つまり、情報交換が成果をもたらした。それ以前は1万件以下の要請しかなかったが、すぐに倍増した。CRSの数字はさらに膨大だ。2022年は26,600件以上の情報要請が税務調査のために行われ、1億2,300万の金融口座に関する情報が交換された。照合率（約80%）を見ると、交換される情報の質が高く、効果的に実施されていることがわかる。

暗号資産報告フレームワーク（CARF）の実施に向けては、59の管轄地域が2027年からの情報交換開始に参加表明を示しており、重要な管轄地域を特定するためのプロセスが確立されている。MCAA（多国間権限ある当局間合意）の署名式は、2024年11月に予定されており、CARFの法的枠組みを確立する重要なステップである。最初のFAQセットが公開済みであり、実務的な疑問に対する指針を提供している。

第10作業部会では現在、不動産における税の透明性に重点を置いている。納税者が海外に保有する金融資産に関する情報は、容易に入手できるようになった。しかし、非金融資産、特に不動産に関しては、まだ透明性のギャップがある。インドがG20の議長国を務めた際、OECDに対して、不動産における税の透明性を高める方法を検討するよう要請した。

【OECD Tax Transparency on Real Estate の取組み】

2021年10月	G20 財務大臣・中央銀行総裁会議で不動産の税の透明性向上について検討要請
2022年	OECD グローバル・フォーラムが検討を開始
2023年7月	報告書『Enhancing International Tax Transparency on Real Estate』の公表。 この報告書で、三つの解決策（短期的な情報交換、ベストプラクティスの確立、 登記情報へのアクセス）が提案される。

【出所】セミナーE 資料（スライド）20 頁を加工。

これは良い前進だが、まだギャップがある。その主な理由は二つある。一つは、この情報のデータソースに一貫性がないこと。そしてもう一つは、この情報が完全なものであることを保証するためのデューデリジェンス手続が存在しないことである。そこで、この観点から、第10作業部会は、交換情報が高品質かつ最新のものであることを保証するためのデューデリジェンス手続と報告要件に関する共通のベストプラクティス勧告の作成に取り組んでいる。

また、複雑な所有構造の問題もある。私たちの調査で分かったのは、ほとんどの国・地域が不動産の実質的支配者情報を収集していないことである。信託や法人を通じて保有されている不動産を追跡することは難しい。私たちは、マネーロンダリング対策の進展、特に FATF による勧告 24 の改訂に注目している。各国は法人や信託の実質的支配者の情報を集めているため、この情報には簡単にアクセスできるようになっている。

このように、迅速で直接的なアクセスを可能にすることは、情報交換の代替モデルとなり得る。第一に、税務当局は、納税者が所有する海外の不動産情報を、静的なプロセスや定期的なプロセスで受け取るのではなく、直接リアルタイムで探することができる。第二に、データの最小化につながる可能性があり、データは必要ときに保持される。実質的支配者登録簿にアクセスすることは、より広く税の透明性を確保する目的にも利用できる。

（Leon Coetzee） CRS の実施は容易ではなく、自国の経済状況や多様な顧客層への対応、金融包摂を推進する目標など、複雑な実施プログラムを必要とした。税務当局は、報告制度の新要求に関する市民への説明やメディアキャンペーンを行い、金融機関には情報を求める理由を納税者に対して周知するよう要請した。

報告要件は、今後さらに詳細化・精緻化されると予測される（例：実質的支配者の報告、デジタルマネー、CARF など）。これらのコンプライアンス・コストは事業者にとって大きな負担であり、報告要件のバランスを取る必要がある。特に、納税者が情報交換の網に含まれた後は、さらに多くの情報を共有しても得られるものは限られる。

アフリカでは CRS により 2023 年だけで 20 億ユーロ以上の税収増を達成するなど成功しているが、「収穫逡減の法則」⁽³⁸⁾が働く段階に来ているのではないかと懸念している。さらなる情報共有が必ずしも税収増につながらず、むしろ大企業に過度の事務負担を課す可能性がある点を懸念している。報告制度の適正なバランスを見極め、手続の安定化とビジネスの円滑化を図るべきである。

⁽³⁸⁾ 収穫逡減の法則（Law of Diminishing Returns）とは、経済学の概念で、ある生産要素（労働や資本など）を一定量の他の生産要素に追加投入した場合、初めのうちは生産量（又は利益）が増加するが、やがて追加投入による増加量が減少することを指す。よく使われる例が農地への肥料投入である。最初は作物の収穫量が大きく増加する。しかし、肥料をさらに追加しても、収穫量の増加が徐々に小さくなる段階が来る。

(Joachim Englisch) 税務における基本的権利の重要性を指摘したい。透明性と情報交換については、欧州人権裁判所と欧州司法裁判所の両方が、非常に注目度の高い判決を出している。そのため、国連のアドホック委員会が、納税者の権利や人権への言及を盛り込まないことを決定したのは、本当に残念なことである。将来の国連枠組条約の参考資料として、OECDがこの点でより良い成果を上げ、納税者の権利を保護するための基準やグッドプラクティスを開発することを奨励したい。少なくとも関連する文書の中で、プライバシー権、特に受領した情報の使用に関する権利や、意見を聞く権利、専門家としての権利に関するセーフガードを設けるべきである。

(Philip West) 米国は納税者のプライバシーを非常に重視している。IRSの職員が納税者の機密情報を開示することは、刑事的にも重罪となる。これは非常に広く定義されている。とはいえ、人権と聞くと少し心配になる。先ほど、一人の上院議員が条約発効を阻止することができるといった話をしたが、人権に過剰に反応するのではないか。情報交換を含め、税務上の秘密は守られるべきだが、あまりに行き過ぎるのも問題だ。

6. 税務行政のDX化とAI

(Joachim Englisch) 主にリスク分析・評価・管理の目的で、税務当局が人工知能(AI)を使い始める国が増えつつある。もちろん、これは徴税の効率性だけでなく、人工知能の有効利用という点でも大きな期待を抱かせるものである。OECDは、税務行政(Tax Administration) 3.0に向けた取組みの中に、この点を含めており、非常に良い方向に進んでいる。

過去には個別のエラーで済んでいたものが、AIが導入されることで、システム全体に影響するシステムエラー(誤検出や見逃し)として発生する可能性がある。これには、偽陽性(false positives)や偽陰性(false negatives)が含まれる。AIシステムが偏見を含んだデータを学習することで、直接的又は間接的なバイアスがシステムに組み込まれる恐れがある。例えば、ある国の税務担当者が「特定の宗教グループは脱税をしやすい」という発見をしたとする。もしAIシステムがこれを基準にする、又は自らそのパターンを検出すると、無差別条項に抵触するリスクが生じる。

このため、トレーニング段階だけでなく、AIシステムが運用されている間も適切な認証やチェックが求められる。税務担当者がAIの限界やリスクを理解し、適切に活用できるよう教育が必要。内部及び外部からの監視メカニズムを導入し、AIシステムの透明性と適正さを担保するべき。「ブラックボックス」(アルゴリズムが不透明な状態)が存在しないよう、税務当局がAIの内容を確認・評価できることが重要。また、納税者の権利を守るために、適切な法的救済措置を設け、システム全体に影響を及ぼす問題にも対応できる仕組みが必要である。そして、これは税務行政3.0の作業にも含まれるべきだと私は考えている。

7. 税制における多国間主義

(Philip West) 国連枠組条約の動きを見ると、各国が結束していることに希望を抱くが、一方で、汚職や犯罪の分野で生まれたルーズな言葉遣いと曖昧な思考を目にし、少し心配になる。OECDのリソースは驚くほど豊富であり、それを活用し、国連の仕事に自由に使えるようにし、国連と協力する必要がある。細部への具体的な焦点が十分でなく、人々が一般的な漠然とした概念を持っているように見える。そして悪魔は細部に宿る。多国間主義を強化しようとする

き、OECD か国連かという二者択一のように考えるべきではない。私たちは協力し、OECD のリソースをこれらの解決に役立てる必要がある。

(Achim Pross) 確かな未来を築くためには、今日の世界を地図に描き、理解する必要がある。そして、多くの重要なアクター（地域組織、IMF、世界銀行、CIAT、ATAF、SAGATAR 等）が存在し、多くの異なる国が存在し、多くの異なる税制が存在する。

セミナーF：IFA/アフリカ共同セミナー（アフリカでのビジネス）

主な内容	議長及び討論者等
1. 移転価格税制	Chair: Belema Obuoforibo (IBFD/Netherlands)
2. 付加価値税	Secretary: Aisha Aize Isa (IBFD/Nigeria)
3. 源泉税	Panel Members: Troopti Desai (South Africa) Wally Horak (South Africa) Des Kruger (South Africa) Mercy Mbithi (ATAF) Emily Muyaa (United Nations)

1. 移転価格税制

(Aisha Aize Isa) 移転価格税制について、アフリカの国々は、大まかに次の三つに分類される。

- ① 独立企業間原則（ALP : Arms Length Principle）を法制化しているが、実施の枠組みがない国々
- ② 独立企業間原則を法制化し、かつ実施規則も整備している国々
- ③ どちらも持っていない国々

また、国別報告書（CbCR）を導入している国々は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、エジプト、ガボン、ガーナ、コートジボワール、ケニア、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、セーシェル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、ザンビアである。

事前確認制度（APA）の法制化を行っている国々は、カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、南アフリカ、タンザニア、エジプト、ボツワナ、セネガル、マラウイである。ただし、実際に APA を積極的に実施している国は、ほぼない。

税務当局側の課題として、

- ・ 業種別の移転価格政策における税務上の確実性の確保が困難
- ・ 地域の比較可能なデータの不足
- ・ リソースと対応能力の制限
- ・ 移転価格調査ツール（有用なデータベースやリスク評価文書など）へのアクセスが限定的
- ・ 国際基準（CbCR のピアレビュープロセスや IT 基盤など）の導入コストが高額

がある。他方、納税者側の課題として、

- ・ グローバルな税制改革（第1・2の柱の計算等）による移転価格の不確実性への懸念

- ・ 地域の比較可能なデータの不足
- ・ 取引の妥当性を証明するための文書化要件への対応負担
- ・ 税務当局の監視強化に伴う移転価格紛争や訴訟の増加

がある。

(Troopti Desai) アフリカは 50 以上の国々から成り、多様な経済環境と規制がある。そのため、「アフリカ」と一括りにして議論するのは難しく、具体的な国の事例を挙げる必要がある。一般的に、アフリカ諸国の移転価格税制の進展は、地政学的な環境や国内の経済状況（内戦、通貨切下げなど）に大きく影響される。特に輸入依存度の高い国々では、これが財政や物価、通貨問題に影響を与えている。アフリカの移転価格は各国特有の要因によって影響を受けるため、他国で有効な方法をそのまま適用することは困難である。各国の内的・外的要因を考慮し、個別対応が求められる。

例えば、ナイジェリアの NOTEP やガーナの GIPC などの規制機関⁽³⁹⁾が多国籍企業の関連者間取引を事前承認する「ゲートキーパー」となっている。これらの承認プロセスは厳格であり、拒否される場合もある。さらに、承認された場合でも、取引価格が適正価格（独立企業間価格）より低い場合が多く、企業はその条件を受け入れるか否かの判断を迫られる。

国によっては、クロスボーダー取引に対する支払いに上限を設けている場合がある。例えば、ベナンでは取引の種類ごとに制限が分けられ、ルワンダでは売上高の 2% という包括的な制限がある。これらの制限は、ALP の原則を満たしていても適用される。

また、資金を海外に送金する際には中央銀行が最終的な決定権を持つが、通貨危機や流動性不足がある場合、送金が遅延又は阻止されることがある。これにより、サービス提供者が現金を受け取れないまま税金を負担するケースが発生し、キャッシュフローに大きな影響を与える。

(Emily Muyaa) 国連租税専門家委員会は、移転価格における実務的な政策課題について、発展途上国向けに非常に適切なガイダンスを作成した。同委員会が作成した国連実務ガイダンスの特徴は、実務的でシンプルなことである。そのため、能力の低い国でも利用することができる。

2. 付加価値税

(Aisha Aize Isa) 少なくとも 45 のアフリカ諸国が VAT を採用し、アフリカ大陸全体で政府の重要な税収源として機能している。しかし、各国で法制度やモデルが大きく異なる。例えば税率は、最低のナイジェリアで 7.5%、最高のモロッコとマダガスカルで 20% である。共通点としては、全ての国が VAT システムに仕向地主義を採用していることである。アフリカで VAT が広く採用されている理由は、①比較的広い課税ベース、②管理・遵守の容易さ、③税収確保である。

OECD などの国際機関が発表した「アフリカの歳入統計 (Revenue Statistics in Africa) 1990-2021」によれば、VAT が税収の最大の柱となっており、間接税 (VAT とその他の物品・

⁽³⁹⁾ ナイジェリアの NOTAP (National Office for Technology Acquisition and Promotion) は、外国からの技術移転を規制・促進する政府機関。1979 年に設立され、技術移転契約の評価、登録、監視を通じて、ナイジェリアへの技術導入を管理している。ガーナの GIPC (Ghana Investment Promotion Centre) は、政府の投資促進機関。2013 年のガーナ投資促進センター法 (Act 865) に基づき設立された。

サービス税)を合わせると 52%と、税収の半分以上を占める。一方で、直接税(法人税と個人所得税)は合計 36%となっている。

(Des Kruger) VAT(付加価値税)は「シンデレラ税」⁽⁴⁰⁾と呼ばれるほど、事業活動において後回しにされる傾向がある。他の税金(源泉税や移転価格など)に注目が集まる中、VATの影響や対応は軽視されがち。しかし、実務ではVATの登録や課税への対応は重要である。

アフリカの国々では、輸入や輸出に伴うVAT課税が重要な問題である。非居住者が物品やサービスを提供する場合、VATの負担は非居住者に転嫁されず、輸入者側に課税される。南アフリカなどでは、エージェントを介してVAT控除を可能にする仕組みが導入されている。

多くの国では、国外からのサービス提供者が現地で登録義務を負う代わりに、サービスを受ける側がVATを計上し納税する「リバースチャージ」の仕組みを採用している。ただし、この仕組みには国ごとに異なる適用範囲や閾値が存在する。

Spotify や Netflix など、デジタルサービスに対するVAT課税が近年注目されている。各国では、サービスを受けている者の所在地(住所、IPアドレス、銀行口座など)を基準に課税の有無を判断し、一定の取引額を超える場合には非居住者に登録義務が生じる仕組みを導入している。

アフリカ諸国では、輸出関連企業がVAT還付を受ける権利を有していても、還付が遅れたり拒否されたりするケースが多い。これはVATの中立性を損なう要因となっている。

南アフリカでは、国内で使用される知的財産の提供にもVATが課されるようになり、他のアフリカ諸国もこの流れに追随する可能性がある。これが源泉税や使用料税とどのように連携するかが今後の課題である。

(Troopti Desai) 多くの国ではVAT登録と遵守が比較的スムーズであり、自動化や電子請求書システム(e-invoicing)の導入が進んでいる。例えばガーナでは、VATシステムの自動化が進められているが、まだ発展途上である。新規事業の登録プロセスに課題があり、特に財務履歴がない場合や銀行情報の登録で遅延が発生することがある。

VATは隠れたコストであり、適切に対応しないと将来的に深刻な問題になる。多国籍企業は、通常のVATだけでなく、デジタルサービス税(DST)や他の間接税の義務についても対応する必要がある。

(Mercy Mbithi) アフリカ諸国では、VATは重要な歳入源であり、徴収ポイントが少ないため管理が比較的簡単である。しかし、非公式セクターの活動が多く、VAT徴収が困難な場合がある。また、デジタルサービスに関連する課題も増えており、サービスの分類や課税対象の定義が曖昧な場合がある。

ATAFは、VATシステムの改善を目指し、電子請求書のインフラ構築や税務プロセスのデジタル化を推進している。課題解決のために、ギャップ分析を通じて問題の規模を特定し、簡易登録制度を利用する企業が正確な申告を行えるよう、情報の検証プロセスを強化している。また、銀行データや政府機関間の情報交換を活用して取引を正確に把握しようとしている。情報交換(EOI)はこれまで移転価格課税で中心的に行われてきたが、VAT分野にも拡大することで、クロスボーダー取引に対する課税の適正化を支援している。

⁽⁴⁰⁾ ここでの「シンデレラ」とは、「本来重要なものが軽視されている状況」や「不当に低く評価されているもの」の比喩的な表現である。

(Aisha Aize Isa) ギグ・エコノミーやシェアリング・エコノミーの台頭は、VAT の徴収と収入に大きな影響を与えている。主な課題は、次の6点である。

- ① B2C 輸入における小口取引の増加：低価格商品の個別配送化による徴税の困難さ
- ② 個人消費者向け電子商取引の輸入に対する VAT 徴収の課題：越境 EC の増加に伴う課税上の問題
- ③ VAT 不正の横行：脱税や不正還付などの問題
- ④ 技術インフラの制限：取引追跡の困難さ
- ⑤ 輸入サービスやデジタル製品に関するコンプライアンス確保の課題
- ⑥ インフォーマル経済の存在：VAT 制度の枠外で運営される経済活動の規模の大きさ

3. 源泉税

(Aisha Aize Isa) アフリカ諸国の大半 (54 か国中 51 か国) は、受動的所得 (利子、配当、使用料など) に対して源泉税を適用している。これは、税収を効率的に確保するための手段として採用されている。源泉税は、課税対象の支払いが行われる段階で税金を差し引く仕組みであり、従来の申告と納税の仕組みよりも迅速かつ確実な徴収を可能にする。特に多国籍企業や非居住者の活動に経済が依存する国々では、源泉税は政府に安定した税収を提供する重要な手段となる。また、外国人投資家や非居住者の所得に税金を課すことで、資金が国外に流出する前に税金を確保することができる。

アフリカ諸国が源泉税を積極的に採用する理由は、次のとおり。

- ・ 簡素化された税務管理：税務管理が効率化され、複雑な手続や煩雑な書類作業が軽減される。
- ・ 徴収の容易さと調査の必要性の軽減：源泉税は直接徴収する仕組みのため、税金の取りこぼしが減り、調査の頻度やコストも抑えられる。
- ・ 政府の安定した資金繰り：定期的に税収が得られるため、国家財政が安定する。
- ・ コンプライアンスコストの削減：企業や個人が従うべき税務手続が簡略化され、コストの削減につながる。
- ・ 非居住者からの収益確保と資本逃避防止：国内で収益を得る非居住者から効率的に税を徴収でき、資本の国外流出を抑制できる。
- ・ 課税逃れの防止：資金が流出する前に税金を確保する仕組みにより、脱税のリスクが軽減される。

源泉税が「最終税」として利用されるケースが増加しており、受動的所得だけでなく能動的所得 (サービス提供や管理契約など) にも適用が広がっている。特に非居住者を対象とした課税が強化されている。

最終税としての源泉税と能動的所得への課税というトレンド

【各国の例】

アルジェリア：管理契約、アンゴラ：サービス提供、ボツワナ：技術サービス料、ナイジェリア：技術サービス料、南アフリカ：エンターテイナー及びスポーツ選手、タンザニア：技術サービス料

また、代替的な課税方法として、事業収益 (Turnover) に課税する仕組みや、デジタルサー

ビス税（DST）など、類似した課税措置が登場している。

【出所】セミナーF資料（スライド）30 頁。

（Wally Horak）非居住者への支払いに源泉税を課するというアフリカ諸国のアプローチは、何も新しいものではない。国連モデルは OECD モデルよりもはるかに高い税率を認めている。しかし、最近の動向は少し気になる。私のクライアントがアフリカの国に行くたびに、新しい源泉税が導入されている。そして多くの場合、それは受動的所得に対してではなく、能動的所得に対してである。

問題なのは、グロスでの課税である。さらに悪いことに、南アフリカの拠点から別の国にサービスを提供した場合、控除が受けられない。このため二重課税となり、多くの追加的な負担を強いられることになる。実際には、相手国や相手国の顧客との契約において、グロス・オフの規定が設けられていることがよくある。

また、どのような支払いが源泉税の対象となるのかについての解釈が曖昧な場合がある。サービス手数料が事業利益の一部として扱われるのか、技術サービス料として別のカテゴリーに分類されるべきかでよく紛争になる。国によっても違う。また、源泉税が非居住者株主に対する差別となるかどうかが問題である。条約で整理するべきである。

国際的なイニシアティブ

「多くの発展途上国は行政能力が限られており、非居住者が得るサービス所得に対して課税を執行するために、簡単で、信頼性が高く、効率的な方法を必要としている。国内居住者又は非居住者によって行われる支払いの総額に対して課される源泉税は、非居住者に課される税を徴収する効果的な方法として確立されている。このような課税方法は、他国でサービスを提供する企業の遵守手続を簡素化することにもつながる。なぜなら、企業は純利益の計算や税務申告を行う必要がなくなるからである。」（第 12A 条解説のパラ 32）

国連モデル租税条約の既存規定

第 12A 条（2017 年）：技術サービスに対する手数料（Fees for technical services）を対象とした規定。

第 12B 条（2021 年）：自動化されたデジタルサービスからの所得（Income from automated digital services）に対する規定。

提案されている新しい規定

第 XX 条：第 12A 条及び第 14 条を統合し、サービス提供に関する新たな規定を設ける。

第 12C 条：保険料（Insurance premiums）に関する課税規定の導入。

【出所】セミナーF資料（スライド）32 頁。

（Aisha Aize Isa）源泉税の課題として、次の項目が挙げられる。

- ・ 税務当局によるクレジットノート発行の遅延：納税者が税額控除を請求できるタイミングが遅れ、資金繰りに悪影響を及ぼす。
- ・ 低利益率・流動性が限られた企業へのキャッシュフロー問題：源泉税は即時徴収されるため、流動性が低い企業にとって財政的負担となる。
- ・ 還付プロセスの非効率性：還付手続が煩雑で時間がかかる。

- ・ 最終消費者の価格上昇：企業が源泉税のコストを消費者に転嫁する。
- ・ グロス課税のリスク：源泉税はグロスに基づいて課税されるため、利益に対して不釣り合いな税負担が生じる。
- ・ 租税条約による税収減少：条約上の譲歩により税率が低減され、結果として税収が減少する。例えば、ATAF の報告によると、ある小規模アフリカ諸国では、5 年間で約 7,500 万米ドルの税収減となった。

セミナー G：租税条約と国内法の関係

主な内容	議長及び討論者等
1. 租税条約と国内法の関係	Chair: Shefali Goradia (India)
2. Shield と Sword の議論	Secretary: Anita Nair (India)
3. 租税条約と国内法の衝突	Panel Members: Peter Blessing (United States) Chloe Burnett (Australia) Luiz Felipe Centeno Ferraz (Brazil) Juliane Kokott (EU) Dhruv Sanghavi (India)
4. 租税条約と国内法の相関	
5. 多国間協定	
6. まとめ（今後の傾向）	

1 租税条約と国内法の関係

(Shefali Goradia) 租税条約と国内法の関係について、一元論と二元論がある。一元論とは、法は単一の法体系であり、慣習国際法は国内法の一部であるというものである。国際法と国内法が抵触した場合、国際法が国内法に優先するというアプローチと、国際法と国内法が同等の法源であるというアプローチがある。したがって、国際法と国内法は同等であり、両者が抵触する場合には、後発主義が適用される。二元論では、国際法は国家間の関係を規律するもので、国内法である自治法は国家と国民との関係を規律するものである。国際法が自治法に変換された場合にのみ、国民の権利と義務が発生する。多くの国家は、国内制度における国際法の適用において、部分的には一元論的であり、部分的には二元論的であるかもしれない。あるいは、国際法全般と租税法の適用について、異なるアプローチをとる場合もある。

租税条約と国内法の優先関係

管轄地	優先関係
オーストラリア	租税条約は国内法に優先する。
ブラジル	租税条約は国内法に優先する。
米国	特定のルールがない場合は、租税条約と国内法は同格であるため、両者を調和させて読む。それが不可能な場合は、後法が優先される。しかし、納税者は、より有利であれば国内法を主張することができる。
ドイツ	租税条約と国内法は同格であり、後法が優先される。
インド	租税条約は国内法に優先するが、国内法が有利な場合は国内法が適用される。

2 Shield と Sword の議論

(Chloe Burnett) 「租税条約は剣 (Sword) ではなく盾 (Shield) として機能する」という言葉は、国際課税のコミュニティではほとんど信条となっているものであるが、実際の法的根拠は国によって異なり、オーストラリアのように法的根拠がない国もある。インドでは、国内法の方がより有益でない限り、租税条約が優先されるというルールがある。しかし、租税条約と国内法の関係には、国によって多様性があるため、ある国の状況が他の国でも同じように適用されると考えるのは賢明ではない。

(1) オーストラリア シェブロン事件⁽⁴¹⁾

(Chloe Burnett) オーストラリア国税庁は、豪米租税条約第 9 条は当時のオーストラリア国内の移転価格ルールよりも広範であり、移転価格調整を行う権限を当局に与えているとして、独立した課税権の源泉であると主張した。この主張は失敗に終わったが、同庁は国内法を拠り所とし勝訴した。つまり、移転価格の課税権限は国内法にしかなく、豪米租税条約第 9 条は課税権の源泉とはなり得なかった。

(2) インド アザディ・ブチャ事件⁽⁴²⁾

(Anita Nair) インドでは、租税条約は剣ではなく盾であるという考え方は、法律に成文化されているわけではないが、アザディ・ブチャ事件におけるインド最高裁の判決には、この事実を主張する興味深い見解がある。インド所得税法第 90 条 (二重課税の除去) は、国内法から租税条約へのゲートキーパーとして機能する規定で、国内法の規定に優先する権限が与えられている。これが、租税条約が同時に優先権を持つということの発端である。租税条約は、所得税法第 90 条に基づき締結されたものであるが、国内法により納税義務が課されない場合、租税条約に依存するという問題は生じない。納税者は、租税条約と国内法のいずれか有利な方を選択することができるため、仮に租税条約が剣になったとしても、インドの納税者にとっては、このオプションがあることで、有利な国内法を選択できる。

(3) 米国 "non-aggravation clause"

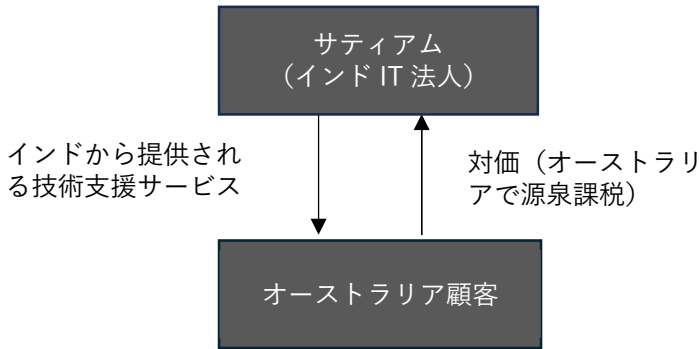
(Peter Blessing) non-aggravation clause は、租税条約はいかなる利益をも制限するものではないというものである。この条項は 1996 年以降の米国モデル租税条約に規定されているが、それ以前にも同じような原則があり、例えば、IRS の調査官向けの文書には、1971 年当時、日本との租税条約が適用され、客室乗務員の報酬が米国で課税される限度額を決めるのに、条約ではもっと多額の課税が認められていたにもかかわらず、内国歳入法典を適用することができると書かれていた。また、1967 年には、たとえ所得が米国内の恒久的施設に帰属するものであっても、それが課税対象でない場合、納税者は内国歳入法典に依拠することができると明示した規定が同法典に追加された。

⁽⁴¹⁾ Australian Court ruling, Chevron Australia Holdings Pty Ltd.[2015]FCA1092 at [51-61].

⁽⁴²⁾ Indian Apex court ruling, Azadi Bachao Andolan [2003]263 ITR 706(SC).

(4) オーストラリア サティヤム・コンピュータ事件⁽⁴³⁾

図 3



(Chloe Burnett) サティヤム社はインド居住者であり、そのビジネスは世界中の企業にコンピューターサービスを提供し、独立した顧客であるオーストラリアの企業にサービスを提供していた。多くのサービスは、インドから直接、PE を通さずにオーストラリアの顧客に提供されていた。オーストラリア国内法のロイヤルティの定義には、技術支援サービスは含まれない。

しかし、豪印租税条約では、インドのロイヤルティに関する立場に沿ってロイヤルティの定義が拡大され、技術支援サービスもロイヤルティの定義に含まれることになった。この租税条約には、オーストラリアがいくつかの租税条約で採用している「みなし源泉」という奇妙な条文が第 23 条 (Source of Income) にある。これは、「一方の締約国の居住者が得た所得、利益又は収益で、第 6 条から第 8 条、第 10 条から第 20 条及び第 22 条のいずれか一つ以上の規定に基づいて他方の締約国で課税される可能性があるものは、当該他方の締約国の税に関する法の適用上、当該他方の締約国を源泉とする所得とみなされる。」と規定されている。

国内法では、オーストラリアを源泉とする所得を得た非居住者はオーストラリアでその所得を申告しなければならない。租税条約が直接剣の役割を果たすわけではなかったが、ロイヤルティの定義に技術サービスが含まれていることや、みなし源泉の条項があったため、このような所得は全てオーストラリア国内の課税規定に含まれることになった。

3 租税条約と国内法の衝突

(1) トリーティ・オーバーライド

トリーティ・オーバーライドとは、国内法が租税条約を無効化することをいう。

(Chloe Burnett) オーストラリアでは 100 年以上前から一般的租税回避防止規定 (General Anti Avoidance Rule : GAAR) が施行されており、租税条約よりも優先するという明確なルールがある。現在、オーストラリアでは、GAAR の適用により、一部の納税者が相互協議へのアクセスを否定されるという問題が起きている。納税者が独立企業間価格を主張しても、税務当局は GAAR を適用し、例えば、関連者との取引価格が独立企業間価格であったとしても、租税回避が主たる目的であるため、GAAR が租税条約をオーバーライドすると主張した。したがって、納税者は相互協議にアクセスできず、強く反対しているが、国際的にも同様な問題が発生すると予想されるため、今後の展開を見守る必要がある。

⁽⁴³⁾ Australia Federal Court ruling, *Satyam Computers V. Commissioner of Taxation*, [2018] FCAFC 172.

(2) 国内法のその後の改正

(Dhruv Sanghavi) カナダの Melford 事件⁽⁴⁴⁾は、カナダ国内法がある時点で変更され、利子の定義に保証料が含まれたことで、カナダでの保証料の源泉地課税が認められるようになったが、カナダ最高裁は、加米租税条約第 3 条第 2 項において、租税条約において定義されていない用語は、国内法を参照するとなっており、租税条約が締結された当時の国内法に目を向ける必要があり、国内法では所得に課税してはならないとの見解を示した事件である。

なお、1963 年 OECD モデル租税条約 3 条第 2 項は、“As regards the application of the Convention by a Contracting State, any term not defined therein shall, unless the context otherwise requires, have the meaning which it has under the laws of that Contracting State relating to the taxes which are the subject of the Convention.”と規定されていたが、1995 年の改正で、“As regards the application of the Convention at any time by a Contracting State, any term not defined therein shall, unless the context otherwise requires, have the meaning that it has at that time under the law of that State for the purposes of the taxes to which the Convention applies, any meaning under the applicable tax laws of that State prevailing over a meaning given to the term under other laws of that State.”と改正され、租税条約が適用される時点の国内法を参照することが明確化された。

(3) トリーティ・アンダーライド

トリーティ・アンダーライドとは、租税条約を国内法に組み入れながら、租税条約を履行しない慣行をいい、結果として、租税条約が適用されないことをいう。

イ 英国 UBS⁽⁴⁵⁾事件

(Dhruv Sanghavi) スイスの銀行である UBS は、英瑞租税条約の恒久的施設無差別条項の恩恵を求めていたが、英国は、二元論国であり、国内法に組み入れられた租税条約の規定には、同条約第 23 条 2 項（恒久的施設無差別条項）が盛り込まれていなかった。そこで、納税者が国際公法の領域に存在する租税条約の規定に依拠できるかどうかの問題になったが、国際公法は締約国間の関係のみを規定し、納税者は、国内法に組み入れられた租税条約の規定に依拠しなければならなかった。英国は無差別条項を組み入れていなかったため、UBS は租税条約の恩恵を受けることはできなかった。

ロ インド Nestle SA 事件⁽⁴⁶⁾

(Anita Nair) Nestle SA 事件は、納税者が配当などの特定の所得について最恵国待遇条項の適用を求めた事件である。納税者側は、最恵国待遇条項と租税条約の文言により、最恵国待遇条項の適用が可能であると主張したが、税務当局は、最恵国待遇条項の適用を受けるためには別途の通達が必要であると主張した。最高裁は、インドが同様の最恵国待遇条項の適用に関し、通達を発遣するという過去の慣行を指摘し、個別の通達が必要であるとの判決を下した。問題の所在は、租税条約に忠実にかつ完全に通達が発遣されていたわけではなく、無差別条項を利

⁽⁴⁴⁾ Supreme Court of Canada, R. v. Melford Developments Inc., [1982] 2 S.C.R. 504.

⁽⁴⁵⁾ UBS AG v. Commissioner, [2007] EWCA Civ 119.

⁽⁴⁶⁾ Assessing Officer v. Nestlé SA, 2023 INSC 928.

用可能にする通達の発遣が省略されていたことである。

ハ オーストラリア Burton 事件⁽⁴⁷⁾

(Chloe Burnett) Burton 氏はオーストラリア居住者であり、米国への投資でキャピタルゲインを得た。つまり、外国税額控除のルールが適用される典型的なケースである。米国はまず Burton 氏のキャピタルゲインに課税し（源泉地国課税）、次にオーストラリアもキャピタルゲインに課税する（居住地国課税）。米国では、長期キャピタルゲインに軽減税率が適用され、オーストラリアでは、キャピタルゲインの半分为課税所得に含めればよいという仕組みになっているため、税務当局は米国で納付した税額の半分しか外国税額控除を認めなかった。最高裁の少数派の裁判官は、租税条約は常に国内法に優先するとの見解を示したが、多数派の裁判官は、税務当局を支持し、外国税額控除に関する租税条約の条文は非常に一般的なものであるため、法律の規定が必要であり、法制化された規則が優先されると判示した。

(4) トリーティ・ドッジング

トリーティ・ドッジングとは、租税条約の適用範囲外となるような仕組みを構築することを行い、英国やオーストラリアにおける迂回利益税やデジタルサービス税が例である。

(Luiz Felipe Centeno Ferraz) ブラジル国内法ではロイヤルティやサービスに対する源泉税の税率は 25%である。しかし、税務当局は、租税条約に基づく 15%の限度税率を実現するために、国内の源泉税率を 15%にし、特別財源負担金（Contribuição de Intervenção no Domínio Econômico : CIDE）という別の税（税率 10%）を賦課することで、国内法と租税条約の間に衝撃を与えないようにしている。この CIDE は、航海や技術サービス、テクニカル・サービスに対して課されるもので、料金を送金する会社が納付することになる。

4 租税条約と国内法の相関

租税条約で定義されていない用語について、OECD モデル租税条約第 3 条第 2 項では、「一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第 25 条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用時点で有する意義を有するものとする。」となっている。

(Dhruv Sanghavi) オランダの会社が運営する衛星のトランスポンダー⁽⁴⁸⁾の使用に関わるプロセスが使用料に該当するかどうかの問題となった事案を紹介する。2012 年、インドは国内法の改正を行い、「秘密の方式やプロセス (secret formula or process)」という用語の意味について、プロセスはあらゆるプロセスであり、方式は秘密な方式、つまり、秘密という形容詞は方式にのみ適用され、プロセスには適用されなかったとした。「秘密の方式又はプロセス」という用語は、印蘭租税条約 12 条（使用料）では定義されていないため、同条約第 3 条第 2 項に従って解釈されることになる。問題は、国内法に依拠するのか、それとも文脈で判断するのか、ということである。多くの租税条約では、英語版で締結されるが、同条約は、ヒンディー語とオラ

⁽⁴⁷⁾ Burton v Commissioner of Taxation[2019]FCAFC141.

⁽⁴⁸⁾ Transmitter（送信機）と Responder（応答機）の合成語で、無線通信の中継機をいう。

ンダ語でも締結されている。

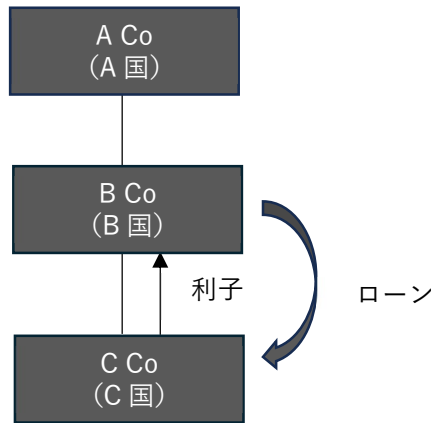
ヒンディー語版の印蘭租税条約では、“गुप्त सूत्र या प्रक्रिया”と書かれており、英訳すると“secret formula or process”となり、英語版と同じ内容である。しかし、オランダ語版を見ると、“geheime recept of geheime werkwijze”と書かれていた。Resept（方式）は中性名詞で、werkwijze（プロセス）は女性名詞であり、オランダ語では形容詞が名詞の性質によって語尾が変形するため、形容詞が異なる性質の名詞の前に置かれる場合、形容詞を2回使わなければならない。このことは、租税条約の文脈上、秘密という用語は公式とプロセスの両方にかかるべきであり、国内法の改正が、必ずしも条約解釈の変更につながるとは限らないということは、非常に重要なことである⁽⁴⁹⁾。

5 多国間協定

Shefali Goradia は、第2の柱を施行するため国内法は租税条約をオーバーライドするとして、カナダ及びオーストラリアの改正を例に挙げたほか、Juliane Kokott は、EU ミニマム税指令⁽⁵⁰⁾は EU 加盟国間で締結された全ての租税条約に優先すると述べた。

また、Chloe Burnett は、MLI⁽⁵¹⁾の PPT⁽⁵²⁾と国内 GAAR の関係について次の説明を行った。PPT と GAAR の違いは、目的の閾値が異なるという点であり、国内 GAAR は支配的な目的テストがあるのに対し、租税条約では主要な目的テスト（PPT）がある。

図4



⁽⁴⁹⁾ 日印租税条約12条（使用料）は、英語版では“secret formula or process”、日本語版では「秘密方式若しくは秘密工程」、ヒンディー語版では、“गुप्त सूत्र या प्रक्रिया”となっている。それぞれが正文であるが、解釈に相違がある場合は、英語の本文によるとなっている。

⁽⁵⁰⁾ グローバル・ミニマム課税のモデルルールを EU 加盟国が国内法に導入するための共通の枠組みを定めた指令。

⁽⁵¹⁾ BEPS 防止措置実施条約（Convention to implement Measures to Prevent BEPS : MLI）は、BEPS プロジェクトにおいて策定された BEPS 防止措置のうち、租税条約に関連する措置を、既存租税条約に導入するための条約。

⁽⁵²⁾ 主要目的テスト（Principal Purpose Test : PPT）とは、ある取引が租税条約の特典を享受することを主たる目的としている場合、租税条約を適用することはできないとする租税条約の濫用を防止する規定である。

(Chloe Burnett) 少なくとも米国とドイツでは、GAAR の適用において、A-C 租税条約上のメリットを与えるというコンセンサスが得られており、租税条約上のメリットを完全に否定するものではない。問題は、その結果は PPT の下でも享受できるものなのかということである。例えば、B-C 租税条約に基づく限度税率が 5%、A-C 租税条約に基づく限度税率が 10%、そして国内の源泉徴収税率が仮に 20%であったとする。このスキームでは、A Co と C Co の間に B Co を介在させることになる。つまり、GAAR の下では、貸付と利子が直接 A と C で取引されたかのように課税され、A-C 間の租税条約が適用され、少なくとも 10%の限度税率を享受することができる。PPT では、A-C 租税条約の下で利益を得ることが、その租税条約の目的及び趣旨に合致しているかどうかという問題がある。そのため、代替的な利益を与えるかどうかは管轄当局が合意しなければならない。そのため、PPT が成熟していくにつれ、さらなる論争が生じそうである。

6 まとめ（今後の傾向）

セッションの最後に、パネリストから租税条約の傾向について意見が述べられた。

- ・ 租税条約は、二重課税から納税者を守るためのものではなく、濫用や迂回と戦うためのものという傾向がある。つまり、租税条約が、より正確には租税条約を実施する法律が、いわゆる剣として使われるリスクを意味する。
- ・ OECD の役割が非常に重要になってきており、少なくとも欧州では、予算権を持つ立法府で規約が議論されることは少なくなっている。そして、このような傾向が進むと、欧州では、加盟国から EU に権限が移譲されるという別の側面もある。
- ・ 多くのコンプライアンス、多くの報告義務が企業や仲介業者に課せられているという傾向もあり、EU の全ての法規制で見られる傾向である。企業は税務コンプライアンスを遵守するために、コンプライアンス部門を占拠する必要がある。そしてこの傾向は、欧州経済に打撃を与える可能性があり、あまり良いものではない。コンプライアンスに対応するのは生産的な仕事ではないし、経済的な利益を生み出すわけでもない。これは注意深く観察すべき傾向である。
- ・ 最後に、租税条約は二重非課税に対処するために発展してきたという傾向があることも忘れてはならない。

セミナーH：国際課税に関する最新の動向

主な内容	議長及び討論者等
1. アイルランドの移転価格事案	Chair : Jonathan Schwarz (United Kingdom)
2. コロンビアの最恵国待遇事案	Secretary : Asma Charki (Morocco)
3. ドイツの恒久的施設事案	Panel Members : Mónica Bolaños Castro (Colombia) Liesl Fichardt (United Kingdom) Jorge Gebhardt (Argentina) Trevor Glavey (Ireland) Kaitlin Gray (Canada)
4. カナダの受益者事案	

	Johanne Hague (Mauritius) Błażej Kuźniacki (Poland) Philippe Malherbe (Belgium) Nikki Oberholzer (South Africa) Florian Oppel (Germany) Niv Tadmor (Australia)
--	---

セミナーHはIFAの常設のセミナーであり、毎年、国際課税に関する最新の訴訟事案が取り上げられている。今年は、移転価格4事案（アイルランド、モーリシャス、南アフリカ、オーストラリア）、最恵国待遇1事案（コロンビア）、恒久的施設2事案（アルゼンチン、ドイツ）、受益者事案4事案（イギリス、カナダ、ポーランド、ベルギー）が紹介された。紙面の都合上、各テーマから1事案を解説する。

1 アイルランド 移転価格事案⁽⁵³⁾

（概要）

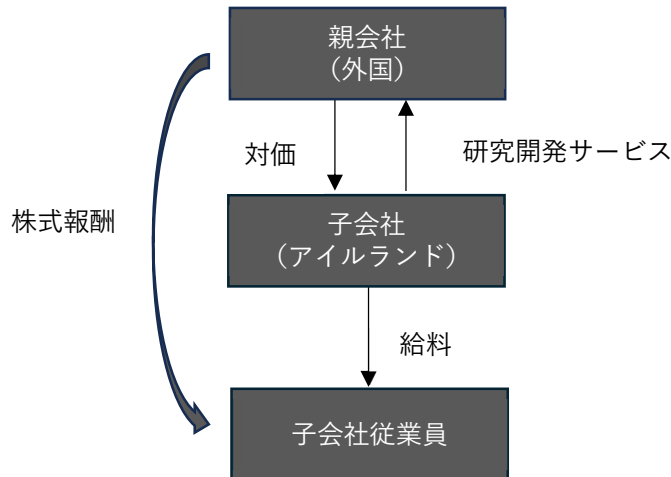
この事案は、外国の親会社がアイルランドの子会社の従業員に対して株式報酬を支払っていたが、親会社に対する役務提供の対価（コスト＋マークアップ）を計算するにあたり、当該株式報酬を対価の計算の基礎となるコストに含めるべきかどうかで争われた事案である。アイルランド税務不服審査委員会は、子会社への株式報酬は親会社が負担すべき費用であるため、コストに含めるべきではないと裁定した。Trevor Glaveyの説明は次のとおり。

（事実関係）

アイルランド子会社は外国親会社とサービス契約を締結し、研究開発サービスを提供していた。親会社は子会社の従業員に給与とは別に株式報酬を別途提供していた。サービス契約において、研究開発サービスの対価は、コスト＋マークアップ10%で計算され、コストには株式報酬を除くものとする、と明記されていた。会計基準（FRS102）の目的上、子会社は、親会社から当該子会社の従業員に対して発行された株式に関して経済的にコストを負担することはなかったが、子会社は株式報酬の公正価値を会計上認識する必要があった。

⁽⁵³⁾ Tax Appeals Commission determination 59TACD2024.

図5



(論点)

サービスの対価を決定するにあたり、営業利益率を参照した取引単位営業利益法を適用するための費用に、子会社の給与のみを含めるべきか、給与に加えて子会社の会計に反映される株式報酬を含めるべきかが問題となった。納税者と税務当局の主張は次のとおりである。

納税者	税務当局
想定上の会計費用はマークアップされるべきではない（子会社はこれらの費用に関連する法的・経済的リスクを負担していない。）	会計費用はマークアップされるべきである。
比較可能性分析のため、株式報酬は費用から除外されるべき。	株式報酬を費用から除外すべきではない。
親会社が株式報酬スキームを管理し、報奨に関するリスクを負っている。	株式報酬は給与に相当する。
OECD 移転価格ガイドラインは「利益」の調整を求めている。	移転価格税制では「対価」の調整が義務付けられている。

(アイルランド不服審査委員会の判断)

○ 会計処理の影響について

会計基準（FRS 102）は移転価格とは関係なく、経済原則が関係する。親会社が株式報酬の経済的コストを負担する場合、親会社がそのコスト負担に関連する利益を得るべきである。

○ 対価か利益かについて

- ・ OECD モデル租税条約第 9 条第 1 項と 2010 年 OECD 移転価格ガイドラインは、必要なのは利益への調整であるという点で一致している。
- ・ 2010 年 OECD 移転価格ガイドライン パラグラフ 1.3 では、「OECD 加盟国は、租税目的上、関連企業の利益は、そのような歪みを是正するために必要に応じて調整することができることに合意している。」と記述されている。

○ 結論

子会社に対する株式報酬は、アメリカの親会社が負担すべきものであるため、役務提供対価のコストに当該株式報酬を含めるべきでない。(納税者勝訴)

2 コロンビア 最恵国待遇事案⁽⁵⁴⁾

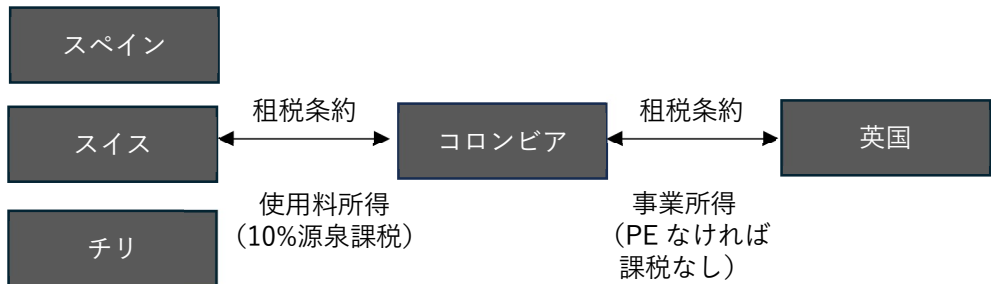
(概要)

この事案は、コロンビアが新たに英国と締結した租税条約の条項が既存の他の租税条約の条項よりも有利であるため、納税者は、最恵国待遇が適用されると主張したが、税務当局が否認して争われた事案である。国家評議会⁽⁵⁵⁾は、所得区分の変更は税率の引下げには該当しないため、最恵国待遇は適用されないとして、納税者の主張を退けた。Mónica Bolaños Castro の説明は次のとおり。

(事実関係)

コロンビアは、英国と租税条約を締結する前、OECD モデル租税条約とは異なる方法で租税条約を締結していた。一つ目は、租税条約第 12 条の使用料所得について、源泉地国での課税を認めるというもので、使用料の支払いにおいて、一般的には国連モデル租税条約に従って税率は 10% に制限されている。二つ目は、使用料の定義に、技術サービス、技術支援、コンサルタント業務の対価が含まれていることである。これは、コロンビアはこの種のサービスの輸入国であるため、先進国との関係においては課税権の公平な配分を得ることを目的としているからである。なお、コロンビアが締結した租税条約には、より有利な待遇を与える租税条約を第三国と締結した場合、他の条約相手国にも与えられるべきであることを保証する最恵国待遇条項が含まれている。

図6



(論点)

使用料の定義に技術サービス、技術支援、コンサルティングが含まれていない場合、使用料所得は第 7 条の事業所得に該当する。つまり、英国との租税条約を他の租税条約や従来の英国との租税条約と比較してみると、源泉地国での課税を放棄し、源泉地国に PE がある場合にのみ課税を行うことになった。2020 年に英国との租税条約が発効した直後、コロンビア税務当局

⁽⁵⁴⁾ Council of State Decision, 4 April 2024 (case N. 25411).

⁽⁵⁵⁾ コロンビアの司法機関は、憲法裁判所、最高裁判所、国会評議会及び下級審裁判所がある。憲法裁判所は、違憲性の判断を行い、最高裁判所は民事事件、労働事件、刑事事件の最終審、国会評議会は行政訴訟の最終審である。

は公式見解を発表し、英国との租税条約の改正は、当時発効していたほとんどの租税条約における最恵国待遇条項の発動も意味することを確認した。しかし、コロンビア、スペイン、スイス、チリとの租税条約は最恵国待遇条項の発動の例外だった。その違いは、より有利な待遇を提供する代わりに、税率の引下げやその延長を提供するものだった。例えば、スイスやスペインとの租税条約では、租税条約締結後にコロンビアが第三国との間で、第 12 条（使用料）で定められた税率よりも低い税率を適用することに合意した場合、新しい税率が自動的に適用されるという条項が含まれていた。また、チリにおいては、他の国との租税条約で免除又は低税率で合意された場合、その免除又は低税率はチリとの租税条約に適用されるという条項が含まれていた。コロンビア税務当局は、この文言に基づき、使用料の定義からサービスを除外することは税率の引下げを意味するものではなく、所得項目の変更を意味するものであるため、既存の租税条約における最恵国待遇条項は発動されないと結論付けた。

（国家評議会の結論）

納税者の要請により、コロンビア国家評議会は税務当局の見解を審査し、税務当局の見解を追認した。その根拠は、税率の引下げに言及している規定は、同種の所得で提供される税率の引下げに限定して読まれるべきであり、所得項目の変更により課税しないことは、税率の引下げとはみなされないということだった。つまり、国家評議会は、英国との租税条約の改正により、他の国との租税条約における最恵国待遇条項は発動されず、租税条約の文言は明確であり、他の解釈手段を参照する必要がないと考えた。このケースは非常に議論を呼び、重要な問題を提起している。何が税率の引下げと理解され、何が免除と理解されるべきなのか、また、より有利な税制上の取扱いをもたらす所得項目の変更は、税率の引下げ又は免除に言及する特定の条項に該当するとみなされるべきかどうかという点である。国家評議会の解釈は非常に厳格であったが、免税や軽減税率は、可能な限り有利な租税優遇措置として理解されるべきであり、特定のケースに限定されるべきではなく、税務当局の狭い解釈は最恵国待遇の趣旨に反するという反対意見もある。現在、コロンビアとチリは相互協議の下でこの用語の共通解釈を追求する意向を示しており、スイスはすでにコロンビアの税務当局と話し合いを始めている。コロンビア・スイス租税条約は、フランス語とスペイン語の 2 か国語で締結されており、スペイン語版では軽減税率が適用されるが、フランス語版ではより有利な優遇措置制度が適用されるようになっており、フランス語版とスペイン語版の文言に矛盾があるからである。このような矛盾が生じた場合、条約法に関するウィーン条約第 33 条は、条約の目的に沿って、条文又は用語の意味をよりよく調整する解釈を採用することを要求しているが、国家評議会はその決定において、条約の文言の矛盾を注意深く分析したわけではない。

最後に、今回のケースを踏まえ、最恵国待遇条項の文言の重要性和、租税条約が異なる言語で署名される場合において、同じ文言を使用する必要性が強調された。

3 ドイツ 恒久的施設事案⁽⁵⁶⁾

（概要）

⁽⁵⁶⁾ Federal Fiscal Court - BFH I R 42/20 5 December 2023 - ECLI:DE:BFH:2023:U.051223.IR42.20.0.

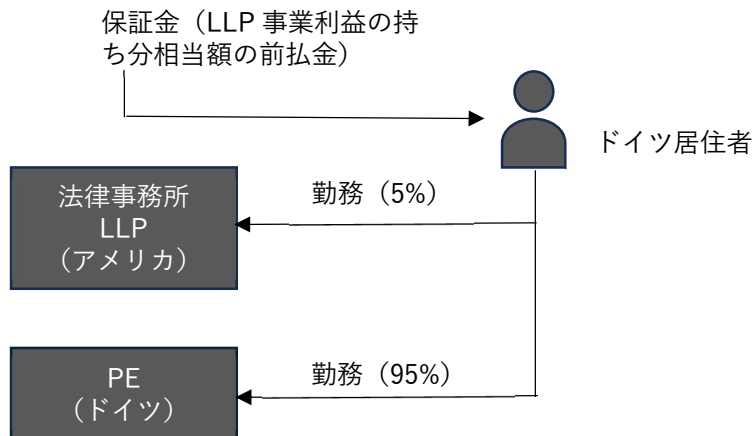
この事案は、米国でパートナーシップとして設立された国際的な法律事務所のドイツ人居住者のパートナーに配分されたパートナーシップの利益について、米国で利益の 5%しか課税されていないことを根拠に、ドイツは独米租税条約のスイッチオーバールール（国外所得免除方式から外国税額控除方式に切り替えること）を適用して残りの 95%に課税できるのかについて争われた事案である。連邦財政裁判所は、米国で利益の 5%が課税されているため、スイッチオーバールールは適用されないと判断した。Florian Oppel の説明は次のとおり。

（事実関係）

原告は国際的な法律事務所（LLP）のパートナーであり、その法律事務所は米国に本社を置いている。そのパートナーはドイツの居住者であった。法律事務所はその利益の大部分を米国で得ていたが、ドイツを含む米国外のいくつかの恒久的施設を保有し、法律事務所の利益分配ルールに基づき、法律事務所の全パートナーは LLP の全世界での利益を共有していた。パートナーは、いわゆる保証金（Guaranteed Payments）を受ける権利があり、保証金は、利益の取り分を変えるものではなく、税制上の前払いとして機能し、利益は以下のように配分された。

第一段階として、LLP の利益は LLP の全世界の恒久的施設に配分された。そして、第二段階として、これらの恒久的施設に配分された利益は、法律事務所の利益分配ルールに従って、パートナー間で分配された。つまり、ドイツ人パートナーは、主にドイツで働いていたにもかかわらず、米国の恒久的施設に配分された利益を共有していたのである。本件の中心は、米国でパートナーに付与された保証金の取扱いであった。米国の国内法では、米国で実際に費やされた労働時間に相関する限りにおいて、米国は保証金に課税することができる。ここでは単純化するために、ドイツのパートナーが労働時間の 5%を米国で過ごし、95%をドイツで過ごしたと仮定する。そのため、米国は保証金の 5%にしか課税しないが、利益の大部分は米国の PE に配分されるため、ドイツが保証金の 95%に課税することが認められるかどうかが問題となる。ドイツ税務当局は、米国で課税されない限りはドイツで課税されなければならないと述べ、独米租税条約のスイッチオーバールールを適用した。しかし、原告は、保証金は米国に所在する恒久的施設に配分可能な利益に対する前払いに過ぎないため、保証金の所得は租税条約により免除されなければならないと主張した。

図 7



(論点)

主な論点は三つあり、一つ目は、独立した専門サービスの場合の恒久的施設への利益配分、二つ目はスイッチオーバー条項の適用、三つ目は租税条約の解釈である。

(連邦財政裁判所の判断)

連邦財政裁判所は、最初の論点である利益配分について原告を支持した。このような所得の利益配分には、一般的に二つの方法がある。一つ目は、パフォーマンス・モデルと呼ばれるもので、1989年独米租税条約第14条に、独立した専門的な役務提供による所得は、その役務提供が他の国で行われない限り、居住地国においてのみ課税できると規定されている。今回のケースでは、これにより、ドイツ人パートナーに配分された法律事務所の利益のほぼ95%をドイツが課税できる状況になっていた。しかし、この第14条は2008年に削除された。二つ目は、OECDモデル租税条約第7条のPEモデルであり、独立した専門的サービスから生じる利益にも適用される。そして、ドイツは、国外源泉所得を課税対象から除外するのが一般的である。

第二の論点は、租税条約の一部であるスイッチオーバー条項の適用である。米独租税条約第20条から第23条第4項には、米国が国内法上課税しない場合には、国外所得免税方式から外国税額控除方式に切り替えることができるという規定(Exemption switches to credit method where US may tax under treaty but does not under domestic law.)がある。連邦財政裁判所は、米国が実際に所得の一部を課税しているため、切り替え条項の要件は満たされていないと述べた。問題は、whereをinsofar asに置き換えることが可能かどうかである。なぜなら、可能であればドイツ税務当局が切り替えを行い、95%の保証金に課税することが可能になるからである。

第三の論点は租税条約の解釈である。連邦財政裁判所は、whereをinsofar asに置き換えることはできないとし、次の三つを判示した。第一に、whereの意味は非常に明確であり、租税条約の他の部分で用いられるwhereと同様である。第二に、税務当局はOECDコメンタリーを参照し、「所得の項目(items of income)」に言及したが、連邦財政裁判所は、このケースでは所得源泉は単一であり、米国の恒久的施設から生じる利益を分割することはできないと述べた。第三に、OECDコメンタリーは、独米租税条約が締結された後に変更されたものであり、一般的に連邦財政裁判所は、条約締結後のコメンタリーの変更は解釈に関係ないとの見解を示した(静的解釈)。

以上の結果、連邦財政裁判所は納税者を支持した。

4 カナダ 受益権事案⁽⁵⁷⁾

(概要)

この事案は、バルバドス法人がルクセンブルク法人にハスキー・エナジー社(ハスキー社)の株式を貸し付け、ハスキー社はルクセンブルク法人に配当金を支払う際、カナダ・ルクセンブルク租税条約の限度税率5%で源泉徴収を行っていたが、カナダ国税庁(CRA)は、ルクセンブルク法人は導管会社であり、貸株を行ったバルバドス法人が受益者であるとして、カナダ・

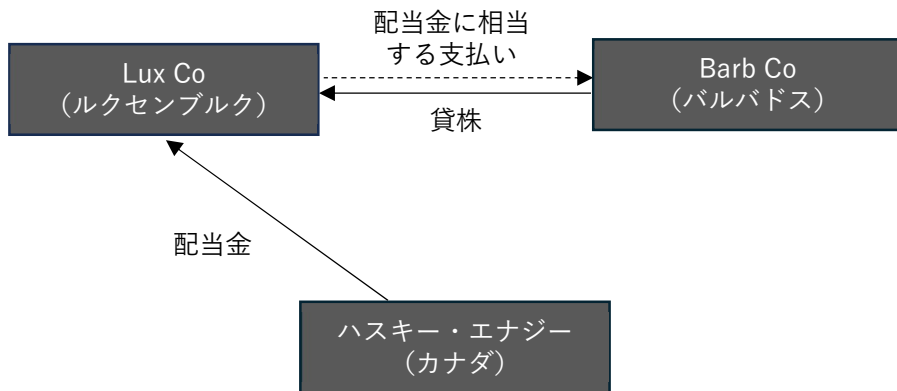
⁽⁵⁷⁾ Husky Energy Inc. v The King 2023 TCC 167.

バルバドス租税条約の限度税率 15%との差額を課税して争われた事案である。カナダ租税裁判所は、源泉税の納税義務者は配当金を受領したルクセンブルク法人であり、当該法人は受益者ではないため、国内法の 25%で源泉徴収すべきと判断した。Kaitlin Gray の説明は次のとおりである。

(事実関係)

ルクセンブルグ法人 Lux Co は、証券貸付契約に基づき、カナダの上場企業であるハスキー社の株式をバルバドス法人 Barb Co から借り入れ、その株式を長期間保有していた。Lux Co と Barb Co は同じ企業グループに属しており、証券貸付契約に基づき、ハスキー社の株式に対して配当が支払われる都度、Lux Co は配当相当額を 7 週間以内に Barb Co に支払うことが義務付けられていた。証券貸付契約では、証券の譲渡が認められており、借手に対して、貸出終了時に譲渡された有価証券と同等の有価証券を貸手に返却することを求めているが、必ずしも最初に譲渡された有価証券と同一である必要はなかった。そして、この契約では、借手は、配当支払時の株式所有に関係なく、株式に対して支払われた配当相当額を貸手に支払う必要があった。カナダ国内法で適用される源泉徴収税率については、非居住者に支払われる配当金には、租税条約で軽減されていない限り、25%の源泉徴収税率が適用される。カナダ・ルクセンブルグ租税条約は 5%、カナダ・バルバドス租税条約は 15%で、この軽減税率の要件は居住者が受益者であることである。ハスキー社は、カナダ・ルクセンブルグ租税条約に基づき、5%の税率で源泉徴収していた。そしてこの軽減税率は、受取人、つまり配当金の受取人が、代理人、ノミニー、導管会社など、受益者でない場合には適用されない。

図 8



(論点)

CRA は、Lux Co は導管会社であると認定し、カナダ・ルクセンブルグ租税条約の下で適用された 5%の税率と、カナダ・バルバドス条約の下で適用されるべきであった 15%の税率との差額について課税を行った。CRA は、受益権と GAAR の両方を問題にした。GAAR が適用される場合、CRA は税制上の優遇措置を否定し、合理的な課税結果を示すことができる。CRA は、カナダ・バルバドス租税条約に基づく 15%の税率が妥当な課税結果であるとの見解を示した。しかし、これには二つの問題があった。第一に、Lux Co が配当金の受益者であるかどうか

か、第二に、この取決めが租税回避の濫用に当たるかどうかである。

(カナダ租税裁判所)

カナダ租税裁判所は、Barb Co は、配当金が Barb Co に支払われていないため、源泉税の納税義務を負っておらず、カナダ国内法における源泉税の納税義務は、配当金の受領者である Lux Co にあると判断した。

次に、租税裁判所は、Lux Co が源泉税の軽減税率における受益者であるかどうかを検討するため、カナダにおける受益権に関する代表的な判例である *Prévost Car Inc.*事件⁽⁵⁸⁾に注目した。この事件では、カナダ法人が、租税条約上の優遇措置のない他の国に居住する株主を持つオランダ持株会社に配当金を支払ったが、オランダ持株会社はその利益の 80%を株主に配当するという方針が株主との契約にあった。しかし、連邦控訴裁判所は、オランダ持株会社が実質的な所有者であると判断したものである。

ハスキー社の判決に戻ると、租税裁判所は、証券貸付契約に基づく Lux Co の義務は、Barb Co が最終的に配当金から利益を得ることを当初から確実なものにすることであったと強調し、その上で *Prévost Car* 事件と区別し、Lux Co は配当金の受取人であるが受益者ではなく、ハスキー社は 5%の税率ではなく 25%の税率で源泉徴収すべきだったと結論付けた。

最後に、租税裁判所は、Lux Co も Barb Co も如何なる税制上のメリットを受けていないため、GAAR は適用されないと判断した。この裁判は上訴され、最終的な結論はまだ確定していない。

セミナー I：租税条約の解釈に対する司法アプローチ

主な内容	議長及び討論者等
1. IFA 租税条約プロジェクト	Chair : Kees van Raad (Netherlands)
2. 国際公法における租税条約の解釈-体系的統合の原則の役割	Secretary : Jorn Steenberg (Netherlands)
3. 租税条約の解釈における VCLT 第 31 条の文脈、趣旨、目的の役割と限界	Panel Members : Robert Danon (Switzerland) Adolfo Martín Jiménez (Spain) Daniel Gutmann (France) Johann Hattingh (South Africa) Natalia Quiñones (Colombia) Guglielmo Maisto (Italy) Michael Lang (Austria - online) John Avery Jones (United Kingdom - online) Jonathan Schwarz (United Kingdom)
4. 静的解釈と動的解釈の対立～独立企業原則の例	
5. OECD コメンタリー及び VCLT の下での他の文書の役割と位置付け	
6. 国連モデル租税条約コメンタリーの位置付け	
7. 租税条約の解釈における外国裁判所の判決の役割と位置付け	
8. OECD モデル租税条約第 3 条第 2 項の解釈を巡る討論	
9. まとめ	

⁽⁵⁸⁾ Canada v. Prévost Car Inc., 2009 DTC 5721, 2009 FCA 5.

1 IFA 租税条約プロジェクト

Robert Danon は、IFA 租税条約プロジェクトの活動として、「条約法に関するウィーン条約に照らした租税条約の解釈」を来年春刊行予定であると紹介し、本プロジェクトは、租税条約の原点に立ち戻り、租税条約の解釈と一般的な条約の解釈との間に相違点はあるのかどうかを評価するために行われていると述べた。書籍の編集は、Danon のほかに、パネリストである Adolfo Martín Jiménez と Guglielmo Maisto が務めている。

2 国際公法における租税条約の解釈-体系的統合の原則の役割（条約法に関するウィーン条約（Vienna Convention on the Law of Treaties : VCLT）第 31 条(3)(c)）

（Robert Danon）体系的統合の原則とは、VCLT 第 31 条第 3 項(c)を指し、租税条約の解釈と広範な国際公法との架け橋となり、租税条約の解釈において考慮することができる情報源の範囲を示している。この原則はこれまでほとんど適用されたことがなく、裁判所もほとんど言及していないため、この原則について大きな議論はあまりなかった。

この規定の前提及び目的は、租税条約、あるいは一般的な条約の解釈は、より広い国際公法的环境も考慮に入れるべきであるということである。VCLT 第 31 条第 3 項(c)の文脈における伝統的な見解は、この規定が言及する国際法の関連規則とは、国際司法裁判所法第 38 条に規定する、国際法の源泉、すなわち慣習国際法、法の一般原則、条約であるというものである。したがって、その目的は、国際的なサブシステムの分断を回避し、特に投資の文脈で言われているように、条約解釈がシステムによって支持される範囲で法の一般原則に沿ったものとなるようにすることである。

この考え方は、条約は自己完結的なシステムではなく、より広範な国際公法に開かれているということである。例えば、納税者による相互協議手続にアクセスする権利を与える場合、一般的な法の原則である信義誠実の原則や法の支配の原則が適用され、法の支配の要素である法的確実性、特にルール適用による結果に関する比例性の原則を補強することができる。体系的統合の原則は、租税条約の用語の解釈を、国際公法に沿った意味での文脈の中で、より広範な概念を導入するための基礎となるものである。

3 租税条約の解釈における VCLT 第 31 条の文脈、趣旨、目的の役割と限界

（Adolfo Martín Jiménez）

- ・ 国際公法、あるいは租税条約の立場から、文脈と目的、そして文脈が持つ特殊性を条約解釈のプロセスにおいて真剣に考慮する必要があることを認識することが重要である。
- ・ 国際公法の「文脈」は、VCLT 第 31 条第 1 項及び第 2 項に明確に書かれており、条約の全文、全条項、全段落を読まなければならない。
- ・ 条約が国内法の上に位置することを理解することも、文脈上重要であり、条約は自己完結しているわけではなく、国内法に依存している。
- ・ OECD コメンタリーが大きな注目を集めていることも強調しておく必要がある。OECD モデル租税条約第 12 条（使用料）のコメンタリーを見てみると、国内法に頼らずに使用料とは何かを定義しようとしていることは明らかである。
- ・ 租税回避や脱税の防止という租税条約の二次的な目的について言及することも重要であ

る。しかし、租税回避や脱税の防止は、国内法の一般的租税回避防止規定で成文化されることもあるため、それは条約の本当の目的ではない。

4 静的解釈と動的解釈の対立～独立企業原則の例

(Daniel Gutmann) 解釈が静的であると言われるのは、ある言葉が条約に挿入された時点の意味を考慮しなければならないことをいい、解釈が動的であると言われるのは、税務当局や裁判官が判断する時点で、その言葉の意味を考慮することをいう。

VCLT には静的解釈と動的解釈のどちらが優先されるべきかという答えはなく、裁判所はそれに対してかなり現実的なアプローチをしている。基本的には、静的解釈と動的解釈のどちらを選択すべきかを規定する一連の基準に注目している。

最も関連性の高い基準は、その用語が本質的に進化するものであるかどうか、言い換えれば、租税条約を締結した時点で、締約国が自分たちの使用する用語の意味が時とともに進化することを受け入れる準備ができていたかどうかということである。

上述の基準を独立企業原則に当てはめようすると、二つの問題が把握された。一つ目は、独立企業原則は進化するかという概念の問題である。独立企業原則は、関連会社は税務上、独立した事業体として扱われるべきであるという単純なものであり、BEPS 行動計画の後に実際に変わったかどうか議論することはあっても、それは時代とともに変わるようには見えない。仮に、独立企業原則は進化しないことを各国が受け入れるとして、次に、独立企業原則の解釈や実施方法が時とともに変化する可能性があることを各国が受け入れるかどうかという問題に発展する。この問題は、例えば、金融取引に関する OECD 移転価格ガイドラインを適応的に解釈・適用すべきかどうかに関連するケースで見られる問題である。DEMPE 機能分析⁽⁵⁹⁾や非認識 (Non-recognition) の取扱いも同様である。そして問題は、OECD 移転価格ガイドラインが時間の経過とともに大きく変更されることを、国や納税者が実際に予測できるかどうかということである。裁判官は OECD 移転価格ガイドラインを見て、例えば 2022 年版と 1995 年版のガイドラインの間に大きな変化があるかどうかを理解しようとする。これは本当の変更なのか、それともすでにあったものを明確にただけなのか。これが重要なポイントになるだろう。

二つ目の問題は、独立企業原則は、租税条約上の原則だけでなく、国内法上の原則でもあり、各国が国内法を租税条約と同じように解釈するとは限らないということである。OECD 移転価格ガイドラインと OECD モデル租税条約第 9 条 (特殊関連企業) を参照して、国内法を解釈するのか。これは深刻な問題であり、今後数年のうちに多くの判例が生まれると予想される。

5 OECD コメンタリー及び VCLT の下での他の文書の役割と位置付け

(Johann Hattingh) OECD コメンタリー改正のプロセスは、少なくとも 1950 年代以降、絶え間なく変化し、当初は報告書をまとめていたものがやがてコメンタリーとなった。OECD の改正プロセスは非公開で、利害関係者の意見も限定的である一方、国連のプロセスでは、専門家委員会に政治的承認権限はなく、非常にオープンなプロセスになっている。この二つの組織

⁽⁵⁹⁾ 無形資産の Development (開発)、Enhancement (改良)、Maintenance (維持)、Protection (保護)、Exploitation (活用) といった機能を分析して、取引当事者による無形資産の価値創造への貢献を評価する方法。

ではっきりしていることは、OECD コメンタリーの聴衆は 1950 年代と今日とでは根本的に変わった一方、国連モデルの聴衆の変化には疑問がある。

コメンタリーの法的関連性について、第一に、裁判官の中には、この条約が本質的にプロトタイプであることを明確に理解している人もいる。つまり、それは将来の条約交渉のためのものだということである。したがって、既存の法律を解釈するための新しい交渉ツールとして書かれたものを分析する際には、非常に注意が必要である。第二に、コメンタリーは、いくつかの箇所で国家の慣行を記録しており、特に 1963 年コメンタリーでは、用語の意味についての共通理解を記録していることは明らかである。それを発見するには、コメンタリーの変遷を研究する必要があり、コメンタリーに対する見解や留保を研究すれば、意見の相違を記録することもできる。例えば、恒久的施設の概念に関する留保とコメンタリーの改正経緯を研究すれば、コメンタリーの行間からそのようなことが読み取れる。

この 20 年間で何が変わったのか。租税条約の解釈を目的とした OECD コメンタリーの位置付けに関する訴訟が劇的に増加しているということである。例えば、コメンタリーの改訂では、既存の法的な意味を記述しているだけであることもあれば、実際には意味を変えようとしたり、ある方向に意味を押し進めようとする動機があるかもしれない。改訂前と改訂後のコメンタリーの意味について、法廷で論争が繰り返されている。

OECD 加盟国では、興味深い変化が見られた。まず、一部の上級裁判所は特定の問題に関してコメンタリーの位置付けについて、態度を変えているようである。例えば、フランス国務院 (Conseil d'Etat) は、租税条約の紛争に直面した際、改訂後のコメンタリーに目を向ける傾向があるし、英国の最高裁は、改訂前と改訂後のコメンタリーの説得力を評価する必要があると述べている。

ドイツ連邦財政裁判所は、条約解釈に対する静的なアプローチである “Principle of Contemporaneity” を強調している。オーストリアでは、租税条約本文の中で、解釈のソースとしてコメンタリーを参照する慣行があり、オランダもこの例に倣っている。

最後に、OECD 加盟国以外の国々では、不均衡な状況が続いている。国内の裁判所では、コメンタリーの利用についてあまり言及されていないことが多く、コメンタリーが役立つような問題については、OECD や国連の資料が何もないのが現状であり、米国モデル租税条約の Technical Explanation や議会のメモランダムのようなユニラテラルな資料が重要な役割を果たしているようである。

6 国連モデル租税条約コメンタリーの位置付け

(Natalia Quiñones) 国連モデル租税条約のコメンタリー策定において、各国は専門家委員会の会合に招待されるが、専門家委員会が合意した内容に同意する必要はない。そこで国連が 2008 年まで行っていたのは、モデル条約序文パラグラフ 36 でこの同意を暗示することであった。交渉当事国が国連モデル租税条約で提案されている文言を条約に使用することを決定した場合、その文言の解釈に当たっては、関連するコメンタリーから助言を得ることを期待するものと推定される、ということである。したがって、例えある国がコメンタリーの議論に参加しなかったとしても、国連モデル租税条約の文言を積極的に選択したのであれば、その国の条約の解釈にコメンタリーが用いられるべきものと推定された。しかし、2008 年、専門家らは再考し、合意が得られていないのだから、拘束されるべきではないという結論に達し、上述

の推定は削除された。

しかし、国連コメンタリーが様々な判決で使われていることは知っておかなければならない。有名なのは、カナダの *Knights of Columbus v. The Queen* 事件で、コロンブス騎士会がカナダに恒久的施設を有するか否かを判断するために、OECD と国連の両方の観点から保険 PE を分析したものである。

専門家委員会におけるコメンタリーについての意見相違について、多数派と少数派の意見が 2021 年に国連モデル租税条約序文パラグラフ 30 に導入された。少数意見は、一人のメンバー、少数メンバーの少数意見（2 人～4 人）、中程度の少数意見（5 人～9 人）、あるいは多数メンバーの少数意見（10 人～12 人）に区分された。これらの少数派によって表明された様々な見解を見ることができるため、コメンタリーを利用するのであれば、自国がどのような見解を持っているのか、それは多数派の見解なのか、少数派の見解なのか、どちらの見解なのかを明確にすることが、国家にとって有用だと思われる。

7 租税条約の解釈における外国裁判所の判決の役割と位置付け

（Guglielmo Maisto）VCLT 第 31 条第 3 項(b)は、条約の解釈上、文脈というときは、条約文のほかに、条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するものを含めるという規定であるが、国連国際法委員会から、この規定の解釈に関する報告書が提出された。同報告書は、事後的慣行には司法慣行も含まれるため、条約の適用に関する締約国の一つによる裁判の判決も含まれ、第 31 条第 3 項(b)は、その解釈に関する締約国の合意を確立するものであると述べている。

VCLT 第 31 条第 3 項(b)を外国の裁判所の判決に適用することの難しさの一つは、一方の国の裁判所がある方法で解釈し、他方の国が司法判断や税務当局の決定を通じて同様に解釈するという司法対話を行うことである。ここで、租税条約ルールの解釈に関する裁判の引用が増加傾向にあることを示すため、私が収集したいくつかの統計データを基に、その傾向について説明したい。2000 年から 2024 年までの期間を調べたところ、505,560 件ほどの判決があり、そのうち 13 の判決で外国裁判所の判決が引用されていた。このように裁判における重要性が増していることから、弁護士も外国の判決を引用することを検討するようになってきている。

どのような場合に外国の判決を引用するのか。私なら引用するかどうかについて、四つの項目を検討する。第一に、外国の判決文の事実関係が明確かどうか。第二に、判決の理由がしっかりしているかどうか。第三に、その外国の裁判所に権威があるかどうか。最後に、自国の裁判所が理解できるかどうか。

実務家としての私見であるが、ルガーノ条約議定書第 1 条第 1 項⁽⁶⁰⁾のように、外国の判決を考慮する義務（従う義務ではなく、考慮する義務）を課すことで、もしある国の裁判所が、そ

⁽⁶⁰⁾ ルガーノ条約第二議定書第 1 条第 1 項（Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters）

‘Any court applying and interpreting this Convention shall pay due account to the principles laid down by any relevant decision concerning the provision(s) concerned or any similar provision(s) of the 1988 Lugano Convention and the instruments referred to in Article 64(1) of the Convention rendered by the courts of the States bound by this Convention and by the Court of Justice of the European Communities’.

の国を経由して出された外国の判決を考慮しなかった場合、上訴する理由になるかもしれない。

8 OECD モデル租税条約第3条第2項の解釈を巡る討論

次のとおり、Michael Lang と John Avery Jones による OECD モデル租税条約第3条第2項の解釈を巡る討論がオンラインで行われた。

(Michael Lang) OECD モデル租税条約第3条第2項は、少なくとも文言上は、文脈上必要とされない限り (unless the content otherwise requires)、定義されていない用語の解釈について国内法を利用することが認められている。しかし、OECD モデル租税条約第3条のコメンタリーパラグラフ12では、文脈が代替的な解釈を必要としない場合にのみ (only if the context does not require an alternative interpretation)、国内法の意味が適用されると述べられている。したがって、文脈を非常に狭い意味で理解する必要はない。また、第3条第2項の歴史を見てみると、Jones氏は、この立場は英国の国内法に由来するものであると指摘し、英国ではこれらの規定は広範な範囲を持たない一種のセーフガードとして使用されていると述べている。しかし、法的な方法論から言えば、ある制度から別の制度に移植され、別の法的環境に組み込まれた条項は、その意味を変える可能性がある。また、このような条項が使われた最初の租税条約が1945年の米英租税条約であることも分かっている。ウィーンと同僚の一人が数か月前にロンドンに行き、公文書館に数日間滞在してファイルに目を通した。もし条約交渉官たちが、この条約の解釈ルールを劇的に変えるつもりでいたのなら、その条約については国内法が優先され、それ以外の国際条約はその文脈に照らして解釈されなければならない。しかし、交渉記録に何も見つからなかったという事実は、第3条第2項の背後にある意図が、既存の解釈原則をひっくり返すことではなかったことを強く示している。

次に租税条約の目的と目標についてであるが、租税条約は二国間で課税権を配分することである。そしてこれは、ルールが両国で同じ意味を持つ場合にのみ機能する。Jones氏が「applies」という用語は源泉国にしか適用されないのではないかという議論を展開したことは承知しているが、私はそれには納得できない。つまり、居住地国であっても、居住地国は分配ルールと方法論を適用しなければならないし、源泉地国も同様に分配ルールを適用しなければならない。また、ある種の時系列的な順序があり、まず源泉地国で租税条約を適用し、それから居住地国で適用する考え方もあったが、これも説得力があるとは思えない。OECD モデル租税条約第23条コメンタリーの中で、第3条第2項は両国で適用されなければならないという見解が示されている。したがって、これは非常に広い意味での文脈を重視する強い主張だと思う。

また、第6条第2項⁽⁶¹⁾には定義の出所に関する具体的な言及があるが、第3条第2項によってすでにそのような結果が得られているのであれば、第6条第2項は基本的に意味をなさないことになる。つまり、第3条(定義)、第4条(居住者)、第5条(恒久的施設)やその他の条項に定義があるのは、定義されている用語の共通理解を得るためである。もし国内法で使用されている用語を解釈するのであれば、国内法では定義が意味をなさないことになる。なぜなら、定義された用語は、両国で異なる理解が必要となり、定義の意味がなくなってしまうからである。

⁽⁶¹⁾ 「不動産」という用語は、当該財産が所在する締約国の法律に基づく意味を有することが定義されている条項。

もう一つの議論は、言語が違うということである。米国や英国は国内法でも租税条約でも英語しか扱えないという恵まれた状況にある。しかし、例えば、オーストリアとチュニジアの間の条約を例にとると、正文はフランス語だけである。したがって、その租税条約の用語を解釈しようと思えば、まず翻訳しなければならない。しかし、翻訳は自動化されたものではなく、国内法に同等の概念を見出すことが必要であり、つまり、我々はすでに租税条約を自律的に解釈していることを意味する。そうでなければ、我々は適切な翻訳を見付けることができないであろう。

(John Avery Jones) 私は、Lang 氏が主張する問題は生じないと考えている。なぜなら、OECD モデル租税条約第3条第2項の冒頭の言葉 (a Contracting State) が、一方の締約国を意味するものであるからである。もし両締約国を意味するのであれば、このような冒頭の言葉はまったく必要ない。

実はもっと重要な理由がある。なぜ二つの国家が同時に国内法を適用しないのか。もし、租税条約がそうすべきだと言うのであれば、租税条約は存在しない。契約というものは、当事者双方が同じように理解することが必要であり、各当事者がある用語の意味を違うものだと思っているような契約は成り立たない。

Lang 氏はこの問題を回避するために、“unless the context otherwise requires (文脈上必要でない限り)” の表現に言及した。結局のところ、一方の国は常に敗者となるのだから、なぜ両国の意見が一致する必要があるのだろうか。そして、このような負担は長年にわたって米国の条約に盛り込まれてきたが、私の知る限りでは、自律的な解釈によって、両国の意見が一致することはほとんどなかった。自律的な租税条約の解釈の幅が広ければ、その幅は国内法上の他の種類の所得として課税されるという問題が生じ、幅が狭ければ、国内法による二重課税の全額を解消しないことになり、これも問題になる。だから、“unless the context otherwise requires” は、単なるセーフガードに過ぎない。

9 まとめ

最後に、Jonathan Schwarz は、裁判において、税務を全く知らない行政法判事や国際税務、国際法について何も知らない税務判事に租税条約を司法的なアプローチで解釈することの重要性を伝え、理解させることが課題であるとしてパネルを締めくくった。

(参考1) 条約法に関するウィーン条約

第31条 (解釈に関する一般的な規則)

- 1 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。
- 2 条約の解釈上、文脈というときは、条約文 (前文及び附属書を含む。) のほかに、次のものを含める。
 - (a) 条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意
 - (b) 条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であつてこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの
- 3 文脈とともに、次のものを考慮する。
 - (a) 条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意

(b) 条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの

(c) 当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則

4 用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を有する。

(参考 2) OECD モデル租税条約

第 3 条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

a) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第 25 条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

(参考 3) 国際司法裁判所規定

第 38 条

1 裁判所は、付託される紛争を国際法に従って裁判することを任務とし、次のものを適用する。

a 一般又は特別の国際条約で係争国が明らかに認めた規則を確立しているもの

b 法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習

c 文明国が認めた法の一般原則

d 法則決定の補助手段としての裁判上の判決及び諸国の最も優秀な国際法学者の学説。但し、第 59 条の規定に従うことを条件とする。

2 この規定は、当事者の合意があるときは、裁判所が衡平及び善に基いて裁判をする権限を害するものではない。

セミナー J : IFA/EU 共同セミナー

主な内容	議長及び討論者等
1. EU の租税法と政策	Chair: Georg Kofler (Austria)
2. FASTER 指令	Secretary: Kristof Boel (Belgium)
3. 第 2 の柱 : OECD ガイダンスへの EU の見方	Panel Members: Benjamin Angel (EU) Rita da Cunha (Portugal/UK) Johanna Hey (Germany) Juliane Kokott (EU) Paolo Ludovici (Italy) Alfredo Garcia Prats (Spain)
4. 第 2 の柱 : 指令の実施	
5. 第 2 の柱 : Decluttering	
6. 判例の紹介 (出国税・相続税、DAC6、外国補助金規制 (FSR) / 国家補助)	
7. 国連枠組条約 ToR に対する EU の立場	

1. EU の租税法と政策

(Benjamin Angel 氏による説明)

優先課題（ミッションレター）⁽⁶²⁾の項目

- EU の金融セクター向けの一貫した税制フレームワークを構築するための革新的な解決策を特定。
- 法人税の改革を継続する。
- 租税詐欺、脱税、租税回避におけるヨーロッパの取組を最高レベルに維持する。
- 多国籍企業に対する最低税を定めた国際的税制改革の実施に向けて加盟国と協力する。

水平的なタスク（Horizontal Tasks）：Making Europe simpler and faster

具体的には、

- ① 報告負担を 25%削減、特に中小企業（SMEs）向けには 35%削減を目指す。
- ② 「整理・簡素化（decluttering）」をキーワードとして、EU 法規の「ストレステスト」を行い、重複や矛盾を排除する提案を行う。

2019 年から 2024 年までの EU 直接税政策の Achievements（成果）

- DAC 7：デジタルプラットフォームに関する情報交換を義務付ける指令。
- DAC 8：暗号資産取引に関する情報共有を義務付ける指令。
- Global Minimum Taxation Directive (Pillar 2)：多国籍企業及び EU 内の大規模企業グループに対するグローバル最低税（15%）の導入。
- Directive on Faster and Safer Tax Relief of Excess Withholding Taxes (FASTER)：源泉税の軽減や迅速な還付を目的とした指令。
- Solidarity Contribution (Council Regulation)：高エネルギー価格への対応として、エネルギーセクターの一時的な連帯的負担金を規定する規則。
- Reform of the Code of Conduct for Business Taxation：ビジネス税制に関する行動規範の見直し。

Work to be concluded（未完了の課題）

- UNSHELL Directive：実体のない企業（シェルカンパニー）を利用した租税回避の防止を目的とした指令。
- Head Office Taxation (HOT) Directive：企業本社税制に関する指令。
- Transfer Pricing Directive：移転価格税制に関する指令。
- BEFIT (Business in Europe Framework for Income Taxation)：EU 域内の統一的な法人所得課税枠組みの構築を目指すもの。

EU の将来的な税制政策の重点項目

- 国際課税改革に関するワークストリームへの継続的な関与：Two-Pillar Solution の最終

⁽⁶²⁾ Mission letter — HOEKSTRA, European Commission, 17 September 2024. このレターは、欧州委員会委員長である Ursula von der Leyen 氏から、「気候、ネットゼロ、クリーン成長」担当委員（税制の一部も含む）の Wopke Hoekstra 氏へ宛てたものである。

化を目指す。

- ・ 第2の柱の実施支援：加盟国を支援し、Global Information Return (GIR)の実施を目指した DAC 9 の提案を含む。
- ・ DAC Fitness Check (適合性評価)：指令の評価、パブリック・コンサルテーション、主に DAC 6(有害な租税慣行に関する情報開示)に焦点を当てた欧州会計監査院(European Court of Auditor) の報告などを含む。
- ・ Decluttering プロジェクト(税制の「整理・簡素化」)
- ・ 攻撃的な租税計画(Aggressive Tax Planning)への継続的な対策：UNSHELL 指令、DAC、行動規範(Code of Conduct)を通じた対策。

【出所】セミナーJ資料(スライド) 7～9頁。

2. FASTER 指令

(Rita da Cunha) 加盟国は FASTER 指令に関して政治的合意に達している。2028年12月31日までに加盟国がこの指令を自国の法律に組み込む必要がある。2030年1月1日から適用される。

同指令の三つの構成要素(Three Building Blocks)は、次のとおりである。

- ① EU 共通の電子税務居住者証明書(eTRC)：税務居住者証明書(Tax Residence Certificate)をデジタル化し、14日以内に発行することを義務化⁽⁶³⁾。
- ② 標準化された源泉税の還付・減免手続：EU内で登録された企業の株式の配当や利子等の支払いについて、加盟国は次のシステムを採用することが可能。
 - ・ Relief at Source System：源泉徴収時に適正税率で課税(Fast Track)
 - ・ Quick Refund System：還付申請を受け、60日以内に処理
- ③ 金融仲介機関への共通報告義務：認定された金融仲介機関をEUポータルとともに各国の登録簿に登録し、報告義務を課す⁽⁶⁴⁾。

このうち、信託銀行については、誰が受益者(beneficial owner)であるかを判断するために顧客からどのような情報を得なければならないかなど、実務上非常に難しい問題があった。そのため、信託銀行について、今年5月に1万ユーロ未満の配当金については免除という変更を行った。ただし、この変更により金融仲介業者は顧客に何をどのように確認しなければならないかについて、負担を強いられることになる。

(Paolo Ludovici) 証明書の内容について、国内税法上の定義に refer することは明らかであるが、それが国内法上の定義と大きく異なる場合がある。第11条では、仲介業者に対して、申請のためのデューデリジェンスを要求しているが、そのデューデリジェンスとは、beneficial

⁽⁶³⁾ 4年以上にわたって株式市場時価総額がEU全体の1.5%を下回っている加盟国は、指令の実施を義務付けられていない。この基準に基づき、2022年時点で指令の適用対象となる加盟国として、フランス、ドイツ、スウェーデン、オランダ、スペイン、イタリア、アイルランド、デンマーク、ベルギー、フィンランドの10か国が報告されている。このリストは2026年に再評価され、基準に従って更新される予定。

⁽⁶⁴⁾ 金融仲介業者は、投資家に代わって源泉税の軽減や還付を申請する際、投資家の身元・税務居住地・受益者(beneficial owner)資格の確認等のデューデリジェンス手続を図り、標準化された形式で税務当局に報告する義務がある。金融仲介業者がこれらの義務を遵守しなかった場合の罰則については、加盟国が定めることになるが、それは効果的で比例的でなければならない。

owner がいるかどうかを把握することだけである。

また、技術的には、加盟国は他の加盟国が発行した証明書を承認するとされている。第三国に関しては、非 EU 加盟国の適切な居住者証明を確認する必要がある。しかし、他国が認めていない状況でも、各国が証明書を発行することがある。これはイタリアやギリシャで顕著な例である⁽⁶⁵⁾。証明書の問題は、この FASTER に限らず、より一般的に多くの議論の余地を残す問題である。

3. 第2の柱：OECD ガイダンスへのEU の見方

(Juliane Kokott) 第2の柱のグローバル・ミニマム課税について、EU は極めて OECD に友好的(OECD friendly)である。とりわけ EU の第2の柱を実施する指令(Directive 2022/2523)は、OECD モデルルールに忠実である。OECD ルールが「固定化 (petrification)」しているともいえる。その一方で、欧州議会レベルでも各国議会レベルでもほとんど議論がなされなかったという問題もある。いったん OECD の勧告が EU レベルの法律、例えば指令になると、それを変更することはほとんどできない。

欧州司法裁判所 (CJEU) では、例えば EU 指令における「beneficial owner」の定義について、OECD モデル条約を参照して解釈している⁽⁶⁶⁾。また、EU 指令における「arrangement」や「hallmarks」については、その定義が曖昧だったため、OECD の実務を参照して EU の法的確実性や EU 基本権憲章第 49 条との整合性を重視した⁽⁶⁷⁾。

裁判所はいわゆる動的参照 (ambulatory reference) さえ行っている⁽⁶⁸⁾。もちろん、このような動的参照は、民主主義の観点から議論の余地があるが、それは解釈の枠組みにおいてのみである。

4. 第2の柱：指令の実施

(Juliane Kokott) EU 指令 (Directive 2022/2523) は、OECD の第2の柱に基づき、グローバル・ミニマム課税を適用するための EU の法的枠組みで、多国籍企業及び EU 域内の大規模企業グループに適用される。ドイツの Mindeststeuergesetz は、ドイツ独自のグローバル・ミニマム課税のための法であり、EU 指令を国内法に統合する形で、多国籍企業だけでなく、大規模な国内企業グループも対象に含めている。

また、移行措置 (Transitory Carve-Outs) として、EU 指令では最終親会社 (Ultimate Parent Entity) が 12 社以下であるグループが所在する加盟国を対象として、IIR 及び UTPR の適用を、2023 年 12 月 31 日から開始する 6 会計年度にわたって適用しないことを選択できるのに

⁽⁶⁵⁾ FASTER 指令では、加盟国が発行した証明書を他国が認識することが原則であるが、実務上は国ごとに税務規定や運用が異なるため、全ての証明書が自動的に受理されるわけではない。ここでは、イタリアやギリシャなどの国が発行する証明書が、他国の税務当局の基準を満たしていない場合があり、それが相互認識を妨げる要因になることを指摘している。

⁽⁶⁶⁾ ECJ C-115/16、C-118/16、C-119/16、C-299/16 の判決を参照。

⁽⁶⁷⁾ ECJ C-623/22 参照。

⁽⁶⁸⁾ 動的参照とは、国内法において国際文書を参照することを指す。単に国内法が制定された時点で存在する国際文書だけでなく、当該国際文書が随時修正されても、国内法はそれを参照しているとして解釈される。

対し (Art. 50 Dir.)、ドイツでは、最大で六つの法域にエンティティを持ち、そこに保有する資産の価値が 5,000 万ユーロ以下である企業について、2024 年から 2028 年の 5 年間、最低税の適用から除外する (§ 83 Mindeststeuergesetz 及び Art. 49 Dir.)。

ドイツ連邦レベルでは、グローバル・ミニマム課税を採用する権限について議論があり、憲法問題に発展する可能性がある。EU は、設立条約で明示的に与えられた権限しか持っていない。ドイツ連邦も同様である。グローバル・ミニマム課税指令は議論的的となっているため、欧州司法裁判所や加盟国の裁判所ではいくつかの訴訟が係属中である⁽⁶⁹⁾。

(Georg Kofler) 特にドイツ語圏の文献では、指令の権限の問題について多くの議論がなされている。直接税のハーモナイゼーションの基礎となる第 115 条は、既存の税には適用されるが、新税の導入には適用されない可能性がある。そのため、小さな火種があちこちにあるとも言えるかもしれない。委員会はどうやって鎮火させるのか。

(Benjamin Angel) 私は、裁判についてコメントを差し控える。私の立場からは不適切である。しかしながら、第 2 の柱については、三つのことを進めている。

一つ目は、全ての加盟国が宿題を済ませていることを確認することである。立法が遅れた加盟国が 4 か国あった。ポルトガル、キプロス、ポーランド、スペインである。この 4 か国のうちの 1 か国については、非常に良いニュースがある。ポルトガルは今週、法案を公布した。残り 3 か国については、年内にこの問題が解決されると確信している。これはまさに、鎮火しようとしている問題なのだ。

二つ目は、加盟国がこの法案を理解し、実施できるよう支援することである。通常、指令が採択されると、私たちはその移行を待ち、移行をチェックし、もしそれが満足のいくものでなければ、侵害訴訟を起こす。今回、複雑な法案であるため、私たちは、例外的に通年で加盟国の代表からの全ての質問に答えることにした。加盟国からは 400 を超える様々な質問が寄せられた。これは先行投資といえる。

最後に、OECD で現在進行中の議論に関連することである。ご存知のように、まだ議論されていることがたくさんある。そのため、加盟国の立場を毎回調整している。OECD の作業が、指令と整合しにくい方向に進むことを望んでいないからである。そのうちの一つ、恒久的なセーフハーバーは重要な問題である。私たちは、ビジネス界全体から同じメッセージを聞いている。基本的には、OECD で合意された恒久的なセーフハーバーは全て自動的に有効となり、世界中で適用されることになる。

(Georg Kofler) ベルギーでの訴訟は、米国自由企業商工会議所によって提起され、他のいく

⁽⁶⁹⁾ 例えば General Court (欧州一般裁判所) (Order T-143/23, 2023.12.15) では、原告は多国籍企業 (MNE) の最終親会社 (Ultimate Parent Entity) であり、指令第 17 条の国際船舶収入 (International Shipping Income) の適用除外範囲が狭すぎると主張した。しかし、原告が個別に直接影響を受けておらず (not individually concerned)、訴権 (Right of Action) (TFEU 第 263 条) がないとして、棄却された。また、CJEU に上訴中の C-146/24 (Fugro 事件) では、直接税分野における EU の権限 (Competence of EU in the Field of Direct Taxation) が争点となっている。セミナー J 資料 (スライド) 17 頁「Annulment actions」参照。

つかの経済団体も加わった⁽⁷⁰⁾。これはベルギー憲法と同時に、欧州人権条約及び基本権憲章に関する問題を提起している。財産権の侵害、企業活動の自由の侵害、無差別の問題である。ベルギーの UTPR の規定は、UTPR を払える企業と払えない企業との間に差を設けていない。ベルギーの所得は UTPR の下で保護されているので、その場合は国際法の問題がある。

5. 第2の柱 : Decluttering

(主に Georg Kofler 氏による説明)

- Decluttering の取組みは、もともとは OECD の「Tax Co-operation for the 21st Century」(2022 年 5 月、パラグラフ 57) に基づく。
- OECD の「2024 Progress Report on Tax Co-operation for the 21st Century」(2024 年 5 月、パラグラフ 23-28) では、より詳細なフォローアップが行われている⁽⁷¹⁾。

【出所】セミナーJ資料(スライド) 20 頁。

- ATAD (租税回避防止指令)⁽⁷²⁾の評価に関する EU の取組み (Call for Evidence: Ares (2024) 5539672)
- 評価の主な三つの側面
 - ・ ATAD の実施状況の評価 : 加盟国が ATAD をどのように実施しているかを確認。
 - ・ ATAD の機能性と有効性の評価 : Aggressive Tax Planning に対する ATAD の最低基準としての有効性を、定性的・定量的に評価。
 - ・ 将来的な適合性の評価 : ATAD が、特に 2022 年 12 月 14 日に導入されたグローバル・ミニマム課税 (EU Directive 2022/2523) との整合性を保ちながら、将来的にも有効であるかを検討。

【出所】セミナーJ資料(スライド) 21 頁。

DAC の評価 (Call for Evidence: Ares (2024) 3338658)

(1) DAC の範囲と目的の妥当性評価

DAC が現在も関連性を持ち、加盟国が直面する課題 (例えば、国境を越えた税務の正確

⁽⁷⁰⁾ Belgian Constitutional Court (ベルギー憲法裁判所) (no. 8267、2024.6.27) では、原告の American Free Enterprise Chamber of Commerce (米国自由企業商工会議所) が EU 指令のベルギー実施法が国内企業に不利益を与え、競争環境を不公平にすると訴えている。

⁽⁷¹⁾ 2022 年版は、重複する措置の問題が抽象的に言及される程度であったが、2024 年版では、セクション 1.4. Duplicative measures において、グローバル・ミニマム課税の導入を契機として、重複する税制を見直し、簡素化や効率化を図る具体例を提示している。特に、アンチ・ハイブリッド規定や租税優遇措置の再評価が試みられている。

⁽⁷²⁾ ATAD (Anti-Tax Avoidance Directive: 租税回避防止指令、Council Directive (EU) 2016/1164) は、EU 加盟国間で統一的な租税回避防止措置を確立するために制定された指令。2019 年 1 月 1 日 (ATAD II の規定は 2020 年) に発効した。ATAD は、OECD による 15 の BEPS 行動計画をベースとして、EU 全体で租税回避行為に対抗するための最低基準を定めており、具体的には、①利子控除の制限、②出国税、③一般的租税回避否認規定 (General Anti-Abuse Rule, GAAR)、④CFC 規定、⑤ハイブリッド・ミスマッチ規定から構成される。

な評価、租税回避対策)に対応できているかを確認。情報交換の効率性や、DAC が提供するツールが依然として有用かを評価。

(2) 主なツールの評価

DAC に基づく二つの主要なツールについて評価。

① 自動的情報交換 (AEOI: Automatic Exchange of Information) : 複数の形式で提供される。

② 特定の納税者グループに焦点を当てたツール : 要求に基づく情報交換 (Exchange of Information on Request)、自発的な情報交換 (Spontaneous Exchange of Information)、同時審査 (Simultaneous Controls)、共同監査 (Joint Audits)。

(3) コスト・ベネフィットの評価

情報交換や DAC が提供する他の協力ツールの効率性を、コストと利益の観点から評価。報告義務を合理化し、企業や税務当局の負担を軽減する可能性を模索。

(4) 内部的一貫性の確認

DAC にこれまで加えられた多くの改正を考慮し、指令の内部的な一貫性や、他の EU 政策との整合性を評価。

【出所】セミナーJ資料(スライド) 23 頁。

(Georg Kofler) 例えばドイツなら、decluttering がそう簡単でない理由が見つかる。ここでは、CFC というわかりやすい例を紹介する。第 2 の柱が導入されれば、「CFC 税制はもう必要ないだろう」と思うかもしれない。しかし、悪魔は細部に宿るもので、IIR と CFC ルールには多くの違いがある。一つは、もちろんスコープである。CFC 税制は 7 億 1500 万ユーロの企業にのみ適用される。もう一方のルールは全ての法人に適用される。私は、全体像を見て、どのような濫用、租税回避行為がまだ危険なのかを確認する時期に来ていると思う。つまり、これが基本的に実質的な decluttering になり得る。

また、より手続的な問題や政策レベルの問題を考えることもできる。その一つは、報告義務やデータ評価のためのフォーマットである。例えば、自国から見て低税率の国・地域がなくなれば、そのフォーマットが本当に必要なのだろうか。

(Benjamin Angel) EU にとっても、簡素化という私たちの政治的な長年の意志との間で、バランスを取る必要がある。私たちの法律には、簡素化されていない部分があることは明らかだ。最もよく引き合いに出されるのは DAC6 である。これは立法府の意思決定にも関わる問題である。私たちには全会一致が必要であり、時としてその場の議長が建設的な判断を下したくなることもある。つまり、全会一致を得るために曖昧さを残す。そのため全会一致を得ても、実施段階に移ると、解釈が異なることがある。

解釈指針は間接税ではよくある。付加価値税 (VAT) はもちろんのこと、関税にも多くのガイドラインがあり、非常に慣習的なものであるが、なぜかあまり使われていない。直接税については、私たちは加盟国からの質問にオンラインで答えており、ウェブサイトには、よくある質問が掲載されている。しかし今後は、直接税の分野でのガイドラインの使用についても検討していく。

委員会が象牙の塔の中で「こうすべきだ」と言うのではない。これは加盟国とのプロセスであり、条文を作成する際には、一貫性を確保するために、それが何を意味し、どのように実施

されるべきかについて合意するために、迅速に行われるべきものである。一貫性があれば、将来的な紛争も少なくなる。

(Alfredo Garcia Prats) ATAD と 2 本の柱の範囲は一致していない。ATAD が濫用的行為を防止するためのものであることを忘れてはならない。第 2 の柱は必ずしも人為的な取決め (artificial arrangement) に影響を与えるものではなく、単に節税効果を得るだけでは人為的な取決めとはみなされない。第 2 の柱については、一部の国を巻き込む可能性があることは明らかだが、最終的には、他の国にも特定の状況において GAAR を適用する可能性を持たせることが、解決につながるかもしれない。

そして、法的考察により、いくつかの措置について、比例性の分析をさらに深める必要がある。例えば、報告義務の中には、明らかに脱税のリスクをもたらさないようなストラクチャーもある。私たちはここ数年、GAAR、SAAR、租税条約、国内法、EU 法など、様々な法秩序における具体的な濫用防止策を数多く見てきた。そして、政治的に、全体像を見て、租税政策を真剣に考察する必要がある。

6. 判例の紹介

(Johanna Hey) 出国税⁽⁷³⁾と相続税について、新しい判例が出たわけではないが、TFEU (欧州連合機能条約) 第 63 条 (資本の自由移動) との関連で説明する。同条は、資本の自由移動に関する基本規定を定めている。この条項は、EU 域内・第三国との間での資本移動や支払いの制限を原則として禁止している。

(1) 出国税

〔個人〕

(i) de Lasteyrie du Saillant 事件 (C-9/02, 2004 年)

【概要】

フランスの居住者である de Lasteyrie 氏は、居住地を他国 (ベルギー) に移転した際に出国税が課税された。フランス法では、居住地を国外に変更する場合、資産の含み益に対して即時課税が行われる規定があった。

【判旨】

CJEU は、このフランスの出国税規定が TFEU 第 63 条で保障される資本移動の自由を侵害すると判断。資産の売却や実現が行われていない段階で含み益に課税するのは、居住地変更を不当に妨げる。この規定は正当な目的を達成するために必要以上の負担を課しており、比例原則に反している。

(ii) “N” 事件 (C-470/04, 2006 年)

【概要】

オランダの居住者である “N” 氏が、スイスに移転した際に、移転時点での含み益に基づく課税がオランダで行われた。課税は即時ではなく、実現時に支払義務が発生した。

【判旨】

含み益への課税は、資本移動の自由を制限する可能性がある。一方で、租税回避の防止や国

⁽⁷³⁾ EU では、租税回避を防止するため、ATAD により個人だけではなく法人にも出国税が課される。

内税制の一貫性を確保するという正当な理由がある場合、制限は容認されうる。この場合、実現時に課税を繰り延べる措置は、資本移動の自由を過度に制限しないための適切な調整である。

(iii) Wächter 事件 (C-581/17, 2019 年)

【概要】

ドイツの Wächter 氏がスイスに移転した際、ドイツの出国税制度に基づき、移転時点での含み益に課税された。争点は、EU と第三国（スイス）との間での資本移動が、EU 法の保護対象に含まれるかどうかであった。

【判旨】

TFEU 第 63 条は、第三国（スイス）との資本移動にも適用される。比例原則については、ドイツの規定が、必要以上に資本移動を妨げる性質があるかどうかが問題となる。ドイツの規定は、正当な租税回避防止措置とされる一方で、制限が過度である場合は違法と判断される可能性がある。

〔法人〕

(i) National Grid Indus 事件 (C-371/10, 2011 年)

【概要】

National Grid Indus は、英国からオランダへ本社を移転した。オランダでは、本社移転時点の含み益に対する即時課税が規定されていた。National Grid Indus は、これが TFEU 第 49 条（企業設立の自由）及び第 63 条（資本移動の自由）に反するものであると主張した。

【判旨】

出国税の規定が移転の自由を制限する可能性がある。一方で、含み益に課税することは、加盟国が国内税制の整合性を保つ正当な目的にかなう。課税を移転時点で即時に実行することは、必要以上の制約を課すため比例原則に反しており、実現時（資産の売却など）に課税されるべきである。

(ii) Verder LabTec 事件 (C-657/13, 2015 年)

【概要】

オランダ企業である Verder LabTec が、グループの再編に伴い本社をドイツに移転した際、含み益に対する課税が問題となった。同社は、出国税が EU 法上の資本移動の自由を侵害していると主張した。

【判旨】

含み益への課税は資本移動の自由を制限する可能性がある。ただし、税制の一貫性維持や租税回避防止のために、一定の制限が正当化される場合がある⁽⁷⁴⁾。

⁽⁷⁴⁾ National Grid Indus 事件と Verder LabTec 事件の両判決により、①出国税が資本移動や設立の自由を制限する場合は比例原則が重視されること、②移転時点での即時課税ではなく課税の繰延べを行うこと、が確認された。ATAD 第 5 条では、これらの判例を反映して出国税が設計されている。

(2) 相続税

(i) ECJ, 12 Oct. 2023 – C-670/21 BA/Finanzamt X

【概要】

ドイツの相続税法では、個人資産に属する建物付不動産が居住用に賃貸されている場合、その不動産がドイツ国内、他の EU 加盟国、又は欧州経済領域（EEA）加盟国⁽⁷⁵⁾に所在していれば、相続税評価額が市場価値の 90%に減額される。しかし、これが EEA 非加盟の第三国に所在する場合、減額は適用されず、市場価値の 100%で評価される。この第三国に所在する不動産に対する措置が、EU 法で保障される資本の自由な移動を制限しているかどうかが争われた。

【判旨】

第三国に所在する不動産に対して減額措置を適用しないことは、資本の自由な移動を制限する。この制限は、公共住宅政策や税務執行の有効性などの正当な理由によっても正当化されない。

(ii) ECJ (pending) – C-142/24 Familienstiftung (vs. Finanzamt Köln-West) 係属中

【概要】

リヒテンシュタインに設立された家族財団（Familienstiftung）が、ドイツの贈与税の規定に基づき、国内の家族財団よりも高い税率を適用された。具体的には、ドイツ国内の家族財団の場合、受益者と寄贈者（設立者）との親族関係に応じて、より有利な税率（税クラス I 又は II）が適用されるが、本件は国外に設立された家族財団であったため、最も高い税クラス III が適用された。

【主な論点】

国外財団に対して最も高い税クラス III を適用し、国内財団には受益者と設立者の親族関係に基づいてより有利な税クラス I 又は II を適用することが、資本の自由な移動の原則に反するかどうかが問われている。（この問題に関して、ケルン財務裁判所は欧州司法裁判所に予備的見解を求めている。）

（Juliane Kokott）Wächter 事件において、ドイツ法が EU の基本的自由と不整合であるという意見があるが、この見解に同意しない。EU 域内の移転に関して、実現時にのみ課税が行われる場合、その仕組みは差別の問題に該当する。この点を踏まえ、ドイツは立法により、他の関連指令を遵守する形で出国税を修正した。新しいドイツ法では、納税者が分割払いを選択できる仕組みが導入されており、EU 法と整合している。

しかし、ドイツ国内での主流意見では、Wächter 事件の判決（特にパラ 68）を根拠に「基本的自由と不整合である」とする見解が依然として存在している。Wächter 事件の判決文パラ 68 では、分割払いにおけるキャッシュフロー上の不利益が記述されており、この部分が非常に混乱を招く内容となっている。本件の核心は、ドイツ・スイス間の移転においても EU 域内の

⁽⁷⁵⁾ EEA 協定（European Economic Area Agreement、欧州経済領域協定）は、EU 加盟国と一部の非 EU 加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）との間で締結された国際協定である。この協定は、これらの非 EU 加盟国が EU 単一市場に参加できる枠組みを提供し、商品、サービス、資本、労働の自由な移動を保障する。

移転と同様の内国民待遇を適用すべきという点である。繰り返しになるが、現在、EU 域内の移転については、納税者が分割払いを選択できる仕組みがある。

(3) DAC6

(i) C-694/20 (2022 年 12 月 8 日判決) - Orde van Vlaamse Balies 他 対 Vlaamse Regering

【概要】

ベルギーの弁護士団体である Orde van Vlaamse Balies などが、DAC6 の国内実施法に基づく報告義務が弁護士の職業上の守秘義務を侵害する可能性があるとして訴訟を提起した。具体的には、弁護士がクライアントに代わって報告義務を免除される場合、他の中間者（弁護士のクライアントではない）に対してその報告義務を通知する義務が課されていた。

【判旨】

弁護士がクライアントに提供する法的助言は、EU 基本権憲章第 7 条（私生活及び通信の尊重）によって保護されるべきである。そして、弁護士に他の中間者に対して報告義務を通知する義務を課すことは、弁護士とクライアント間の通信の秘密を侵害する可能性がある。したがって、この通知義務は必要以上の制約であり、比例原則に反する。

(ii) C-623/22 (2024 年 7 月 29 日判決) - Belgian Association of Tax Lawyers 他 対 ベルギー当局

【概要】

ベルギーの租税弁護士協会などが、DAC6 の特定の規定が法的確実性や平等の原則に違反しているとして、その有効性を争った。特に、報告義務の範囲や内容が不明確であると主張し、弁護士の守秘義務との整合性が問題となった。（欧州基本権憲章第 49 条は、法的確実性と予見可能性の原則を定めている。）

【判旨】

DAC6 の規定は十分に明確であり、法的確実性の原則に違反していない。報告義務は、全ての中間者に公平に適用されており、平等の原則に反しない。弁護士の守秘義務は尊重されるべきであるが、特定の条件下で報告義務が優先される場合がある。

(iii) C-432/23 - Ordre des Avocats du Barreau de Luxembourg (係属中)

【概要】

ルクセンブルクの弁護士会が、DAC6 の国内実施法に基づく報告義務が弁護士の守秘義務を侵害する可能性があるとして訴訟を提起した。特に、弁護士がクライアントに代わって報告義務を免除される場合、他の中間者に対してその報告義務を通知する義務が課されている点が問題となった。

（Juliane Kokott）判例法により、概念や定義について徐々に明確化を進めている。これには、OECD の実務や解説が考慮されている。最終的に、CJEU は DAC6 の報告義務が十分に具体的であり、法的確実性の原則に違反していないと判断した。このような義務を課すためのもう一つの要件は、比例性の原則である。そして、租税回避行為との闘いは、当然ながら仲介者の権利に対する干渉を正当化する目的となる。

(4) 外国補助金規則 (FSR) / 国家補助

【補足】EU 外国補助金規則 (Foreign Subsidies Regulation, FSR) ⁽⁷⁶⁾

EU 域内で事業を行っている企業で、外国 (EU 非加盟国) から補助金やその他の経済的支援を受けている場合、事前届出が必要となる。具体的には、次のとおり。

- ・ 一定規模の M&A 取引を行う企業 (買収対象企業の EU 域内の売上げが 5 億ユーロ以上、外国補助金の総額が 5000 万ユーロ以上)
- ・ EU 域内で公共調達手続に参加する企業 (対象となる公共調達契約の価値が 2 億 5000 万ユーロ以上、外国補助金の総額が 400 万ユーロ以上)

欧州委員会が独自の調査権限を行使し、外国補助金による競争の歪みが懸念される場合、届出基準に満たない場合でも調査対象となることがある。

(Rita da Cunha) EU 外国補助金規則が施行されてから期間は 1 年であるが、委員会への事前届出は 106 件あった。これらの届出から、欧州委員会は公共調達に関する 3 件のケースを審査したが、2 件は中国企業で、1 件は UAE の企業による買収に関するものであった。欧州委員会は、中国企業に対して 2 件の職権調査を開始した。そのうちの 1 社は、欧州委員会の職権濫用を不服として情報開示を求める訴えを裁判所に起こしたが、裁判所はこれを却下した⁽⁷⁷⁾。

アップル事件 — 欧州委員会対アイルランド (C-465/20 P)

欧州司法裁判所 (CJEU) は 2024 年 9 月 10 日に判決を下した。

二つの主要な論点 ([A] [B])

[A] 独立企業間原則を明示的に参照していない加盟国の国内法に基づく租税裁定に異議を唱えること

- ・ 欧州委員会は、アイルランドにおける二つの支店 (いずれも非居住法人) に関する tax base について、1991 年及び 2007 年に発行された二つの租税裁定を調査した。これらはアイルランドで実施された業務機能を考慮したもの。
- ・ アイルランドの国内法は、独立企業間原則を明示的に参照していない。1997 年税制統合法第 25 条では、アイルランド国内の支店を通じて直接又は間接的に生じた取引の所得について、非居住法人に課税する枠組みを提供している。
- ・ Engie 事件では、国内法の解釈に関する紛争は、その解釈が国内法の文言と整合する場合に、加盟国の解釈を支持する形で解決されるべきと裁判所が判断した。

⁽⁷⁶⁾ EU 域外の政府や公的機関が企業に提供する補助金が対象 (例：中国、アメリカ、その他の非 EU 諸国からの資金提供)。2023 年 1 月 12 日に発効し、同年 7 月 12 日以降、M&A 取引や公共調達手続に関する審査が開始された。なお、国家補助 (State Aid) は、EU 加盟国の政府が企業に提供する補助金や税制優遇が対象であることに留意。

⁽⁷⁷⁾ 中国は、FSR の調査対象として自国の企業が多く選ばれていることが、WTO の無差別原則、WTO の補助金に関するルール (SCM 協定: Subsidies and Countervailing Measures Agreement) に反すると主張している。

■ 欧州委員会の決定（2016 年 8 月 20 日）

1997 年税制統合法第 25 条により、利益配分方法は独立企業間価格原則に基づいて適用される必要がある。また、TFEU 第 107 条第 1 項も利益配分方法が独立企業間原則に基づくことを要求しており、加盟国がこの原則を国内法に組み込んでいるか否かにかかわらない。

争点は、アイルランド税務当局が裁量に基づき発行した租税裁定が、1997 年税制統合法第 25 条に基づく独立企業間原則を適用しているかどうかである。

■ 一般裁判所（GC）の判決（2020 年 7 月 15 日）

国内法が、非居住法人の支店及び居住法人が同じ課税要件に従うことを規定している場合、TFEU 第 107 条第 1 項は、非居住法人の支店に配分された利益が、国内当局により認められた基準であることを確認する権限を欧州委員会に与える（判決パラ 224）。

■ 欧州司法裁判所（CJEU）の判決（2024 年 9 月 10 日）

直接課税の基準システムを特定するためには、該当する加盟国で適用される国内法のみが考慮されるべきである（判決パラ 82）。

本件における独立企業間原則の適用は、アイルランドの法人課税に関する国内税法に基づいている。第 25 条の適用は、アイルランドによって説明されたように、機能的及び事実的分析に対応し、企業の恒久的施設に割り当てられるべき資産、機能、リスクを特定する最初のステップの一部として行われた（判決パラ 123）。

[B] 独立企業間原則の事案への適用

欧州委員会の見解によると、Apple Inc.が AOE (Apple Operations Europe) 及び ASI (Apple Sales International) に付与した知的財産ライセンスに関連する機能は、AOE 及び ASI の取締役会によってのみ実行されたとすることはできない。両社には従業員がいないため、独立企業間の文脈でライセンスの使用から生じる利益を割り当てるべきではない。

これらの利益は、アイルランドにある AOE 及び ASI の支店に割り当てられるべきであり、それらの支店のみが、AOE 及び ASI の取引活動にとって重要な Apple グループの知的財産に関連する機能を効果的に実行できる立場にあった。

一般裁判所（GC）は AOE が実行可能であると判断した（判決パラ 239）が、欧州委員会の適用方法には誤りがあった（判決パラ 245）。

欧州司法裁判所（CJEU）は次のように述べている。「欧州委員会の主張は正当である。ASI 及び AOE の支店に利益を割り当てる証拠が不十分であるという理由で、一般裁判所は、Apple Inc.が Apple グループの知的財産に関連して実行した機能と、ライセンスに関連してこれらの支店が実行した機能を誤って比較した。」（判決パラ 220）

【出所】セミナーJ資料（スライド）41～44 頁。

（Rita da Cunha） 欧州委員会は移転価格の適用に関する理由で控訴したが、参照基準システムの解釈については控訴しなかった。アイルランドと Apple は、下級裁判所の判決を変更したくないため、参照基準システムの誤りを指摘したものの、正式な交差控訴（クロスアピール）

(78)を行わなかった。そのため、欧州司法裁判所は参照基準システムに関する問題を再審査しないと判断した。手続規則では、勝訴側が判決内容を変更せず、特定の理由に異議を唱える場合に交差控訴が必要かどうかについて明確ではない。一方、米国最高裁判所の判例では、判決内容を変更しない場合でも特定の論点を変更したい場合には交差控訴が必要とされる。

欧州司法裁判所は交差控訴を必要とする解釈を行ったが、この解釈は不明確であり、Fiat や Amazon 事件の結果と矛盾している。また、2021 年の判例を基に解釈を行ったが、Apple 事件の控訴は 2020 年に行われており、この解釈を適用することは不適切だと述べた。本件では、欧州司法裁判所が手続規則の解釈に基づき、Fiat や Amazon 事件で採用されたアプローチとは異なる判断を下した。しかし、Fiat や Amazon 事件において設定された「参照基準システムは加盟国の国内法に基づくべき」という原則自体は覆されなかった。

手続的な観点からは、本件の判決は誤りであり、特に Fiat や Amazon 事件との整合性を欠いている。しかし、参照基準システムに関する原則の維持という点では混乱はないため、この側面は評価できる。

7. 国連枠組条約に対する立場

(Alfredo Garcia Prats) ここで国連決議 78-230 に対する EU の立場を説明しないわけにはいかない。私たちは、これが国際的な税制の統合と包摂性を向上させる機会となるのか、あるいはグローバル・ノース（先進国）とグローバル・サウス（途上国）の対立を深めるリスクとなるのか、問う必要がある。

EU と加盟国は 2024 年 4 月～9 月の声明で懸念を表明し、国連の Terms of Reference に対する立場を反対から棄権へと変えた。私たちは、次の点を重視している。

- ・ 安定性と確実性を確保するため、政府間組織の高いレベルでの議論が必要。
EU は補完性の原則（complementarity principle）を支持しており、重複を避けるべきと考える。新しい国際課税制度を構築するのではなく、現行の制度を改善し、包摂的にすることを目指すべきである。第 1 の柱を新しいエンジンに例え、その実行可能性と実際の利用状況について検討する必要がある。
- ・ 将来の作業計画の明確化と、透明で事前に確立された手続規則が必要。
条約の作業ルールが明確に定義されていない段階で、条約の具体的な内容が決定されることへの懸念がある。国連はまず、ルールのスコープと適用範囲を明確にする必要があり、その後に実質的な議論を進めるべきである。
- ・ 決定基準は合意形成を重視すべきであり、単純多数決だけでは正当性（legitimacy）が欠如する可能性がある。
- ・ 納税者の人権保護を十分に考慮すべきである。

国連が国際課税ルールの議論において適切なフォーラムとなるには、実効性のある結果を得るための手続的正当性（input legitimacy）と結果的正当性（output legitimacy）を確保する必要がある。現在の並行交渉や決定基準の不透明さが、長期的な成果に悪影響を及ぼすことを懸念している。

(78) 主に勝訴側が、「判決結果（主文）は維持したいものの、判決理由や法的解釈に不満がある場合」に提起する。

富裕層に対するグローバル・ミニマム課税の背景

- ・ G20 におけるブラジルからの提案
 - 「Pillar 3」とは違う形で、租税回避と脱税に対処する必要性の認識
- ・ ToR (Terms of Reference) の進化
 - i. 富裕税に関する議論は UNTFC の「初期プロトコル」には含まれず、IF/G20 アプローチと類似した展開をする可能性
 - ii. 各国の税主権 (Tax Sovereignty) の尊重
- ・ 国連租税委員会、Wealth and Solidarity Taxes に関する小委員会
 - 個人資産に対する「ネット富裕税 (Net Wealth Tax)」のための UN Template Law 作成
- ・ EU の立場：富裕税は優先事項ではなく、共通のイニシアティブはない
 - i. 富裕税を導入している EU 加盟国は非常に少ない：法的な懸念が存在
 - ii. EU 資産登録

【出所】セミナーJ資料（スライド）60 頁。

(Benjamin Angel) アメリカとイタリアの対立から始まった国連での議論は、共通ルールを策定しようとする場面では望ましくない状況である。EU がバーゼルで棄権したことについては、善意 (goodwill) を示し、グローバル・ノース (先進国) とグローバル・サウス (途上国) の対立を避ける意図がある。

OECD の枠組みは 145 か国が大きな努力をして構築したものであり、無視することは不合理である。OECD の成果と国連のプロセスを対立ではなく、補完的なものとして調整する必要がある。

「合意形成 (コンセンサス)」とは全会一致を意味するものではなく、ほとんどの参加者にとって受け入れ可能な解決策を目指すことを意味する。195 か国全ての全会一致は非現実的だが、単純多数決では主要国 (例：アメリカ、EU、日本、カナダなど) が同意しない結果となる可能性があり、それでは国際的な合意として不十分である。

税制のさらなる複雑化は避けるべきであり、国連のプロセスが成功するには、OECD がこれまでに築き上げてきた基盤を完全に考慮することが必要である。そのため、「適切なアプローチ」と「適切な基盤」を見つけ、既存の国際的な枠組み (特に OECD) を十分に活用することが鍵となる。

(以上)